

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>表紙 右下 注意事項</p> <p>アンダーラインは、栃木県独自を示す。</p> <p>太字は、国土交通省土木工事共通仕様書による。</p>	<p>本仕様書は「国土交通省関東地方整備局土木工事共通仕様書」に準拠している。</p> <p>アンダーライン部は栃木県独自の取り組みを示すものである。</p>	<p>国土交通省共通仕様書に準拠していることを明記</p>
<p>1-1-1-1 適用</p> <p>1.適用工事</p> <p>栃木県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県県土整備部が発注する河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、その他これらに類する工事(以下「工事」という。)に係る、栃木県建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>1-1-1-1 適用</p> <p>1.適用工事</p> <p>栃木県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、栃木県県土整備部が発注する<b>土木工事</b>(河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、その他これらに類する工事(以下「工事」という。))に係る、栃木県建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記修正)</p>
<p>2.共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「<b>栃木県建設工事監督執務要領</b>」(以下「監督執務要領」という。)<b>、「栃木県建設工事検査規程」</b>(以下「検査規程」という。)<b>、「栃木県工事検査要領」</b>(以下「検査要領」という。))に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、<b>地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)</b>(以下「施行令」という。)<b>第167条の15</b>に基づくものであることを認識しなければならない。</p>	<p>2.共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「<b>栃木県工事監督執務要領</b>」(以下「監督執務要領」という。)<b>、「栃木県建設工事検査規程」</b>(以下「検査規程」という。)<b>、「栃木県工事検査要領」</b>(以下「検査要領」という。))に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、<b>地方自治法施行令(令和7年6月改正政令第213号)</b>(以下「施行令」という。)<b>第167条の15</b>に基づくものであることを認識しなければならない。</p>	<p>誤記修正</p> <p>時点修正</p>
<p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>4.監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における監督員は、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成<b>および</b>交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、～</p>	<p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>4.監督員</p> <p>本仕様で規定されている土木工事における監督員は、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成<b>及び</b>交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、～</p>	<p>国仕様書準拠 (表記修正)</p>
<p>21.連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、<b>契約書第19条</b>に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による<b>連絡</b>内容の伝達は不要とする。</p>	<p>21.連絡</p> <p>連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、<b>契約書第19条</b>に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による<b>連絡</b>内容の伝達は不要とする。</p>	<p>アンダーライン追加</p> <p>太字追加</p>
<p>(記載なし)</p>	<p><b>24.情報共有システム</b></p> <p><b>情報共有システム</b>とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現する<b>システム</b>のことをいう。なお、<b>本システム</b>を用いて作成及び提出等を行った<b>工事帳票</b>については、<b>別途紙</b>に出力して提出しないものとする。</p>	<p>新規追加</p> <p>国仕様書準拠[H25]</p>
<p>24.書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、<b>指示、承諾、協議、提出、報告、通知</b>が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または<b>押印したもの</b>を含む)したものも有効とする。</p>	<p>25.書面</p> <p>書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、<b>指示、承諾、協議、提出、報告、通知</b>が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名(署名または<b>押印を含む</b>)したものも有効とする。</p>	<p>番号修正</p> <p>太字追加</p> <p>国仕様書準拠[R3] (押印見直しに伴う規定変更)</p>
<p>25.工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p>	<p>26.工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p>	<p>番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
	なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について」(令和3年3月26日付け国技建管第21号)に基づき実施しなければならない。	国仕様書準拠[H31](新規追加) [R5](基準改訂)
26.工事帳票	27.工事帳票	番号修正
27.工事書類	28.工事書類	番号修正
28.契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第10条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	29.契約関係書類 契約関係書類とは、契約書第10条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	番号修正
29.工事完成図書	30.工事完成図書	番号修正
30.電子成果品	31.電子成果品	番号修正
31.工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	32.工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	番号修正
32.確認	33.確認	番号修正
33.立会	34.立会	番号修正
(記載なし)	35.段階確認 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	国仕様書準拠 [R3](3-1-1-1から編入)
(記載なし)	36.技術検査 技術検査とは、栃木県工事検査技術基準(栃木県県土整備部技術管理課通知平成28年4月1日施行)に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	国仕様書準拠 [R3](3-1-1-1から編入)
34.工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	37.工事検査 工事検査とは、検査職員が契約書第33条、第39条、第40条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	番号修正 条文修正
35.検査職員 検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	38.検査職員 検査職員とは、契約書第33条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	番号修正 条文修正
36.同等以上の品質	39.同等以上の品質	番号修正
37.工期	40.工期	番号修正
38.工事着手日(工期の始期日) 工事着手日(工期の始期日)とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	41.工事着手日(工期の始期日) 工事着手日(工期の始期日)とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	番号修正
39.現場着手日 現場着手日とは、工事着手日(工期の始期日)以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工事製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日のことをいう。	42.現場着手日 現場着手日とは、工事着手日(工期の始期日)以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工事製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日のことをいう。	アンダーライン追加
40.工事	43.工事	番号修正
41.本体工事	44.本体工事	番号修正
42.仮設工事	45.仮設工事	番号修正
43.工事区域	46.工事区域	番号修正

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
44.現場	47.現場	番号修正
45.SI	48.SI	番号修正
46.現場発生品	49.現場発生品	番号修正
47.JIS規格 JIS規格とは、 <a href="#">日本工業規格</a> をいう。	50.JIS規格 JIS規格とは、 <a href="#">日本産業規格</a> をいう。	番号修正 JIS改正
1-1-1-3 設計図書の照査等 1.図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に <a href="#">図面</a> の～ 2.設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を <a href="#">書面により</a> 提出し、確認を求めなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。 また、請負額1,000万円未満の工事については、該当する事実が無い場合、照査報告の提出を省略するものとする。	1-1-1-3 設計図書の照査等 1.図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に <a href="#">図面</a> の～ 2.設計図書の照査 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 ただし、 <a href="#">設計図書</a> の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。 また、請負額1,000万円未満の工事については、該当する事実が無い場合、照査報告の提出を省略するものとする。	太字追加 国仕様書準拠 ("書面により"削除) 太字追加
(記載なし)	1-1-1-4 <a href="#">ワンデーレスポンス</a> 1.ワンデーレスポンス 監督職員及び受注者は、「 <a href="#">ワンデーレスポンス</a> 」に努める。 <a href="#">ワンデーレスポンス</a> とは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	国仕様書準拠 [R6](新規追加)
(記載なし)	1-1-1-5 <a href="#">ウィークリースタンス</a> 監督職員及び受注者は、「 <a href="#">ウィークリースタンス</a> 」の実施に努める。 <a href="#">ウィークリースタンス</a> とは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。	国仕様書準拠 [R7](新規追加)
1-1-1-4 施工計画書 1.一般事項 受注者は、 <a href="#">当該現場の現場着手日前又は～</a> <a href="#">(14)その他(受注者、発注者が工事施工上必要な事項)(※)</a>	1-1-1-6 施工計画書 1.一般事項 受注者は、 <a href="#">当該現場の現場着手日前又は～</a> <a href="#">(14)「休日取得計画書及び実施書」等(週休二日の導入)</a> <a href="#">(15)その他(受注者、発注者が工事施工上必要な事項)(※)</a>	番号修正 アンダーライン追加 国仕様書準拠[R5] (週休2日) 県週休2日実施要領
2.変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 <a href="#">ただし、数量のわずかな変更等、軽微な変更の場合には提出を要しない。</a>	2.変更施工計画書 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合( <a href="#">工期や数量等の軽微な変更は除く</a> )には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	国仕様書準拠 [H31](表記修正)
1-1-1-5 コリズ(CORINS)への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録	1-1-1-7 コリズ(CORINS)への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として <a href="#">作成し</a>	番号修正 国仕様書準拠[H31]

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p>	<p>た「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<b>コリンズ登録時に</b>監督職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</p> <p><b>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</b></p>	<p>(コリンズ運用変更に伴い修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](表記修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](コリンズ運用変更に伴い追加)</p>
<p>1-1-1-6 監督職員 1.監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、<u>契約書第10条第2項</u>に規定した事項である。</p>	<p>1-1-1-8 監督職員 1.監督職員の権限 当該工事における監督職員の権限は、<u>契約書第10条第2項</u>に規定した事項である。</p>	<p>番号修正</p>
<p>2.監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による<b>指示</b>等を行えるものとする。口頭による<b>指示</b>等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が<b>指示</b>内容等を<b>確認</b>するものとする。</p>	<p>2.監督職員の権限の行使 監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による<b>指示</b>等を行えるものとする。口頭による<b>指示</b>等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が<b>指示</b>内容等を<b>確認</b>するものとする。</p>	<p>太字追加</p>
<p>1-1-1-7 工事用地等の使用 1.維持・管理 (2)<u>請負者</u>は、登記簿等の農地等に関する資料を収集し、監督職員と協議するものとする。資料収集に要する費用は、<u>本工事の請負代金から請負者</u>が負担するものとする。 (3)農地等の借地権は県が取得することとするが、その契約に要する費用及び賃貸料は<u>本工事の請負代金から請負者</u>が負担するものとする。 (4)農地等は必ず原状に回復し、農地等所有者に返還するものとする。</p> <p>2.用地の確保</p>	<p>1-1-1-9 工事用地等の使用 1.維持・管理 (2)<u>受注者</u>は、登記簿等の農地等に関する資料を収集し、監督職員と協議するものとする。資料収集に要する費用は、<u>受注者</u>が負担するものとする。 (3)農地等の借地権は県が取得することとするが、その契約に要する費用及び賃貸料は<u>受注者</u>が負担するものとする。 (4)農地等は必ず原状に回復し、農地等所有者に返還するものとする。</p> <p>2.用地の確保 ～ <u>また、その用地選定にあたっては原則民有地を確保することとし、民有地の確保が困難で、やむを得ず官有地に設置等を計画する場合は、事前に監督職員と協議の上、占用申請等必要な手続きを行うこと。</u></p>	<p>番号修正</p> <p>表記修正 (請負者→受注者) (“本工事の請負代金から”削除)</p> <p>特記仕様書から編入</p>
<p>1-1-1-8 現場の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める<u>工事着手日(工期の始期日)</u>以降30日以内に<u>現場</u>着手しなければならない。</p>	<p>1-1-1-10 現場の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める<u>工事着手日(工期の始期日)</u>以降30日以内に<u>現場</u>着手しなければならない。</p>	<p>番号修正</p> <p>国仕様書 変更[R2] アンダーライン追加</p>
<p>1-1-1-9 工事の下請負</p>	<p>1-1-1-11 工事の下請負</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-10 施工体制台帳 1.一般事項</p>	<p>1-1-1-12 施工体制台帳 1.一般事項</p>	<p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、～ なお、施工体制台帳等は、電子データで作成・提出してもよいものとする。	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、～ なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。	[R3] (施工体制台帳の作成等に 伴う改正)
1-1-1-11 受注者相互の協力	1-1-1-13 受注者相互の協力	番号修正
1-1-1-12 調査・試験に対する協力 2.公共事業労務費調査 (3)～日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 5.低入札価格調査 (注)受注者は、当該工事が「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領(平成19年6月1日施行)」で定める低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「栃木県低入札価格工事対策試行要領(平成20年1月1日施行)」の調査対象工事となった場合は、同要領に基づく対策に協力するとともに、必要な措置をとらなければならない。 (2)栃木県(環境森林部、農政部、県土整備部、企業局)が発注する工事で、同年度内に低入札価格工事又は請負額が低入札調査基準価格もしくは最低制限価格を上回り、それぞれの価格に予定価格の3%を加えた額(1万円未満切り捨て)を下回る工事(予定価格が500万円未満の工事を除く)を3件受注した場合で、5,000万円以上(舗装工事にあつては3,000万円以上)の工事については、「工事品質確保と特別対策の試行について(平成20年1月1日施行)」に基づく対策に協力しなければならない。なお、本項目については、平成23年7月1日から当分の間適用しない。(工事品質確保特別対策の試行の休止について(平成23年6月16日技管第57号))	1-1-1-14 調査・試験に対する協力 2.公共事業労務費調査 (3)～日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 5.低入札価格調査 受注者は、当該工事が「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領(令和6年8月10日施行)」で定める低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「栃木県低入札価格工事対策試行要領(平成20年1月1日施行)」の調査対象工事となった場合は、同要領に基づく対策に協力するとともに、必要な措置をとらなければならない。 (2) (削除) (平成23年から工事品質確保特別対策の試行休止中のため)	番号修正 誤記修正 基準改正 (2)削除 (平成23年から工事品質確保特別対策の試行休止中のため)
6.新技術の活用 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)、栃木県県土整備部新技術活用制度等を利用することにより、活用することが有用と思われる登録技術が明らかになった場合は、監督職員に協議するものとする。	6.新技術の活用 受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)、 <u>栃木県県土整備部新技術活用制度等</u> を利用することにより、活用することが有用と思われる登録技術が明らかになった場合は、監督職員に協議するものとする。	アンダーライン追加
1-1-1-13 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第21条の規定に基づき～ なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1-1-1-15 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第21条の規定に基づき～ なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、 <u>第1編1-1-1-44</u> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	番号修正 国仕様書準拠[R5](表記修正)
1-1-1-14 設計図書の変更	1-1-1-16 設計図書の変更	番号修正
1-1-1-15 工期変更 1.一般事項 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを～ 2.設計図書の変更等 受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要	1-1-1-17 工期変更 1.一般事項 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、 <u>第21条</u> 第3項、第22条、第23条及び <u>第45条</u> 第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書 <u>第25条</u> の工期変更協議の対象であるか否かを～ 2.設計図書の変更等 受注者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要	番号修正 条項修正 アンダーライン追加 条項修正 アンダーライン追加

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3.工事の一時中止 受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4.工期の延長 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5.工期の短縮 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>3.工事の一時中止 受注者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4.工期の延長 受注者は、契約書第23条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5.工期の短縮 受注者は、契約書第24条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>条項修正 アンダーライン追加</p> <p>条項修正 アンダーライン追加</p> <p>条項修正 アンダーライン追加</p>
<p>1-1-1-16 支給材料及び貸与品</p> <p>5.返還 受注者は、契約書第16条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」</p> <p>6.修理等</p> <p>7.流用の禁止</p> <p>8.所有権</p>	<p>1-1-1-18 支給材料及び貸与品</p> <p>5.貸与機械の使用 受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p> <p>6.返還 受注者は、契約書第16条第9項「不用となった支給材料または貸与品」</p> <p>7.修理等</p> <p>8.流用の禁止</p> <p>9.所有権</p>	<p>国仕様書準拠 [R3](3-1-1-5から編入)</p> <p>表記修正</p>
<p>1-1-1-17 工事現場発生品</p>	<p>1-1-1-19 工事現場発生品</p>	
<p>1-1-1-18 建設副産物</p> <p>4.再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>※「建設副産物の処理基準（案）（平成20年4月）栃木県県土整備部」による。</p>	<p>1-1-1-20 建設副産物</p> <p>4.再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>※「建設副産物の管理基準（令和7年4月）栃木県県土整備部」による。</p> <p>5.受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p>	<p>番号修正 国仕様書準拠[R5](表記変更)</p> <p>国仕様書準拠 [R5][R6](表記追加・修正)</p> <p>アンダーライン追加 基準改正</p> <p>国仕様書準拠[R6](追加)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>5.再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>※「建設副産物の処理基準(案)(平成20年4月)栃木県県土整備部」による。</p>	<p>6.再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>※「建設副産物の管理基準(令和7年4月)栃木県県土整備部」による。</p>	<p>番号修正 国仕様書準拠[R5](表記修正) 太字追加 国仕様書準拠 [R5][R6](表記追加・修正) アンダーライン追加</p>
	<p>7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</p> <p>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。</p> <p>また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>8.建設発生土の運搬を行う者に対する通知</p> <p>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>9.建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等</p> <p>受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R6] (7・8・9条項追加)</p>
<p>6.実施書の提出</p>	<p>10.実施書の提出</p>	<p>番号修正</p>
<p>7.建設副産物情報交換システム(コブリス(COBRIS))</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(セナス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用(計画・実施)書」及び「再生資源利用促進(計画・実施)書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>11.建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。また、建設副産物実態調査(セナス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。</p> <p>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>番号・名称修正 国仕様書準拠 [R4](表記修正) アンダーライン追加</p>
<p>8.建設発生土情報交換システム</p> <p>建設発生土を搬入または搬出する場合には、受注者は、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>12.建設発生土情報交換システム(コブリス・プラス)</p> <p>受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。</p> <p>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>番号・名称修正 国仕様書準拠[H30] (最新の運用に基づき改正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p><u>9.特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</u>                      (1)受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」(以下「建設リサイクル法」という)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。～                      (2)受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。                      ・再資源化等が完了した年月日                      ・再資源化等をした施設の名称及び所在地                      ・再資源化等に要した費用                      なお、書面は「建設リサイクル法に関する事務処理の手引き(平成14年5月)」に定めた様式「再資源化等報告書」とする。</p>	<p><u>13.特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置</u>                      (1)受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和4年法律第68号)」(以下「建設リサイクル法」という)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。～                      (2)受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。                      ・再資源化等が完了した年月日                      ・再資源化等をした施設の名称及び所在地                      ・再資源化等に要した費用                      なお、書面は「建設リサイクル法に関する事務処理の手引き(平成14年5月)」に定めた様式「再資源化等報告書」、又はコプリス・プラス上でのシステム入力とする。</p>	<p>諸基準類との整合  建設リサイクル法18条に基づく発注者への報告方法の追加</p>
<p><u>10.建設副産物関係書類等の作成及び提出</u>                      (1)建設副産物実態調査要領に基づき、<u>請負代金額</u>100万円以上の工事について、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。  <u>なお、建設資材の搬入及び建設副産物の搬出が無い場合も作成し提出すること。</u>                      また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出する。                      これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。                      (2)建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を2部提出すること。                      (3)建設廃棄物の処分に<u>あたって</u>、排出事業者(元請業者)は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。                      なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、<u>その契約書の写しを提出</u>すること。</p> <p><u>11.建設副産物の管理及び再生材の利用</u>                      受注者は、「建設副産物の管理基準(案)」及び「再生材の利用基準」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	<p><u>14.建設副産物関係書類等の作成及び提出</u>                      (1)建設副産物実態調査要領に基づき、<u>最終工事契約金額</u>100万円以上の工事について、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各1部提出すること。                      また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各2部提出する<u>とともに</u>、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。                      (2)建設副産物の処理に先立ち、「<u>建設副産物処理承認申請書</u>」により監督職員の確認を受け、<u>同申請書を2部提出</u>すること。                      (3)建設廃棄物の処分に<u>あたり</u>、排出事業者(元請業者)は処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、<u>建設副産物処理委託契約書を監督職員に提示するとともに同契約書の写を提出</u>すること。                      なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、<u>収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結</u>すること。  <u>(5)建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付・回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。</u>  <u>なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえて適切に保存すること。</u>  <u>15.建設副産物の管理及び再生材の利用</u>                      受注者は、「建設副産物の管理基準」及び「再生材の利用基準」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	<p>番号修正  表記修正 「建設副産物管理基準」の特記仕様書記載例に準拠  表記を要領合わせ(記載順ほか)</p>
<p>1-1-1-19 施設管理台帳</p>	<p>1-1-1-21 施設管理台帳</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-20 工事完成検査                      1.工事完成通知書の提出                      受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。                      2.工事完成検査の要件</p>	<p>1-1-1-22 工事完成検査                      1.工事完成通知書の提出                      受注者は、契約書第33条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。                      2.工事完成検査の要件</p>	<p>番号修正  条項修正 国仕様書準拠 [R5](表記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>(2)契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>6.修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>7.適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による確認及び立会～</p>	<p>(2)契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>6.修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第33条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>7.適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による確認及び立会～</p>	<p>条項修正</p> <p>番号修正、太字修正</p>
<p>1-1-1-21 既済部分検査等</p> <p>1.一般事項 受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2.部分払いの請求 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは～</p> <p>5.適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-6 監督職員による確認及び立会～</p> <p>7.中間前払金の請求 受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、～</p>	<p>1-1-1-23 既済部分検査等</p> <p>1.一般事項 受注者は、契約書第39条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第40条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2.部分払いの請求 受注者は、契約書第39条に基づく部分払いの請求を行うときは～</p> <p>5.適用規定 受注者は、当該既済部分検査については、第3編3-1-1-4 監督職員による確認及び立会～</p> <p>7.中間前払金の請求 受注者は、契約書第36条に基づく中間前払金の請求を行うときは、～</p>	<p>番号修正</p> <p>条項修正、アンダーライン追加</p> <p>条項修正、アンダーライン追加</p> <p>番号修正、太字追加</p> <p>条項修正</p>
<p>1-1-1-22 部分使用</p>	<p>1-1-1-24 部分使用</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-23 施工管理</p> <p>3.標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>1-1-1-25 施工管理</p> <p>3.標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 <u>また、記載内容については、「土木工事現場における表示施設等の設置基準」の改訂について(平成29年10月25日技管第217号)」によるものとする。</u></p>	<p>国仕様書準拠 [R5](表記統一)</p> <p>県基準追記</p>
<p>5.周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、直ちに監督職員へ連絡し、</p>	<p>5.周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、<b>または影響が生じた場合には直ちに</b>監督職員へ連絡し、</p>	<p>国仕様書準拠 (表記追記)</p>
<p>6.労働環境の改善</p> <p>～</p>	<p>6.労働環境等の改善</p> <p>～</p> <p>また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記追記)</p>
<p>(記載なし)</p>	<p>9.工事情報共有化 受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R4](新規追加)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
	<p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「<a href="#">栃木県県土整備部情報共有システム実施要領(令和2年10月)栃木県県土整備部</a>」に基づくこととする。</p> <p>なお、工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p> <p>10.不具合等発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに<b>通知</b>しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R4](新規追加)</p>
1-1-1-24履行報告	1-1-1-26履行報告	番号修正
	<p>1-1-1-27 週休二日の対応</p> <p>受注者は、<a href="#">「栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領（令和7年10月10日）栃木県県土整備部」</a>に基づき、週休二日制工事に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](新規追加)</p>
1-1-1-25工事関係者に対する措置請求	1-1-1-28工事関係者に対する措置請求	番号修正
<p>1-1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1.安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日)、～「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」、</p> <p>2.支障行為等の防止</p> <p>3.周辺への支障防止</p> <p>4.防災体制</p> <p>5.第三者の立入り禁止措置</p> <p>6.安全巡視</p> <p>7.現場環境改善</p>	<p>1-1-1-29工事中の安全確保</p> <p>1.安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、<b>最新の</b>土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、～「潜水作業安全施工指針(一社)日本潜水協会」、～</p> <p>2.建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3.支障行為等の防止</p> <p>4.使用する建設機械</p> <p>受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、<b>設計図書</b>により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員<b>の承諾</b>を得て、それを使用することができる。</p> <p>5.周辺への支障防止</p> <p>6.架空線等事故防止対策</p> <p>受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ<b>報告</b>しなければならない。 <u>※報告等については施工計画書等に記載して提出するものとする。</u></p> <p>7.防災体制</p> <p>8.第三者の立入り禁止措置</p> <p>9.安全巡視</p> <p>10.現場環境改善</p>	<p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [R6](“最新の”追加)</p> <p>国仕様書準拠 [R3](3-1-1-12 から編入)</p> <p>国仕様書準拠 [R3](3-1-1-12 から編入)</p> <p>国仕様書準拠 [R3](3-1-1-12 から編入)</p> <p>「<u>施工計画書等</u>」に修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>8.定期安全研修・訓練等 9.施工計画書 10.安全教育・訓練等の記録 11.関係機関との連絡 12.工事関係者の連絡会議 13.安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改定 法律第17号)第30条第1項に規定する 14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月改定 法律第17号)~ 15.災害発生時の応急処置 16.地下埋設物等の調査 17.不明の地下埋設物等の処置 18.地下埋設物件等損害時の措置</p>	<p>11.定期安全研修・訓練等 12.施工計画書 13.定期安全教育・訓練等の記録 14.関係機関との連絡 15.工事関係者の連絡会議 16.安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する~ 17.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)~ 18.災害発生時の応急処置 19.地下埋設物等の調査 20.不明の地下埋設物等の処置 21.地下埋設物件等損害時の措置</p>	<p>番号修正  適用基準改訂</p>
<p>1-1-1-27 爆発及び火災の防止</p>	<p>1-1-1-30 爆発及び火災の防止</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-28 後片付け</p>	<p>1-1-1-31 後片付け</p>	<p>番号修正</p>
<p>1-1-1-29 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、<u>指示する期日までに</u>、工事事務報告書を提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-32 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、<u>速やかに</u>工事事務報告書を提出しなければならない。</p>	<p>アンダーライン追加 「指示する期日までに」削除 「速やかに」追加</p>
<p>1-1-1-30 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成23年7月13日付国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付けられた特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂</p>	<p>1-1-1-33 環境対策 6.排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月</p>	<p>バン後字修正  基準改訂等  国仕様書準拠[R7]</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)		改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)		変更概要								
<p>平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。~</p> <p>表 1-1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>		機種	備考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p>30日付国総環リ第6号)に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。~</p> <p>表 1-1-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>		機種	備考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	(諸基準類との整合)
機種	備考											
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
機種	備考											
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブローカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。											
(記載なし)		<p><b>8.建設機械の燃料</b> 受注者は、建設機械の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には協力を行うこと。</p>		特記仕様書から編入								
<p>8.低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定</p>		<p>9.低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程</p>		番号修正 国仕様書準拠 [R5](表記修正)								
<p>9.特定調達品目 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号。以下、「グリーン購入法」という。))~</p>		<p>10.特定調達品目 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。以下、「グリーン購入法」という。))~</p>		番号修正 諸基準類との整合								
1-1-1-31 文化財の保護		1-1-1-34 文化財の保護		番号修正								
<p>1-1-1-32 交通安全管理 1.一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第30条によって処置するものとする。</p>		<p>1-1-1-35 交通安全管理 1.一般事項 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第30条によって処置するものとする。</p> <p><b>2.施工計画書</b> 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>		番号修正 条項ずれ アンダーライン追加 国仕様書準拠[R3] (3-1-1-13 から編入)								

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>2.輸送災害の防止 3.交通安全等輸送計画 4.交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について</p> <p>5.工事用道路使用の責任 6.工事用道路共用時の処置</p> <p>7.公共交通の確保</p> <p>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>8.水上輸送 9.作業区域の標示等 10.水中落下支障物の処置 11.作業船舶機械故障時の処理</p>	<p>3.輸送災害の防止 4.交通安全等輸送計画 5.交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について</p> <p>6.工事用道路使用の責任 7.工事用道路共用時の処置 8.工事用道路の維持管理</p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>9.公共交通の確保</p> <p>公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p>10.水上輸送 11.作業区域の標示等 12.水中落下支障物の処置 13.作業船舶機械故障時の処理</p>	<p>番号修正</p> <p>諸基準類との整合</p> <p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [R3](3-1-1-12 から編入)</p> <p>太字追加</p>
<p>12.通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月28日改正政令第187号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成28年7月15日改正政令第258号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>14.通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和6年9月改正政令第272号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年6月改正 法律第56号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠[R5][R7] (諸基準類との整合)</p>
<p>13.交通誘導警備業務</p> <p>受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(平成21年9月30日 栃木県公安委員会告示第54号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。～</p>	<p>15.交通誘導警備業務</p> <p>受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(令和5年11月30日 栃木県公安委員会告示第61号)交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を一人以上配置しなければならない。～</p>	<p>番号修正</p> <p>基準改訂</p>
<p>1-1-1-33 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以って不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。</p> <p>なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	<p>1-1-1-36 施設管理</p> <p>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第35条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以って不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。</p> <p>なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	<p>番号修正</p> <p>条項修正</p> <p>アンダーライン追加</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>1-1-1-34 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りであり、改正されている場合は原則として最新版を適用する。</p>	<p>1-1-1-37 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p>	<p>アンダーライン削除 (法令は最新版を常に適用するため)</p>
<p>(1) 地方自治法 (平成30年7月改正 法律第78号) (2) 建設業法 (平成26年6月改正 法律第69号) (4) 労働基準法 (平成27年5月改正 法律第31号) (5) 労働安全衛生法 (平成27年5月改正 法律第17号) (6) 作業環境測定法 (平成26年6月改正 法律第82号) (7) じん肺法 (平成26年6月改正 法律第82号) (8) 雇用保険法 (平成28年6月改正 法律第63号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成27年5月改正 法律第17号) (10) 健康保険法 (平成28年12月改正 法律第114号) (11) 中小企業退職金共済法 (平成28年6月改正 法律第66号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成28年5月改正 法律第47号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成28年11月改正 法律第89号) (14) 道路法 (平成28年3月改正 法律第19号) (15) 道路交通法 (平成27年9月改正 法律第76号) (16) 道路運送法 (平成28年12月改正 法律第106号) (17) 道路運送車両法 (平成28年11月改正 法律第86号) (19) 地すべり等防止法 (平成26年6月改正 法律第69号) (20) 河川法 (平成27年5月改正 法律第22号) (21) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号) (22) 航空法 (平成28年5月改正 法律第51号) (24) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号) (25) 森林法 (平成28年5月改正 法律第47号) (26) 環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号) (27) 火薬類取締法 (平成27年6月改正 法律第50号) (28) 大気汚染防止法 (平成27年6月改正 法律第41号) (30) 水質汚濁防止法 (平成28年5月改正 法律第47号) (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成27年7月改正 法律第58号) (34) 文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号) (35) 砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号) (36) 電気事業法 (平成28年6月改正 法律第59号) (37) 消防法 (平成27年9月改正 法律第66号) (38) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号) (39) 建築基準法 (平成28年6月改正 法律第72号)</p>	<p>(1) 地方自治法 (令和3年2月改正 法律第5号)) (2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号) (4) 労働基準法 (令和6年5月改正 法律第42号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号) (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号) (8) 雇用保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号) (10) 健康保険法 (令和6年6月改正 法律第47号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和6年5月改正 法律第26号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和5年12月改正 法律第84号) (14) 道路法 (令和5年5月改正 法律第34号) (15) 道路交通法 (令和5年6月改正 法律第56号) (16) 道路運送法 (令和5年4月改正 法律第18号) (17) 道路運送車両法 (令和5年6月改正 法律第63号) (19) 地すべり等防止法 (令和5年5月改正 法律第34号) (20) 河川法 (令和5年5月改正 法律第34号) (21) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号) (22) 航空法 (令和5年6月改正 法律第63号) (24) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号) (25) 森林法 (令和5年6月改正 法律第63号) (26) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号) (27) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号) (28) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号) (29) 水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号) (33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号) (34) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号) (35) 砂利採取法 (令和5年6月改正 法律第63号) (36) 電気事業法 (令和5年6月改正 法律第44号) (37) 消防法 (令和5年6月改正 法律第58号) (38) 測量法 (令和6年6月改正 法律第54号) (39) 建築基準法 (令和6年6月改正 法律第53号)</p>	<p>諸基準類との整合</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>(40)都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(41)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(42)土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(43)駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(44)自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(46)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(47)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(49)技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(50)漁業法 (平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(52)厚生年金保険法 (平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(53)資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)職業安定法 (平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(56)所得税法 (平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(57)水産資源保護法 (平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(58)著作権法 (平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(59)電波法 (平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(60)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(61)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(62)農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)毒物及び劇物取締法 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(64)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(65)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第56号)</p> <p>(66)警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(67)行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(68)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p>	<p>(40)都市公園法 (令和6年5月改正 法律第40号)</p> <p>(41)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(42)土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(43)駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)</p> <p>(44)自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)</p> <p>(45)自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)</p> <p>(46)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(47)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)</p> <p>(49)技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(50)漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)</p> <p>(52)厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(53)資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)</p> <p>(55)職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(56)所得税法 (令和6年5月改正 法律第26号)</p> <p>(57)水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(58)著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号)</p> <p>(59)電波法 (令和5年12月改正 法律第87号)</p> <p>(60)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(61)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(62)農薬取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(63)毒物及び劇物取締法 (令和5年5月改正 法律第36号)</p> <p>(64)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)</p> <p>(65)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(66)警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律 (令和5年11月改正 法律第79号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)</p>	
<p>5.石綿等含有廃材の取扱い</p> <p>(1) 石綿等の含有が疑わしい廃材が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、取扱いについて監督職員からの指示を受けること。 また、現場での飛散を避けるため廃材の小割は行わないこと。</p> <p>(2) 石綿等の含有が確認された廃棄物は、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正な手続き及び処理を行うこと。</p> <p>(3) 混合廃棄物中の石綿等の含有が確認された廃棄物は、原則建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別を実施した後、最終処分場に持ち込むこと。</p>	<p>(1-1-1-46 石綿使用の有無に編入)</p>	
<p>1-1-1-35 官公庁等への手続</p> <p>4.許可承諾条件の遵守</p>	<p>1-1-1-38 官公庁等への手続等</p> <p>4.許可承諾条件の遵守</p>	<p>番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。	太字追加
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更	番号修正
<p>1-1-1-37 工事測量</p> <p>3.工事用測量標の取扱い</p> <p>4.既存杭の保全</p> <p>5.水準測量・水深測量</p>	<p>1-1-1-40 工事測量</p> <p>3.仮設標識</p> <p>受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p> <p>4.工事用測量標の取扱い</p> <p>5.既存杭の保全</p> <p>6.水準測量・水深測量</p>	<p>番号修正</p> <p>国仕様書 準拠[R3]</p> <p>(3-1-1-14 より編入)</p>
<p>1-1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1.工事災害の報告</p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、～</p> <p>2.設計図書で定めた基準</p> <p>契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(3)河川沿いの施設にあっては、河川の氾濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>3.その他</p> <p>契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>1-1-1-41 不可抗力による損害</p> <p>1.工事災害の報告</p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第31条の規定の適用を受けると思われる場合には、～</p> <p>2.設計図書で定めた基準</p> <p>契約書第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(3) 河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>3.その他</p> <p>契約書第31条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第28条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>番号修正</p> <p>条項修正</p> <p>太字追加</p> <p>表記修正</p> <p>条項修正</p>
<p>1-1-1-39 特許権等</p> <p>3.著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成28年5月27日改正 法律第51号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>1-1-1-42 特許権等</p> <p>3.著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号)第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>国仕様書</p> <p>準拠[R7]</p> <p>(諸基準類との整合)</p>
<p>1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4.補償</p> <p>5.建設業退職金共済制度の履行</p> <p>また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	<p>1-1-1-43 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4.法定外の労災保険の付保</p> <p>受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>また、保険契約の締結後速やかに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し確認を受けること。</p> <p>5.補償</p> <p>6.建設業退職金共済制度の履行</p> <p>また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠</p> <p>[R4](新規追加)</p> <p>特記仕様書から編入</p> <p>国仕様書準拠</p> <p>[R4](実態を踏まえて変更)</p> <p>"工事完成時"</p> <p>アンダーライン追加</p>
<p>1-1-1-41 臨機の措置</p> <p>[参考 1-1-1-34 5.石綿等含有廃材の取扱い]</p> <p>(1) 石綿等の含有が疑わしい廃材が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、取扱いについて監督職員からの指示を受けること。</p>	<p>1-1-1-44 臨機の措置</p> <p>1-1-1-45 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事においては「事前調査結果</p>	<p>国仕様書準拠[R5](新規追加)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																		
<p>また、現場での飛散を避けるため廃材の小割は行わないこと。</p> <p>(2) 石綿等の含有が確認された廃棄物は、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適正な手続き及び処理を行うこと。</p> <p>(3) 混合廃棄物中の石綿等の含有が確認された廃棄物は、原則建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別を実施した後、最終処分場に持ち込むこと。</p>	<p>の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p>																			
<p>1-1-1-42 主任技術者及び監理技術者</p> <p>1.主任技術者の資格</p> <p>契約書第11条第1項に規定する主任技術者は原則として下表の基準の者を定めること。</p> <table border="1" data-bbox="210 678 1219 1325"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th colspan="2">主任技術者又は監理技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,000万円以上</td> <td colspan="2">                     次のイ、ロ又はハに掲げる者                      イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。                      ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。                      ハ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条第2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。                 </td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 7,000万円未満</td> <td>主任技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工管理又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。</td> <td>監理技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.主任技術者及び監理技術者の変更</p> <p>受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者等」という。)を変更できるものとする。</p> <p>変更については、下記を満足することを条件とする。</p> <p>(1)病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。</p>	請負代金額	主任技術者又は監理技術者		7,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。 ハ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条第2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。		3,000万円以上 7,000万円未満	主任技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工管理又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。	監理技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。	<p>1-1-1-46 主任技術者及び監理技術者</p> <p>1.主任技術者及び監理技術者の資格</p> <p>対象工事が土木一式工事における、契約書第11条第1項に規定する主任技術者及び監理技術者は原則として下表の基準の者を定めること。</p> <table border="1" data-bbox="1344 678 2332 1583"> <thead> <tr> <th>請負代金額</th> <th>主任技術者</th> <th>監理技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,000万円以上</td> <td>                     次のイ又はロに掲げる者                      イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者                      ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。                 </td> <td>                     次のイ又はロに掲げる者                      イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。                      ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。                 </td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上 7,000万円未満</td> <td>                     次のイ又はロに掲げる者                      イ 上欄イに掲げる者又は技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工管理又は2級の土木施工管理とするものに合格した者。                      ロ 上欄ロに掲げる者。                 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2.主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の変更</p> <p>受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐(以下「技術者等」という。)を変更できるものとする。</p> <p>変更については、下記を満足することを条件とする。</p> <p>(1)死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合。                  (2)工場から現地へ工事の現場が移行する場合。</p>	請負代金額	主任技術者	監理技術者	7,000万円以上	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。	3,000万円以上 7,000万円未満	次のイ又はロに掲げる者 イ 上欄イに掲げる者又は技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工管理又は2級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロに掲げる者。		<p>令和2年9月29日通知「土木施工管理技術者検定制度の活用について」により修正</p> <p>監理技術者補佐について記載</p>
請負代金額	主任技術者又は監理技術者																			
7,000万円以上	次のイ、ロ又はハに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。 ハ 建設業法第15条第2号ハの規定により国土交通大臣が同条第2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。																			
3,000万円以上 7,000万円未満	主任技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級若しくは2級の建設機械施工管理又は1級若しくは2級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。	監理技術者は次のイ又はロに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロ、ハに掲げる者。																		
請負代金額	主任技術者	監理技術者																		
7,000万円以上	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。	次のイ又はロに掲げる者 イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を1級の建設機械施工管理又は1級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに国土交通大臣が前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ロ 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)に合格した者。																		
3,000万円以上 7,000万円未満	次のイ又はロに掲げる者 イ 上欄イに掲げる者又は技術検定のうち検定種目を2級の建設機械施工管理又は2級の土木施工管理とするものに合格した者。 ロ 上欄ロに掲げる者。																			

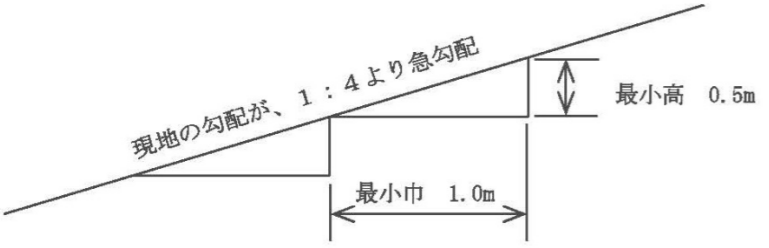
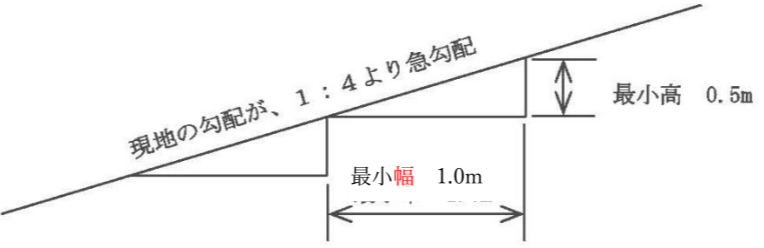
栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p><u>(2)工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。</u></p> <p><u>(3)工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。</u></p> <p><u>(4)上記(3)において途中交代を認める際の現場の対応</u></p> <p>①交代後の技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約図書に示す事項を満たすものとする。</p> <p>②技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。</p> <p>③工事期間内においては、1年間に2回を超えない範囲で認めるものとする。</p> <p><u>3.監理技術者の資格</u></p> <p>受注者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受け、かつ、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したことを証する監理技術者講習修了証(以下「講習修了証」という。)の交付を受けた者のうちから、これを選任するものとし、資格者証の写し及び講習修了証の写しを通知書に添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p><u>4.工場製作及び現場据え付け時の技術者</u></p> <p>受注者は、当該工事が工場製作後、現場据え付け作業を伴う工事の場合は、工場製作時及び現場据え付け時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><u>5.一般競争入札で契約した工事の技術者</u></p> <p>受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>なお、配置技術者が病休、退職、死亡等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。</p> <p><u>6.技術者の雇用関係</u></p> <p>受注者は、入札の申込をした日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出をした日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にある技術者を配置しなければならない。</p>	<p><u>(3)工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。</u></p> <p><u>(4)上記(3)において途中交代を認める際の現場の対応</u></p> <p>①交代後の技術者等に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約図書に示す事項を満たすものとする。</p> <p>②技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。</p> <p>③工事期間内においては、1年間に2回を超えない範囲で認めるものとする。</p> <p><u>3.専任の監理技術者の選任及び提出書類</u></p> <p>受注者は、専任の者でなければならない監理技術者を建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受け、かつ、建設業法26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したことを証する監理技術者講習修了証(以下「講習修了証」という。)の交付を受けた者のうちから、これを選任するものとし、資格者証の写し及び講習修了証の写しを通知書に添付して監督職員に提出しなければならない。</p> <p><u>4.工場製作及び現場据え付け時の技術者</u></p> <p>受注者は、当該工事が工場製作後、現場据え付け作業を伴う工事の場合は、工場製作時及び現場据え付け時のそれぞれに従事する主任技術者又は監理技術者を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><u>5.一般競争入札で契約した工事の技術者</u></p> <p>受注者は、一般競争入札で契約した工事については、契約前に提出した技術資料に記載した主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>なお、配置技術者が病休、退職、死亡等の極めて特別な場合に限り配置技術者を変更できるものとする。</p> <p><u>6.技術者の雇用関係</u></p> <p>受注者は、入札の申込をした日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出をした日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にある技術者を配置しなければならない。</p>	<p>監理技術者マニュアル準拠</p>
<p><u>1-1-1-43 暴力団等による不当介入</u></p> <p><u>1.一般事項</u></p> <p>栃木県が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等業務(以下「建設工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p><u>2.発注者への報告</u></p>	<p><u>1-1-1-47 暴力団等による不当介入</u></p> <p><u>1.一般事項</u></p> <p>栃木県が発注する建設工事及び建設工事に係る設計、調査、測量等業務(以下「建設工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p><u>2.発注者への報告</u></p>	

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																														
<p>1 により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。</p> <p>3.発注者との協議</p> <p>建設工事等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行わなければならない。</p>	<p>1 により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行なった場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。</p> <p>3.発注者との協議</p> <p>建設工事等において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行わなければならない。</p>																															
<p>第2章 土工</p> <p>第1節 適用</p> <p>1.適用工種</p> <p>本章は、河川土工、砂防土工、道路土工、<u>空港土工</u>、その他これらに類する工種について適用する。</p>	<p>第2章 土工</p> <p>第1節 適用</p> <p>1.適用工種</p> <p>本章は、河川土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。</p>	国仕様書変準拠[R5] (表記修正)																														
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>~なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>~また、基準類と設計図書に相違がある場合は、 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月) 国土交通省 発生土利用基準について (平成18年8月)</p>	国仕様書変修正[R5] (諸基準類改訂) 表記修正																														
<p>第3節 河川土工・砂防土工</p> <p>1-2-3-1 一般事項</p> <p>1.適用工種</p> <p>本節は、河川土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を<u>確かめられた</u>時点で、~ また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第19条第1項の規定により~</p>	<p>第3節 河川土工・砂防土工</p> <p>1-2-3-1 一般事項</p> <p>1.適用工種</p> <p>本節は、河川土工・砂防土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を<u>確かめられた</u>時点で、 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第19条第1項の規定により~</p>	誤記修正  誤記修正  アンダーライン追加																														
<p>2.地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p>表 1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土</td> <td>粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性土(V)</u> 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩または石</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩 I</td> <td>指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので<u>及び</u>第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、<u>き裂の間隔は5~10cmくらい</u>のもの。</td> </tr> </tbody> </table>	名称			説明	A	B	C	土	粘性土	高含水比粘性土	バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性土(V)</u> 有機質土(O)	岩または石	軟岩	軟岩 I	指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので <u>及び</u> 第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、 <u>き裂の間隔は5~10cmくらい</u> のもの。	<p>2.地山の土及び岩の分類</p> <p>地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p>表 1-2-1 土及び岩の分類表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">名称</th> <th rowspan="2">説明</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土</td> <td>粘性土</td> <td>高含水比粘性土</td> <td>バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性(V)</u> 有機質土(O)</td> </tr> <tr> <td>岩または石</td> <td>軟岩</td> <td>軟岩 I</td> <td>指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので<u>および</u>第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、<u>き裂間隔は5~10cm程度</u>のもの。</td> </tr> </tbody> </table>	名称			説明	A	B	C	土	粘性土	高含水比粘性土	バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性(V)</u> 有機質土(O)	岩または石	軟岩	軟岩 I	指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので <u>および</u> 第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、 <u>き裂間隔は5~10cm程度</u> のもの。	表記修正
名称			説明																													
A	B	C																														
土	粘性土	高含水比粘性土	バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性土(V)</u> 有機質土(O)																													
岩または石	軟岩	軟岩 I	指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので <u>及び</u> 第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、 <u>き裂の間隔は5~10cmくらい</u> のもの。																													
名称			説明																													
A	B	C																														
土	粘性土	高含水比粘性土	バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの 条件の悪いローム条件の悪い粘性土火山灰質粘性土 シルト(M)粘性土(C) <u>火山灰質粘性(V)</u> 有機質土(O)																													
岩または石	軟岩	軟岩 I	指先で離しうる程度のもので、き裂の間隔は1~5cmくらいのもので <u>および</u> 第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、 <u>き裂間隔は5~10cm程度</u> のもの。																													

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>4.適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-18 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>	<p>4.適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-20 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>	<p>番号修正</p>
<p>6.施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1-1-1-4 施工計画書第1項の～</p> <p>8.建設発生土受入れ地の条件 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの</p>	<p>6.施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1-1-1-6 施工計画書第1項の～</p> <p>8.建設発生土受入れ地の条件 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの</p>	<p>番号修正 表記修正</p>
<p>1-2-3-2 掘削工 6.残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	<p>1-2-3-2 掘削工 6.残土運搬時の注意 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5]</p>
<p>1-2-3-3 盛土工</p>  <p>図 1-2-1 盛土基礎地盤の段切</p>	<p>1-2-3-3 盛土工</p>  <p>図 1-2-1 盛土基礎地盤の段切</p>	<p>表記修正</p>
<p>11.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>17.押え盛土の施工計画 受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置並びに盛土基礎地盤の特性等について～</p>	<p>11.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>17.押え盛土の施工計画 受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うにあたり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について～</p>	<p>国仕様書変準拠[R5] 国仕様書に表現統一</p>
<p>1-2-3-4 盛土補強工 2.盛土材の確認 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、</p>	<p>1-2-3-4 盛土補強工 2.盛土材の確認 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、</p>	<p>国仕様書準拠[R5]</p>
<p>8.盛土材のまき出し及び締固め 受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編 1-2-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、</p>	<p>8.盛土材の巻出し及び締固め 受注者は、盛土材の巻出し及び締固めについては、第1編 1-2-3-3 盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](表記修正)</p>
<p>1-2-3-7 残土処理工 2.残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	<p>1-2-3-7 残土処理工 2.残土運搬時の注意 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5] (表記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																																				
<p>第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 3.構造物取付け部 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説IV下部構造編 7.9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月) 及び「道路土工－盛土工指針4－10盛土と他の構造物との取付け部の構造」 8.適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-18 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10.施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1-1-1-4 施工計画書第1項の～ 15.伐開除根作業範囲 表 1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">種別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根本で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>〃</td> <td>伐根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高 1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	根本で切り取る	同左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃	伐根除去	〃	<p>第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 3.構造物取付け部 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説(IV下部構造編)7.9 橋台背面アプローチ部」(日本道路協会、平成29年11月) 及び 「道路土工－盛土工指針4－10盛土と他の構造物との取付け部の構造」 8.適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-20 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 10.施工計画書 受注者は、建設発生土処理にあたり第1編 1-1-1-6 施工計画書第1項の～ 15.伐開除根作業範囲 表 1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">種別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古根株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高 1m を超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高 1m 以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別				雑草・ささ類	倒木	古根株	立木	盛土高 1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃	<p>太字修正      番号修正  番号修正  国仕様書準拠[R4]</p>
区分		種別																																				
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																		
盛土高 1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	根本で切り取る	同左																																		
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃	伐根除去	〃																																		
区分	種別																																					
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木																																		
盛土高 1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																		
盛土高 1m 以下の場合	根からすき取る	〃																																				
<p>1-2-4-3 路体盛土工 7.岩塊、玉石の路体盛土 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、<b>空げき</b>を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず 30 cm程度のもを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。 10.適切な含水比確保 11.異常時の処置 受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象<b>が</b>あった場合に、 14.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように<b>つとめなければならない</b></p>	<p>1-2-4-3 路体盛土工 7.岩塊、玉石の路体盛土 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、<b>空隙</b>を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず 30 cm程度のもを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。 10.適切な含水比の確保 11.異常時の処置 受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象<b>の</b>あった場合に、 14.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民<b>及び道路利用者</b>に迷惑がかからないように<b>努めなければならない</b>。</p>	<p>表記修正   表記修正  国仕様書準拠[R5] (表記修正)</p>																																				
<p>1-2-4-4 路床盛土工 5.一層の仕上り厚 受注者は、<b>路床盛土</b>の施工においては 9.異常時の処置 受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象<b>が</b>あった場合は、工事を中止し、 10.路床盛土の締固め度</p>	<p>1-2-4-4 路床盛土工 5.一層の仕上り厚 受注者は、<b>路床盛土工</b>の施工においては 9.異常時の処置 受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象<b>の</b>あった場合に<b>に</b>工事を中止し、 10.路床盛土の締固め度</p>	<p>表記修正</p>																																				

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
路床盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-23 施工管理第8項の規定による。	路床盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-25 施工管理第8項の規定による。	番号修正
16.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように <u>つとめなければならない</u> 。	16.採取土及び購入土運搬時の注意 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 <u>及び道路利用者</u> に迷惑がかからないように <u>努めなければならない</u> 。	国仕様書変準拠[R5] (表記修正)
第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3.適用規定(2) 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>コンクリート標準示方書(施工編)</u> 」(土木学会、平成25年3月)のコンクリートの品質の規定による。	第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第1節 適用 3.適用規定(2) 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「 <u>土木学会 コンクリート標準示方書[2023年制定](施工編)</u> 」(土木学会、2023年9月)のコンクリートの品質の規定による。	国仕様書準拠[R6] (基準改訂)
4.アルカリ骨材反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	4.アルカリシカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「 <u>アルカリ骨材反応抑制対策について</u> 」(平成15年3月5日付技管第261号)を遵守し、アルカリシカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	県規準に変更 (品質管理基準と統一) アンダーライン追記
第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記の基準類</u> による。 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ 施工指針 (平成24年6月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月) 公益財団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成21年9月) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (平成28年7月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下の基準類</u> による。 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定] (2023年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ 施工指針[2012年版] (平成24年6月) 土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定] (令和2年3月) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成29年8月) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン (平成28年7月) <u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u> (平成29年3月) <u>機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> (平成29年3月) <u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン</u> (平成30年6月) <u>橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン</u> (平成30年6月) <u>道路プレキャストコンクリート工技術委員会 ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> (平成31年1月)	表記修正 諸基準類との整合 基準追加
3.塩分の浸透防止 ～、アルカリ骨材反応による	3.塩分の浸透防止 ～、アルカリシカ反応による	国仕様書準拠[H31]
1-3-3-2 工場の選定 1.一般事項	1-3-3-2 工場の選定 1.一般事項	

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要				
<p>(1)JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき~</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工場現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。</p>	<p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき~</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)</p> <p>アンダーライン追加</p>				
<p>3.JIS以外のレディミストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編 1-3-3-2 第1項(2)に該当する工場が製造するレディミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、</p>	<p>3.JIS以外のレディミストコンクリート</p> <p>受注者は、第1編 3-3-2 第1項(2)に該当する工場が製造するレディミストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編 3-5-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、</p>	<p>表記修正</p>				
<p>1-3-5-2 材料の貯蔵</p> <p>3.骨材の貯蔵</p> <p>受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、</p>	<p>1-3-5-2 材料の貯蔵</p> <p>3.骨材の貯蔵</p> <p>受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、</p>	<p>表記修正</p>				
<p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>~JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法-遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、</p> <p>(3) 計量誤差は、1回計量分に対し、「表 1-3-2 計量の許容誤差」の値以下とする。</p> <p>(1) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表 1-3-2 計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-2 計量の許容誤差</p> <table border="1" data-bbox="240 1335 839 1432"> <tr> <td>材料の種類</td> <td>最大値 (%)</td> </tr> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p> <p>(6) ~ただし、水及び混和剤液については、表 1-3-2 に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7)受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をすすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。</p>	材料の種類	最大値 (%)	<p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>2.材料の計量</p> <p>JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法-遠心力による細骨材の表面水率試験方法」、</p> <p>(3) 計量値の許容差は、1回計量分に対し、「表 1-3-2 計量値の許容差」の値以下とする。</p> <p>(4) 連続ミキサーを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとするその計量値の許容差は、ミキサーの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表 1-3-2 計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサーの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 1-3-2 計量値の許容差</p> <table border="1" data-bbox="1383 1335 1982 1432"> <tr> <td>材料の種類</td> <td>計量値の許容差 (%)</td> </tr> </table> <p>※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1(%)とする。</p> <p>(6) ~ただし、水及び混和剤溶液については、表 1-3-2 に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をすすめるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。</p>	材料の種類	計量値の許容差 (%)	<p>表記修正</p> <p>国仕様書準拠 [R6](許容値等) (諸基準の改訂)</p> <p>国仕様書準拠 [R6](容積→体積) [R3](JIS名称変更"ミキサー")</p>
材料の種類	最大値 (%)					
材料の種類	計量値の許容差 (%)					
<p>3.練混ぜ</p> <p>(1)受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p>(2)受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない</p>	<p>3.練混ぜ</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R3](JIS名称変更"ミキサー")</p> <p>国仕様書準拠[R5][R6]</p>				

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>(4)~。やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(6)受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7)受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>(8)ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9)受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p>	<p>(4)~。やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>(6)受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。</p> <p>(7)受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。</p> <p>(8)ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>(9)受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。</p>	<p>(基準変更)</p>
<p>1-3-6-3 運搬 3.トラックジータ 受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、</p>	<p>1-3-6-3 運搬 3.トラックジータ 受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、</p>	<p>表記修正</p>
<p>1-3-6-4 打設 2.適用気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>5.コンクリートポンプ使用時の注意 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ 施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。</p> <p>11.水平打設 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p> <p>12.打設計画書 ~この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>14.上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、</p> <p>16.不要となったスパーサの除去 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスパーサを可能なかぎり取り除かなければならない。</p> <p>17.壁または柱の連続打設時の注意 18.アチ形式のコンクリート端部 19.アチ形式のコンクリート打設 20.アチ形式のコンクリート打継目</p>	<p>1-3-6-4 打設 2.適用気温 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>5.コンクリートポンプ使用時の注意 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ 施工指針[2012年版]5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。</p> <p>11.水平打設 受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。</p> <p>12.打設計画書 ~この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの自由落下高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>14.上層下層一体の締固め 受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、</p> <p>(削除)</p> <p>16.壁または柱の連続打設時の注意 17.アチ形式のコンクリート端部 18.アチ形式のコンクリート打設 19.アチ形式のコンクリート打継目</p>	<p>表記修正</p> <p>国仕様書準拠 [R5]基準改訂</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>国仕様書準拠[H31] (実態に合わせ削除)</p>
<p>1-3-6-5 締固め 2.締固め方法 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>	<p>1-3-6-5 締固め 2.締固め方法 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。</p>	<p>表記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>3.上層下層一体の締固め</p> <p>受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、</p>	<p>3.上層下層一体の締固め</p> <p>受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、</p> <p>4.狭隘・過密鉄筋箇所における締固め</p> <p>狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>国仕様書 準拠 [R4](新規追加)</p>
<p>1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2.沈下ひび割れの防止</p> <p>受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p>	<p>1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2.沈下ひび割れの防止</p> <p>受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように適切な時期に行わなければならない。</p>	<p>表記統一</p>
<p>1-3-6-7 打継目</p> <p>1.一般事項</p> <p>打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2.打継目を設ける位置</p> <p>受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>3.打継目を設ける場合の注意</p> <p>受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>8.伸縮継目</p> <p>伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、</p>	<p>1-3-6-7 打継目</p> <p>1.一般事項</p> <p>打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の性能を損なわないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2.打継目を設ける位置</p> <p>受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>3.打継目を設ける場合の注意</p> <p>受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の凹凸によるせん断力抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>8.伸縮目地</p> <p>伸縮目地の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、</p>	<p>国仕様書 準拠[H31] (諸基準類の改正に伴う修正)</p> <p>国仕様書 準拠[H31]</p> <p>表記追加</p> <p>表記修正</p>
<p>1-3-6-9 養生</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2.湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p>	<p>1-3-6-9 養生</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2.湿潤状態の保持</p> <p>受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を目安とする。</p>	<p>国仕様書 準拠[H31]</p> <p>国仕様書 準拠[R6] (諸基準類の改訂)</p> <p>国仕様書 準拠[R6] (諸基準類の改訂)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																																								
<p>表 1-3-3 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" data-bbox="151 281 881 516"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table>	日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	早強ポルトランドセメント	15℃以上	5日	7日	3日	10℃以上	7日	9日	4日	5℃以上	9日	12日	5日	<p>表 1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" data-bbox="1294 281 2208 516"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>混合セメント B種</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>3日</td> <td>5日</td> <td>7日</td> <td>8日</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>9日</td> <td>9日</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>5日</td> <td>9日</td> <td>12日</td> <td>12日</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p>	日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日	10℃以上	4日	7日	9日	9日	※	5℃以上	5日	9日	12日	12日	※	
日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	早強ポルトランドセメント																																							
15℃以上	5日	7日	3日																																							
10℃以上	7日	9日	4日																																							
5℃以上	9日	12日	5日																																							
日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメント B種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																					
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日																																					
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※																																					
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※																																					
<p>1-3-7-3 加工 3.鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成25年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-3-7-3 加工 3.鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R6] (諸基準類の改正)</p>																																								
<p>1-3-7-4 組立て 2.配筋・組立 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>1-3-7-4 組立て 2.配筋・組立て 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 (1)受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 (2)受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。 (3)受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</p>	<p>国仕様書に表現統一  国仕様書に表現統一</p>																																								
<p>3.鉄筋かぶりの確保 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、～ また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で～ なお、これ以外のスペーサを</p>	<p>3.鉄筋かぶりの確保 受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、～ また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で～ なお、これ以外のスペーサを</p>	<p>国仕様書準拠 [R3](コンクリート示方書と統一"スペーサ")</p>																																								
<p>1-3-7-5 継手 2.重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、ポキ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「ポキ系樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>1-3-7-5 継手 2.重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。 なお、ポキ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「ポキ系樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(土木学会、平成15年11月)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>																																								
<p>3.継手位置の相互ずらし</p>	<p>3.継手位置</p>																																									

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
受注者は、 <u>設計図書に明示した場合を除き</u> 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に <u>相互に</u> ずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。	受注者は、 <u>原則</u> 、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に <u>互いに</u> ずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。 <u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認</u> しなければならない。	国仕様書準拠[R3]("互いに")
5.継ぎたし鉄筋の保護 受注者は、将来の <u>継ぎたし</u> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、 <u>損傷、腐食等をうけないようにこれを保護</u> しなければならない。	5.継足し鉄筋の保護 受注者は、将来の <u>継足し</u> のために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、 <u>損傷、腐食等からこれを保護</u> しなければならない。	表記修正
8.機械式鉄筋継手 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)信頼度Ⅱ種を基本とするが、	8.機械式鉄筋継手 ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って <u>確認</u> を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、	太字追加 国仕様書準拠[R5](基準改訂)
(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。	(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために <u>必要な</u> 継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。	表記修正
1-3-7-6 ガス圧接 3.圧接の禁止 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。 <u>なお、自動ガス圧接及び熱感押抜ガス圧接は、鉄筋径が異なる鉄筋同士では接合は行わない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。</u>	1-3-7-6 ガス圧接 3.圧接の禁止 受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。	国仕様書準拠 [県オリジナル削除]
4.圧接面の清掃 受注者は、 <u>圧接面を圧接作業前にグラインダ等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに</u> 、さび、油、塗料、セメント、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。	4.圧接面の清掃 受注者は、 <u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、さび、油脂、塗料、セメント、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u>	
5.圧接面のすき間 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺の <u>すき間</u> は2mm以下とする。	5.圧接面のすき間 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺の <u>すきま</u> は2mm以下とする	
6.悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>遮へいした場合は作業を行うことができる。</u>	6.悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、 <u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。</u>	
(記載なし)	1-3-8-2 構造 4.残存型枠の構造 <u>残存型枠(外壁兼用型)とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</u> <u>残存型枠(外壁兼用型)に用いる型枠は意匠性を目的としない残存型枠(外壁兼用型)または意匠性を目的とした残存化粧型枠(外壁兼用型)とする。</u>	特記仕様書からの編入

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要													
	<p>また、下表に従い品質規格証明書等を照合して確認し対象を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1374 323 2386 1058"> <thead> <tr> <th data-bbox="1374 323 1484 363">項目</th> <th data-bbox="1484 323 2157 363">内容</th> <th data-bbox="2157 323 2386 363">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1374 363 1484 653">主要材料</td> <td data-bbox="1484 363 2157 653">                     1)モルタル及びコンクリート                      第8編 8-1-8-4 コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。                      2)型枠製品内蔵の補強部材                      補強部材は、型枠本体に内蔵していること。                      3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。                 </td> <td data-bbox="2157 363 2386 653">品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 653 1484 743">強度特性</td> <td data-bbox="1484 653 2157 743">コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること</td> <td data-bbox="2157 653 2386 1058" rowspan="3">公的試験機関の証明書又は試験結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 743 1484 833">一体性</td> <td data-bbox="1484 743 2157 833">コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1374 833 1484 1058">耐久性</td> <td data-bbox="1484 833 2157 1058">                     1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。                      2) 型枠は、耐凍結融解性を有していること。                      (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載)                 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	摘要	主要材料	1)モルタル及びコンクリート 第8編 8-1-8-4 コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること	公的試験機関の証明書又は試験結果	一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	耐久性	1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は、耐凍結融解性を有していること。 (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載)	
項目	内容	摘要													
主要材料	1)モルタル及びコンクリート 第8編 8-1-8-4 コンクリートえん堤本体の品質を損なうものであってはならない。 2)型枠製品内蔵の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3)補強部材が鉄製の場合には、必要な防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書													
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること	公的試験機関の証明書又は試験結果													
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。														
耐久性	1)型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥落しないこと。 2) 型枠は、耐凍結融解性を有していること。 (※耐凍結融解性を考慮する必要がある場合に記載)														
4.支保形式	5.支保形式	番号ずれ													
5.支保基礎の注意	6.支保基礎の注意	番号ずれ													
(記載なし)	1-3-8-3 組立て 4.残存型枠 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならず、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。また、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締め固めなければならない。 目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない、伸縮目地等を用いる際は目地材を型枠で挟み込み、表面に露出させなければならない。	特記仕様書からの編入													
1-3-9-2 施工 3.打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。なお、受注者は、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1-3-9-2 施工 3.打設時のコンクリート温度 打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は 38℃とし、それ以外の場合は 35℃とする。	国仕様書準拠[R6] (諸基準類の改定) 表記修正 “なお受注者は”削除													
5.所用時間 コンクリートを練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならないものとする。	5.所用時間 コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5 時間を超えてはならないものとする。	表記修正													
1-3-10-1 一般事項 3.寒中コンクリートの施工 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練りませ、～	1-3-10-1 一般事項 3.寒中コンクリートの施工 受注者は、寒中コンクリートの施工にあたり、材料、配合、練混ぜ、	表記修正													

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																																																				
1-3-10-2 施工 1.一般事項 (1)受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を <b>そのまま</b> 用いてはならない。 2.熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの <b>練りませ</b> 、 4.材料投入順序の設定 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料を <b>ミキ</b> に投入する	1-3-10-2 施工 1.一般事項 (1)受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 2.熱量損失の低減 受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの <b>練混ぜ</b> 、 4.材料投入順序の設定 受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料を <b>ミキサ</b> に投入する	国仕様書準拠[R6] (“そのまま”削除) 国仕様書に表現統一																																																				
1-3-10-3 養生 3.凍結の保護 5.養生中のコンクリート温度 受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。	1-3-10-3 養生 3.凍結 <b>から</b> の保護 5.養生温度 受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。	国仕様書準拠 [H31](表記修正) 国仕様書準拠 [R3](示方書と表記統一)																																																				
表 1-3-4 寒中コンクリートの養生期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型枠の取り外し直後に構造物が曝される環境</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルランドセメント</th> <th>早強ポルランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の取り外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類			普通ポルランドセメント	早強ポルランドセメント	混合セメントB種	(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	表 1-3-4 寒中コンクリートの <b>温度制御</b> 養生期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルランドセメント</th> <th>早強ポルランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ポルランドセメント	早強ポルランドセメント	混合セメントB種	(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	仕様書準拠[H31](諸基準類の改正に伴う修正)(“温度制御”)  国仕様書準拠[R6] (諸基準類の改定)
型枠の取り外し直後に構造物が曝される環境			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルランドセメント	早強ポルランドセメント		混合セメントB種																																																		
(1)コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2)コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルランドセメント	早強ポルランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1)厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2)まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
1-3-11-2 施工 5.型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <b>型枠の材料及び構造を選定するとともに</b> 、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1-3-11-2 施工 5.型枠による対策 受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、 <b>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに</b> 、型枠を適切な期間存置しなければならない。	国仕様書準拠[H31](諸基準類の改正)																																																				
1-3-12-2 施工 7.水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミ <b>または</b> コンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。 9.トレミ打設 (1)受注者は、トレミを水密でコンクリートが <b>自由落下</b> できる大きさとし、 <b>打設中は常にコンクリートで満たさなければならない</b> 。また、打設中にトレミを水平移動してはならない。	1-3-12-2 施工 7.水中コンクリートの打設方法 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミ、コンクリートポンプ <b>または底開き箱や底開き袋</b> を使用して <b>コンクリートを打設するものとする</b> 。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。 9.トレミ打設 (1)受注者は、トレミを水密でコンクリートが <b>自由に移動</b> できる大きさとし、打設中は、 <b>先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき</b> 、水平移動してはならない。	国仕様書準拠[R6] (諸基準類の改定)  国仕様書準拠[R6](諸基準類の改定)																																																				
1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1.一般事項 受注者は、海水の作用を <b>うける</b> コンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート 1.一般事項 受注者は、海水の作用、 <b>波浪や海水飛沫の影響を受ける</b> 構造物に使用されるコンクリートは、 <b>海洋コンクリート</b> として、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	国仕様書準拠[R6] (諸基準類の改定)  国仕様書準[R6] (60cm→600mm)																																																				

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>2.水平打継目の設置位置</p> <p>受注者は、設計図書に示す最高潮位から上 60 cm及び最低潮位から下 60 cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>2.水平打継目の設置位置</p> <p>受注者は、設計図書に示す 最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定)</p>
<p>1-3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>3.材料の計量</p> <p>(1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。</p> <p>(2)計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表 1-3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。</p> <p>表 1-3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)</p> <p>4.練混ぜ</p> <p>(2)受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサに珪砂を付着させなければならない</p> <p>5.ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1)受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p>	<p>1-3-13-3 コンクリートの製造</p> <p>3.材料の計量</p> <p>(1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は第1編 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ、表 1-3-2 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</p> <p>(2)計量値の許容差は、1バッチ計量分に対し、「表 1-3-5 計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。</p> <p>表 1-3-5 計量値の許容差(水中不分離性コンクリート)</p> <p>4.練混ぜ</p> <p>(2) 受注者は、強制練りバッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。</p> <p>(5) 受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサに珪砂を付着させなければならない。</p> <p>5.ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理</p> <p>(1)受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R6](諸基準類の改定)</p> <p>仕様書準拠[H31](諸基準類の改正)(“温度制御”)</p> <p>国仕様書に表現統一</p>
<p>1-3-13-4 運搬打設</p> <p>3 打設</p> <p>(6)受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。</p> <p>4.打継ぎ</p> <p>(1)受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。</p>	<p>1-3-13-4 運搬打設</p> <p>3 打設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50 cm以下で打ち込まなければならない。やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50 cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4.打継ぎ</p> <p>(1)受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。</p>	<p>仕様書準拠[H31]</p> <p>(諸基準類の改正)</p> <p>誤記</p>
<p>1-3-14-2 施工機器</p> <p>(1) 受注者は、5 分以内に規定の品質の注入珪砂を練り混ぜることのできる珪砂ミキサを使用しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、注入珪砂を緩やかに攪拌でき、</p>	<p>1-3-14-2 施工機器</p> <p>(1)受注者は、5 分以内に規定の品質の注入珪砂を練り混ぜることのできる珪砂ミキサを使用しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、注入珪砂を緩やかに攪拌でき、</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>
<p>1-3-14-3 施工</p> <p>5.練混ぜ</p> <p>(1)受注者は、練混ぜを珪砂ミキサで行うものとし、均一な珪砂が得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、珪砂ミキサ 1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> <p>6.注入</p>	<p>1-3-14-3 施工</p> <p>5.練混ぜ</p> <p>(1)受注者は、練混ぜを珪砂ミキサで行うものとし、均一な珪砂が得られるまで練り混ぜなければならない。</p> <p>(3)受注者は、珪砂ミキサ 1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。</p> <p>6.注入</p>	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 表紙・第1編 共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
(3)受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3~2.0m/h としなければならない。	(3)受注者は、下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は 0.3~2.0m/h としなければならない。	表記修正
(5) 受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。	(5) 受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。	誤記修正

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																
第1章第2節 2.中等の品質 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	第1章第2節 2.中等の品質 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	アンダーライン範囲変更																
6.海外の建設資材の品質証明 表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th colspan="2">対応 JIS 規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II 鋼材</td> <td>7 鉄鋼</td> <td>溶接金網</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> </tbody> </table>	区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)		II 鋼材	7 鉄鋼	溶接金網	JIS G 3551	6.海外の建設資材の品質証明 表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分/細別</th> <th>品目</th> <th colspan="2">対応 JIS 規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>II 鋼材</td> <td>7 鉄鋼</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>JIS G 3551</td> </tr> </tbody> </table>	区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)		II 鋼材	7 鉄鋼	溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551	国仕様書準拠 [R4]諸基準類との整合(JIS改訂)
区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)																
II 鋼材	7 鉄鋼	溶接金網	JIS G 3551															
区分/細別	品目	対応 JIS 規格 (参考)																
II 鋼材	7 鉄鋼	溶接金網及び鉄筋格子	JIS G 3551															
2-2-3-1 一般事項 1.適合規格 JIS A 5308(レディミクストコンクリート)附属書 A(レディミクストコンクリート用骨材)	2-2-3-1 一般事項 1.適合規格 JIS A 5308(レディミクストコンクリート)附属書 JA(レディミクストコンクリート用骨材) JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)	国仕様書準拠[R6] (JIS改定) 国仕様書準拠[R5] (追加)																
7.海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、	7.海砂使用の場合の注意 受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、	表記修正																
2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材 (1)無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふるいの呼び寸法(mm)</td> <td>ふるいを通るものの重量百分率(%)</td> </tr> </table> (2)プレキャストコンクリート <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふるいの呼び寸法(mm)</td> <td>ふるいを通るものの重量百分率(%)</td> </tr> </table>	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)	2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材 (1)無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふるいの呼び寸法(mm)</td> <td>ふるいを通るものの質量百分率(%)</td> </tr> </table> (2)プレキャストコンクリート <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ふるいの呼び寸法(mm)</td> <td>ふるいを通るものの質量百分率(%)</td> </tr> </table>	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)	国仕様書準拠 [R4](表記修正)								
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)																	
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)																	
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																	
ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																	
3.使用規定の例外 気象作用をうけない~	3.使用規定の例外 気象作用を受けない~	国仕様書準拠 [R5](表記修正)																
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 表 2-2-4 再生砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、珪石粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。 表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、珪石粒などを含んだ破碎されたままの見かけの骨材粒度を使用する。	2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 表 2-2-4 再生砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、珪石粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。 表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度 [注]再生骨材の粒度は、珪石粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。	国仕様書準拠 [R7](表記修正) 国仕様書準拠 [R7](表記修正)																
表 2-2-6 安定性試験の限度 [注]試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による	表 2-2-6 安定性試験の限度 [注]試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。	誤記修正																
表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格 [注1]呈色判定は、高炉除冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注4]~及び製鉄スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、	表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格 [注1]呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。 [注4]~及び製鉄スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、	誤記修正																
6.鉄鋼スラグの規格 表 2-2-10 鉄鋼スラグ(製鉄スラグ)の規格 [注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。	6.鉄鋼スラグの規格 表 2-2-10 鉄鋼スラグ(製鉄スラグ)の規格 [注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。	太字修正																

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材  
再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表 2-2-12 の規格に適合するものとする。

表 2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量		%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度	l/10mm	20 以上
	圧裂係数	MPa/mm	1.70 以下

[注 1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5 mm、5~0 mm の 3 種類の粒度や 20~13 mm、13~0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0 mmの粒度区分のものに適用する。

[注 3]アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0 mm相当分を求めてもよい。また、13~0 mmあるいは 13~5 mm、5~0 mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0 mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注 4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注 5]骨材の微粒分量試験は JIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により、求める。

[注 6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注 7]旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。

2-2-3-4 アスファルト用再生骨材  
再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表 2-2-12、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表 2-2-13 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。

表 2-2-12 針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量 %	3.8 以上
旧アスファルトの針入度 (25°C)l/10mm	20 以上

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13~0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が 2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。

[注 3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注 4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

[注 5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

表 2-2-13 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質

項目	目標値
旧アスファルトの含有量 %	3.8 以上
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25°C)MPa/mm	1.70 以下
骨材の微粒分量 %	5 以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 13~0mm の粒度に適用する。なお、13mm 以下が 2 種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0mm 相当分を求めてもよい。

国仕様書準拠 [R7]  
(実態を踏まえた規定の変更)  
国仕様書準拠[R7]  
(諸基準類の改定)

国仕様書準拠[R7]  
(図表の追加)

〔注 3〕 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

〔注 4〕 アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mm と 5~0mm に分級し、これらを質量比 1:1 に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは  $50.0 \pm 1.0\text{mm}$  とし、供試体が所定の空隙率(ガスを用いる場合は 9%、水中の見掛け質量を用いる場合は 7%)を超えた場合、圧裂試験に供することができない。

〔注 5〕 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。

〔注 6〕 アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																
<p>2-2-3-5 フィー</p> <p>2.石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表 2-2-13 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</p> <p>3.石灰岩以外の石粉の規定 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィーとして用いる場合は、表 2-2-14 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィーとして使用する場合の規定</p>	<p>2-2-3-5 フィー</p> <p>2.石灰岩の石粉等の粒度範囲 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表 2-2-14 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-14 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲</p> <p>3.石灰岩以外の石粉の規定 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィーとして用いる場合は、表 2-2-15 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィーとして使用する場合の規定</p>	<p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p>																
<p>2-2-3-6 安定材</p> <p>1.瀝青材料の品質 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2-2-15 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2-2-16 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="397 850 1026 997"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>120～150</th> <th>150～200</th> <th>200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>240 以上</td> <td>240 以上</td> <td>210 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格</p> <p>表 2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格 [注]各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	120～150	150～200	200～300	引火点 ℃	240 以上	240 以上	210 以上	<p>2-2-3-6 安定材</p> <p>1.瀝青材料の品質 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(再生舗装工法における新アスファルトを含む)の品質は、表 2-2-16 に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2-2-17 に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-16 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" data-bbox="1543 850 2172 997"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>120～150</th> <th>150～200</th> <th>200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>250 以上</td> <td>250 以上</td> <td>250 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2-2-17 石油アスファルト乳剤の規格 [注1] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。 [注2] 舗装用の新アスファルトである 120～150,150～200,200～300 は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点異なる。</p>	種 類 項 目	120～150	150～200	200～300	引火点 ℃	250 以上	250 以上	250 以上	<p>国仕様書準拠[R7] (番号修正)</p> <p>国仕様書準拠 [R7](諸基準類との整合)</p> <p>国仕様書準拠 [R7](諸基準類との整合)</p>
種 類 項 目	120～150	150～200	200～300															
引火点 ℃	240 以上	240 以上	210 以上															
種 類 項 目	120～150	150～200	200～300															
引火点 ℃	250 以上	250 以上	250 以上															
<p>第5節 鋼材</p> <p>2-2-5-2 構造用圧延鋼材 JIS G 3140(橋梁用高降伏点鋼板)</p>	<p>第5節 鋼材</p> <p>2-2-5-2 構造用圧延鋼材 JIS G 3140(橋梁用高降伏点鋼板)</p>	<p>誤記修正</p>																
<p>2-2-5-7 溶接材料 JIS Z 3352(サブマージアーク溶接用フラックス)</p>	<p>2-2-5-7 溶接材料 JIS Z 3352(サブマージアーク溶接及びエレクトロslag 溶接用フラックス)</p>	<p>適用基準改定(JIS)</p>																

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																								
<p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 一般事項</p> <p>2.セメントの貯蔵</p> <p>受注者は、セメントを<b>防湿的な構造</b>を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>4.異常なセメント使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を<b>うけた</b>疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p> <p>7.異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。</p> <p>9.異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>	<p>第6節 セメント及び混和材料</p> <p>2-2-6-1 一般事項</p> <p>2.セメントの貯蔵</p> <p>受注者は、セメントを<b>防湿構造</b>を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。</p> <p>4.異常なセメント使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を<b>受けた</b>疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</b></p> <p>7.異常な混和剤使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。<b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</b></p> <p>9.異常な混和材使用時の注意</p> <p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<b>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。</b></p>	<p>国仕様書準拠 [R6](表記修正)</p> <p>国仕様書準拠 [R5](表記修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>																								
<p>2-2-6-2 セメント</p> <p>1.適用規格</p> <p>セメントは表 2-2-17 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-17 セメントの種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JIS 番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">R 5213</td> <td rowspan="3">フライアッシュセメント</td> <td>(1)A 種フライアッシュ</td> <td>フライアッシュ分量(質量%) 5 を超え 10 以下</td> </tr> <tr> <td>(2)B 種フライアッシュ</td> <td>10 を超え 20 以下</td> </tr> <tr> <td>(3)C 種フライアッシュ</td> <td>20 を超え 30 以下</td> </tr> </tbody> </table>	JIS 番号	名称	区分	摘要	R 5213	フライアッシュセメント	(1)A 種フライアッシュ	フライアッシュ分量(質量%) 5 を超え 10 以下	(2)B 種フライアッシュ	10 を超え 20 以下	(3)C 種フライアッシュ	20 を超え 30 以下	<p>2-2-6-2 セメント</p> <p>1.適用規格</p> <p>セメントは、表 2-2-18 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-18 セメントの種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>JIS 番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">R 5213</td> <td rowspan="3">フライアッシュセメント</td> <td>(1)A 種フライアッシュ</td> <td>フライアッシュの分量(質量%) 5 を超え 10 以下</td> </tr> <tr> <td>(2)B 種フライアッシュ</td> <td>10 を超え 20 以下</td> </tr> <tr> <td>(3)C 種フライアッシュ</td> <td>20 を超え 30 以下</td> </tr> </tbody> </table>	JIS 番号	名称	区分	摘要	R 5213	フライアッシュセメント	(1)A 種フライアッシュ	フライアッシュの分量(質量%) 5 を超え 10 以下	(2)B 種フライアッシュ	10 を超え 20 以下	(3)C 種フライアッシュ	20 を超え 30 以下	<p>番号修正[R7]</p> <p>表記修正</p>
JIS 番号	名称	区分	摘要																							
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A 種フライアッシュ	フライアッシュ分量(質量%) 5 を超え 10 以下																							
		(2)B 種フライアッシュ	10 を超え 20 以下																							
		(3)C 種フライアッシュ	20 を超え 30 以下																							
JIS 番号	名称	区分	摘要																							
R 5213	フライアッシュセメント	(1)A 種フライアッシュ	フライアッシュの分量(質量%) 5 を超え 10 以下																							
		(2)B 種フライアッシュ	10 を超え 20 以下																							
		(3)C 種フライアッシュ	20 を超え 30 以下																							
<p>3.普通ポルトランドセメントの品質</p> <p>普通ポルトランドセメントの品質は、表 2-2-18 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品質	規格		水和熱 J/g	7d	350 以下	28d	400 以下	<p>普通ポルトランドセメントの品質</p> <p>普通ポルトランドセメントの品質は、表 2-2-19 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品質</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水和熱 J/g</td> <td>7d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>測定値を報告する</td> </tr> </tbody> </table>	品質	規格		水和熱 J/g	7d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	<p>番号修正[R7]</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>								
品質	規格																									
水和熱 J/g	7d	350 以下																								
	28d	400 以下																								
品質	規格																									
水和熱 J/g	7d	測定値を報告する																								
	28d	測定値を報告する																								

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
2-2-6-3 混和材料 5.急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成25年11月)の規格に適合するものとする。	2-2-6-3 混和材料 5.急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	国仕様書準拠 [R6](発行に伴う修正)
2-2-6-4 コンクリート用水 1.練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308(レディミクストコンクリート)附属書 C(レディミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、～	2-2-6-4 コンクリート用水 1.練混ぜ水 コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道または JIS A 5308(レディミクストコンクリート)附属書 JC(レディミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、～	国仕様書準拠 [R6](諸基準類との整合) 誤記修正
第7節 セメントコンクリート製品 2-2-7-1 一般事項 3.アルカリ骨材反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	第7節 セメントコンクリート製品 2-2-7-1 一般事項 3.アルカリシカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成15年3月5日)付技管第261号を遵守し、アルカリシカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。	国仕様書準拠[R6] 県基準に変更(品質管理基準と統一)
2-2-7-2 セメントコンクリート製品 JIS A 5506(下水道用マンホールふた)	2-2-7-2 セメントコンクリート製品 JIS A 5506(下水道用マンホール蓋)	諸基準類との整合(JIS)
第8節 瀝青材料 2-2-8-1 一般瀝青材料 1.適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編 2-2-3-6 安定材の表 2-2-15 の規格に適合するものとする。 2.ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2-2-19 の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-2-19 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表 2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 3.セミプロンアスファルト セミプロンアスファルトは、表 2-2-20 の規格に適合するものとする。 表 2-2-20 セミプロンアスファルト(AC-100)の規格 4.硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-21 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表 2-2-22 の規格に適合するものとする。 表 2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状 表 2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状 5.石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表 2-2-16、表 2-2-23 の規格に適合するものとする。 表 2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 6.グーラスアスファルトに用いるアスファルト	第8節 瀝青材料 2-2-8-1 一般瀝青材料 1.適用規格 舗装用石油アスファルトは、第2編 2-2-3-6 安定材の表 2-2-16 の規格に適合するものとする。 2.ポリマー改質アスファルト ポリマー改質アスファルトの性状は、表 2-2-20 の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表 2-2-20 に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。 表 2-2-20 ポリマー改質アスファルトの標準的性状 3.セミプロンアスファルト セミプロンアスファルトは、表 2-2-21 の規格に適合するものとする。 表 2-2-21 セミプロンアスファルト(AC-100)の規格 4.硬質アスファルトに用いるアスファルト 硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-22 の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表 2-2-23 の規格に適合するものとする。 表 2-2-22 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状 表 2-2-23 硬質アスファルトの標準的性状 5.石油アスファルト乳剤 石油アスファルト乳剤は、表 2-2-17、表 2-2-24 の規格に適合するものとする。 表 2-2-24 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状 6.グーラスアスファルトに用いるアスファルト	番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7]

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要								
<p>グ-アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-21 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</p> <p>7.グ-アスファルト</p> <p>グ-アスファルトは、表 2-2-22 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p>	<p>グ-アスファルトに用いるアスファルトは、表 2-2-22 に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。</p> <p>7.グ-アスファルト</p> <p>グ-アスファルトは、表 2-2-23 に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p>	<p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p>								
<p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成28年11月改正 政令第343号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-24、表 2-2-25、表 2-2-26 の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。</p>	<p>国仕様書準拠 [R6](諸基準類との整合)</p> <p>番号修正[R7]</p>								
<p>表 2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用</p> <p>表 2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系) 路上表層再生用</p> <p>表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="139 720 848 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組成(石油学会法 JPI-5S-70-10)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	組成(石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告	<p>表 2-2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)路上表層再生用</p> <p>表 2-2-26 再生用添加剤の品質(オイル系) 路上表層再生用</p> <p>表 2-2-27 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1282 720 1991 863"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組成(石油学会規格 JPI-5S-77-19)</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	組成(石油学会規格 JPI-5S-77-19)	報告	<p>番号修正[R7]</p> <p>国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)</p> <p>国仕様書準拠[R4] (表記統一)</p>
項目	標準的性状									
組成(石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告									
項目	標準的性状									
組成(石油学会規格 JPI-5S-77-19)	報告									
<p>[注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。</p>	<p>[注]密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup>以上 とすることが望ましい。</p>									
<p>第11節 塗料</p> <p>2-2-11-1 一般事項</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、JIS の規格に～</p> <p>2.塗料の調合</p> <p>受注者は、塗料を～</p>	<p>第11節 塗料</p> <p>2-2-11-1 一般事項</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、JIS 規格に～</p> <p>2.塗料の調合</p> <p>受注者は、塗料は～</p>	<p>表記統一</p> <p>表記統一</p>								
<p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>(1)標識版</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1)標識板</p> <p>JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)</p> <p>ガラス繊維強化プラスチック板(F.R.P)</p> <p>(2)支柱</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-27、表 2-2-28 に示す規格以上のものとする。～。なお、受注者は、表 2-2-27、表 2-2-28 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p>	<p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1)標示板</p> <p>JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯)</p> <p>ガラス繊維強化プラスチック板(FRP)</p> <p>(2)支柱</p> <p>JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)</p> <p>JIS G 3136(建築構造用圧延鋼材)</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表 2-2-28、表 2-2-29 に示す規格以上のものとする。～。なお、受注者は、表 2-2-28、表 2-2-29 に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>表 2-2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>国仕様書準拠[R4] (JIS 改正)</p> <p>国仕様書準拠 [R2](諸基準類の改定に伴う修正) (追加)</p> <p>番号修正[R7]</p>								

栃木県土木工事共通仕様書 第2編 材料編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)								改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)								変更概要		
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑			観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	誤記修正	
12' (0.2°)		5°	70	50	15	4.0	9.0	12' (0.2°)		5°	70	50	15	4.0	9.0			
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5			30°	30	22	6.0	1.7	3.5			
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5			40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5			
20' (0.2°)		5°	50	35	10	2.0	7.0	20' (0.33°)		5°	50	35	10	2.0	7.0			
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0			30°	24	16	4.0	1.0	3.0			
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2			40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2			
2.0°		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2.0°		5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6			
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			
表 2-2-28 カブセルズ型反射シートの反射性能								表 2-2-29 カブセルズ型反射シートの反射性能										
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑			観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑		
12' (0.2°)		5°	250	170	45	20	45	12' (0.2°)		5°	250	170	45	20	45			
		30°	150	100	25	11	25			30°	150	100	25	11	25			
		40°	110	70	16	8.0	16			40°	110	70	16	8.0	16			
20' (0.2°)		5°	180	122	25	14	21	20' (0.33°)		5°	180	122	25	14	21			
		30°	100	67	14	7.0	11			30°	100	67	14	7.0	11			
		40°	95	64	13	7.0	11			40°	95	64	13	7.0	11			
2.0°		5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6	2.0°		5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6			
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			
2-2-13-2 合成樹脂製品 JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)								2-2-13-2 合成樹脂製品 JIS C 8430(硬質ポリ塩化ビニル電線管)								国仕様書準拠[R4] (JIS改正)		

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>第1節 総則</p> <p>3-1-1-1 用語の定義</p> <p>1.一般事項</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-2 用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする</p> <p>2.段階確認</p> <p>段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>3.技術検査</p> <p>技術検査とは、<u>栃木県工事検査技術基準(栃木県県土整備部技術管理課通知平成28年4月1日改正)</u>に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。</p>	<p>3-1-1-1 用語の定義削除</p> <p>(1-1-1-2 用語の定義に編入)</p> <p>(1-1-1-2 用語の定義 35に編入)</p> <p>(1-1-1-2 用語の定義36に編入)</p>	<p>国仕様書準拠[R3] (1-1-1-2に編入)</p>
<p>3-1-1-2.請負代金内訳書</p> <p>1.請負代金内訳書</p> <p>受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2.内訳書の内容説明</p> <p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。</p> <p>3.請負代金内訳書の提出</p> <p>受注者は、請負代金内訳書を提出する際には、紙で出力した請負代金内訳書を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>3-1-1-1 請負代金内訳書</p> <p>請負代金内訳書</p> <p>受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、<b>法定福利費を明示した</b>内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2.内訳書の内容説明</p> <p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。</p> <p>3.請負代金内訳書の提出</p> <p>受注者は、請負代金内訳書を<b>電子データで作成し</b>、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>特記仕様書からの編入</p> <p>太字追加</p> <p>国仕様書準拠[R3] (規定変更)</p>
<p>3-1-1-3 工程表</p>	<p>3-1-1-2 工程表</p>	<p>番号修正</p>
<p>3-1-1-4 現場技術員</p> <p>(2) 現場技術員は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、</p>	<p>3-1-1-3 現場技術員</p> <p>(2)現場技術員は、契約書<b>第10条</b>に規定する監督職員ではなく、</p>	
<p>3-1-1-5 支給材料及び貸与品</p> <p>1.適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16 支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2.貸与機械の使用</p> <p>受注者は、貸与機械の使用にあつては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。</p>	<p>(1-1-1-18 支給材料及び貸与品に編入)</p>	<p>国仕様書準拠[R3] (1-1-1-18 に編入)</p>
<p>3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等</p> <p>1.確認・立会願の提出</p> <p>受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ<u>確認・立会願</u>を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5.遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18条</p>	<p>3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等</p> <p>5.遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第18</p>	<p>番号修正</p> <p>条文修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要								
<p>および第32条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6.段階確認</p> <p>表 3-1-1 段階確認一覧表</p>	<p>条および第33条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>6.段階確認</p> <p>表 3-1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1507 394 2202 541"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地覆工</td> <td></td> <td rowspan="2">鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>橋梁用高欄工</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	地覆工		鉄筋組立て完了時	橋梁用高欄工		<p>アンダーライン追加</p> <p>国仕様書準拠[R4] (段階確認追加)</p>
種別	細別	確認時期								
地覆工		鉄筋組立て完了時								
橋梁用高欄工										
<p>3-1-1-7 数量の算出</p>	<p>3-1-1-5 数量の算出</p>	<p>番号修正</p>								
<p>3-1-1-8 品質証明</p>	<p>3-1-1-6 品質証明</p>	<p>番号修正</p>								
<p>3-1-1-9 工事完成図書の納品</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、工事完成図書として巻末の工事資料一覧表に示す書類等を提出しなければならない。ただし、請負額 100 万円未満の工事については、工事写真と出来形のわかる資料とすることができる。また、受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた施設管理台帳(舗装・橋梁・照明・標識等)の書類を工事完成図書として納品しなければならない。</p>	<p>3-1-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、工事完成図書として「工事資料一覧表(令和8年版)」に示す書類等を提出しなければならない。ただし、請負額 100 万円未満の工事については、工事写真と出来形のわかる資料とすることができる。また、受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた施設管理台帳(舗装・橋梁・照明・標識等)の書類を工事完成図書として納品しなければならない。</p>	<p>番号修正</p> <p>表記修正 (書籍発行取りやめのため巻末の”削除、工事資料一覧表の年版追記)</p> <p>太字修正</p>								
<p>3.電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン(平成 26 年 4 月改訂)」及び「栃木県 CAD 製図基準運用ガイドライン(案)(平成 19 年 4 月)」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成し納品しなければならない。</p>	<p>3.電子成果品及び紙の成果品</p> <p>受注者は、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン第 11 版(令和 6(2024)年 4 月)」及び「栃木県 CAD 製図基準運用ガイドライン(令和 6(2024)年 4 月)」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成し納品しなければならない。</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>アンダーライン追加</p>								
<p>4.地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン(平成 26 年 4 月改訂)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、<u>栃木県業務委託共通仕様書(測量、地質・土質調査、設計)(平成 21 年度版)の第 117 条</u>成果物の提出に基づいて提出しなければならない。</p>	<p>4.地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン第 11 版(令和 6(2024)年 4 月改訂)」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、<u>栃木県業務委託共通仕様書(測量、地質・土質調査、設計)(令和 2(2020)年度版)の第 118 条</u>成果物の提出に基づいて提出しなければならない。</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>アンダーライン追加</p>								
<p>3-1-1-10 検査</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、<u>栃木県土木整備部工事検査技術基準(平成 28 年 4 月 1 日改正)</u>に基づく、検査を受けなければならない。</p>	<p>3-1-1-8 検査</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、<u>栃木県工事検査技術基準(平成28年4月1日改正)</u>に基づく、検査を受けなければならない。</p>	<p>誤記修正</p>								
<p>7.適用規定</p> <p>受注者は、当該技術検査については、第 3 編 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>7.適用規定</p> <p>受注者は、当該技術検査については、第 3 編 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等第 3 項の規定を準用する。</p>	<p>太字修正</p>								
<p>3-1-1-11 施工管理</p> <p>1.適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第 1 編の 1-1-1-23 施工管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2.品質記録</p> <p>受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について整理し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>(1-1-1-25 施工管理に編入)</p>	<p>国仕様書準拠[R3] (1-1-1-25 に編入)</p>								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
ない。		
<p>3-1-1-12 工事中の安全確保</p> <p>1.適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-1-26 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2.建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設事務次官通達、平成5年1月12日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>3.使用する建設機械 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>4.架空線等事故防止対策 受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資料等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。 <u>※報告については施工計画書に記載して提出するものとする。</u></p>	(1-1-1-29 工事中の安全確保に編入)	国仕様書準拠[R3] (1-1-1-29 に編入)
<p>3-1-1-13 交通安全管理</p> <p>1.適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-1-32 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2.工事中道路の維持管理 受注者は、設計図書において指定された工事中道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事中道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>3.施工計画書 受注者は、指定された工事中道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	(1-1-1-35 交通安全管理に編入のため削除)  (1-1-1-35 交通安全管理に編入)	国仕様書準拠[R3] (1-1-1-35 に編入)  国仕様書準拠[R3] (1-1-1-35 に編入)
<p>3-1-1-14 工事測量</p> <p>1.適用規定 土木工事にあつては、第1編の1-1-1-37 工事測量の規定に加え以下の規定による。</p> <p>2.仮設標識 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。</p>	(1-1-1-40 工事測量に編入)	国仕様書準拠[R3] (1-1-1-40に編入)
<p>3-1-1-15 提出書類</p> <p>2.設計図書に定めるもの 契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p>	<p>3-1-1-9 提出書類</p> <p>2.設計図書に定めるもの 契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p>	番号修正  表記修正(書籍発行取りやめのため)巻末の”削除、工事資料一覧表の年版追記

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>3.提出書類</p> <p>受注者は、契約書に定めるもののほか、<u>巻末の工事資料一覧表</u>の1提出書類に示すものを監督職員に提出する。なお、<u>低入札価格調査工事及び品質確保特別対策工事は、これらの両工事に関する規定による。</u></p>	<p>3.提出書類</p> <p>受注者は、契約書に定めるもののほか、<u>「工事資料一覧表(令和8年版)」</u>の1提出書類に示すものを監督職員に提出する。なお、<u>低入札価格調査工事は、当該規定による。</u></p>	<p>品質確保特別対策工事の定義削除</p>
<p>3-1-1-16 創意工夫</p>	<p>3-1-1-10 創意工夫</p>	<p>番号修正</p>
<p>第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、また、改正された場合は原則として最新版を使用する。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)</p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成28年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (平成25年11月)</p>	<p>第2章 一般施工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (令和7年10月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月)</p> <p>日本グランド協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月)</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準(令和7年3月31日環境省告示第35号) (令和7年3月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 /ホールドの設置便覧 (令和3年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月)</p> <p>日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)</p> <p>国土交通省 道路土工構造物技術基準 (令和7年6月)</p> <p>厚生労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和5年4月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定] (2023年9月)</p> <p>地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成23年8月)</p>	<p>国仕様書準拠[R5] (表記修正)</p> <p>諸基準類との整合</p> <p>国仕様書準拠[R5] (新規追加)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>3-2-3-2 材料</p> <p>4.路側防護柵工の材料</p> <p>(2)溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<b>亜鉛</b>の付着量を JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用(Z27)の 275g/m<sup>2</sup>(両面付着量)以上とし、</p>	<p>3-2-3-2 材料</p> <p>4.路側防護柵工の材料</p> <p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<b>めっき</b>付着量を両面で275g/m<sup>2</sup>以上とし、</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする</p> <p>① 凍結防止材を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い区間</p> <p>③ 海岸に近接する区間(飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など)</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p> <p>国仕様書準拠[R4] (追加)</p>
<p>5.亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2) 受注者は、<b>亜鉛</b>の付着量をビームパイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の 550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の 350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない</p>	<p>5.亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2)受注者は、<b>めっき</b>付着量をビームパイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく(HDZT49)の49μm(膜厚)以上としなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p> <p>国仕様書準拠 [R4](JIS改正)</p>
<p>6.視線誘導標の形状及び性能</p> <p>②ただし、x、y は JIS Z 8781-3(側色-第三部:CIE 三刺激値)の色度座標である。</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌の場合</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量が JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の 350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>6.視線誘導標の形状及び性能</p> <p>ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色-第3部:CIE三刺激値)の色度座標である。</p> <p>⑤ 亜鉛めっき地肌の場合</p> <p>受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)(HDZT49)の49μm(膜厚)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p>	<p>誤記修正</p> <p>国仕様書準拠[R4] (JIS改正)</p>
<p>3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</p> <p>2.床掘りの施工</p> <p>4.床掘りの仕上げ</p> <p>5.岩盤床掘りの仕上げ</p>	<p>3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</p> <p>2.床掘りの施工</p> <p>4.床掘りの仕上げ</p> <p>5.岩盤床掘りの仕上げ</p>	<p>誤記修正</p>
<p>3-2-3-4 矢板工</p> <p>14.落錘による打込み</p> <p>受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2m 程度として施工しなければならない。</p>	<p>3-2-3-4 矢板工</p> <p>14.落錘による打込み</p> <p>受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R3] (諸基準類の改定)</p>
<p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、<b>認識上</b>適切な反射<b>特性</b>を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2.反射標識の取扱い</p> <p>受注者は、全面反射の標識を用いるものとする<b>が</b>、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>4.反射シート一般事項</p> <p>受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で<b>行なわなければならない</b>。</p>	<p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、<b>視認上</b>適切な反射<b>性能</b>を持ち、耐久性があり、維持管理が<b>確実かつ</b>容易な反射材料を用いなければならない。</p> <p>2.反射標識の取扱い</p> <p>受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。<b>ただし</b>、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。</p> <p>4.反射シート一般事項</p> <p>受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で<b>行わなければならない</b>。</p>	<p>国仕様書準拠[R3] (諸基準類の改定)</p> <p>国仕様書準拠[R3] (諸基準類の改定)</p> <p>誤記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>5.反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。～</p> <p>10.素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、<b>グライダ</b>などで表面を滑らかにしなければならない。</p> <p>12.錆止めの実施 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、<b>リン</b>酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。</p> <p>15.溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び<b>取付け</b>鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)<b>2 種(HDZ55)550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)</b>以上としなければならない。ただし、厚さ 3.2 mm以上、6 mm未満の鋼材については <b>2 種(HDZ45)450g/m<sup>2</sup></b>以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については <b>2 種(HDZ35)350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)</b>以上としなければならない。</p>	<p>5.反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを<b>確認</b>しなければならない。～</p> <p>10.素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、<b>グライダ</b>などで表面を滑らかにしなければならない。</p> <p>12.錆止めの実施 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、<b>リン</b>酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。</p> <p>15.溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び<b>取付</b>鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(<b>HDZT77)の77μm(膜厚)</b>以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については<b>2種(HDZT63)63μm</b>以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (<b>HDZT49)49μm(膜厚)</b>以上としなければならない。</p>	<p>太字追加</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠[R3] (諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠[R4] (JIS 改正)</p>
<p>3-2-3-7 防止柵工</p> <p>3.亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)<b>2 種(HDZ35)の 350g/m<sup>2</sup>(片面付着量)</b>以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>3-2-3-7 防止柵工</p> <p>3.亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(<b>HDZT49)の49μm(膜厚)</b>以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R4] (JIS 改正)</p>
<p>3-2-3-11 コンクリート面塗装工</p> <p>(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、<b>亀裂</b>等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p>	<p>3-2-3-11 コンクリート面塗装工</p> <p>(2)受注者は、コンクリート表面に小穴、<b>き裂</b>等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)</p> <p>(3)②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後 2 時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は 1 時間あたり 15 度以下とし、養生中の温度は 65 度以下として製作されたものとする。</p>	<p>3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)</p> <p>(3)② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。<b>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</b></p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p>
<p>3-2-3-13 ポステンション桁製作工</p> <p>1.コンクリートの施工</p>	<p>3-2-3-13 ポステンション桁製作工</p> <p>1.コンクリートの施工</p> <p><b>(5)受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</b></p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p>
<p>2.PCケーブルの施工</p> <p>(5)PC 鋼材またはスースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<b>組立</b>なければならない。</p>	<p>2.PCケーブルの施工</p> <p>(5)PC鋼材またはスースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<b>組立て</b>なければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>4.グラウトの施工</p> <p>①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する<b>普通</b>ポルトランドセメントを標準とするが、～</p>	<p>4.グラウトの施工</p> <p>①グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合するポルトランドセメントを標準とするが、～</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準の改定)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

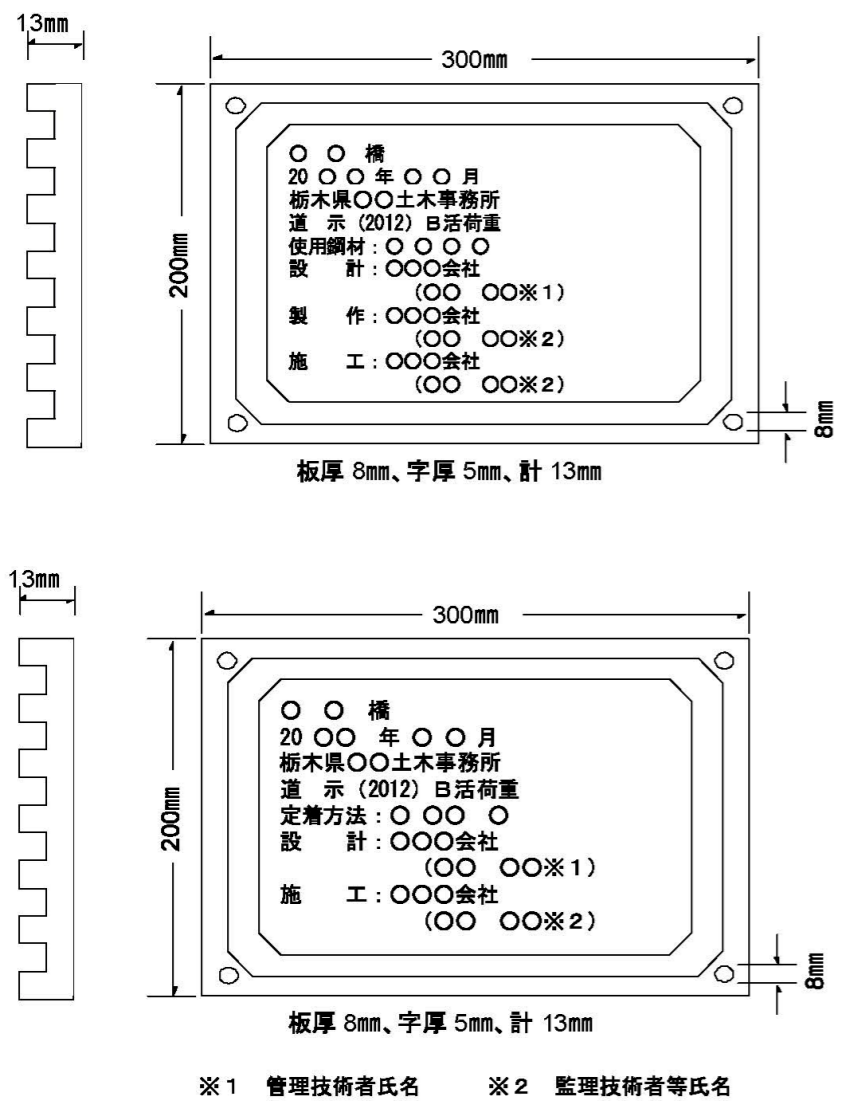
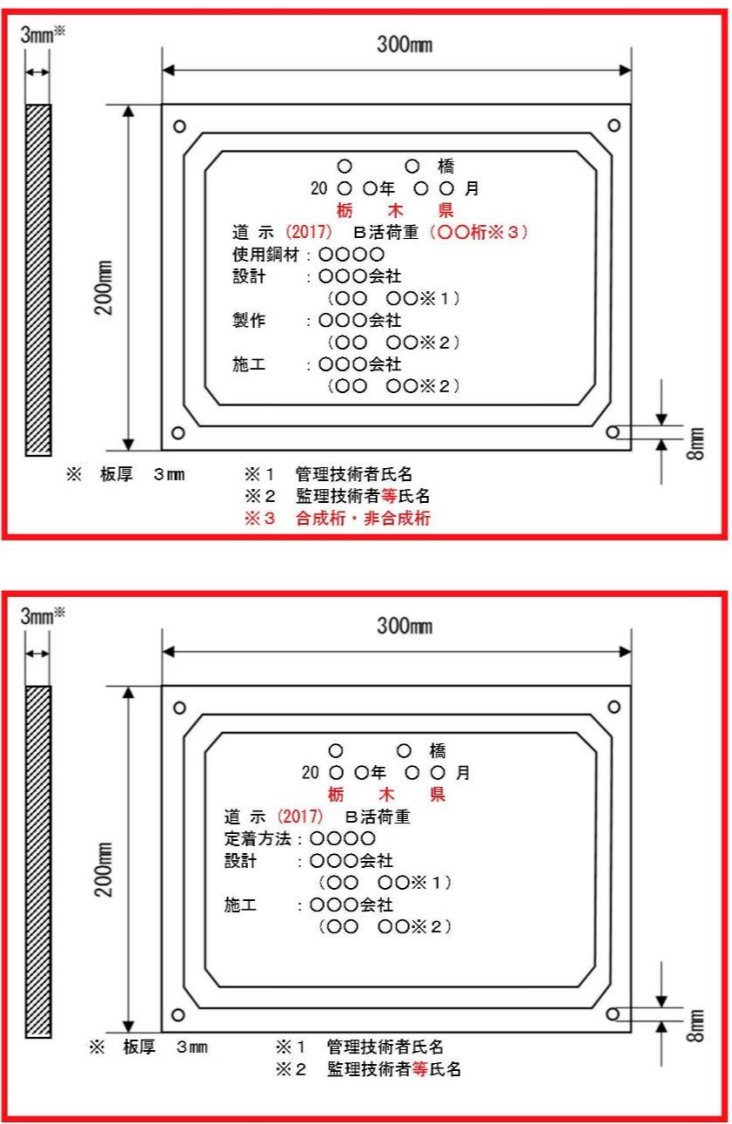
現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																															
(6)寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 (7) なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	(6)寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。 (7) なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。	誤記修正																																															
7.プレキャストPC鋼材 プレキャストPC鋼材を使用する場合は、 (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。 (4) プレキャストPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	7.プレキャストされたPC鋼材 プレキャストされたPC鋼材を使用する場合は、 (2) 使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性能を有しコンクリート部材と一体化が図られるものとする。 (4) プレキャストされたPC鋼材として(1)から(3)を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。	国仕様書準拠 [H31](諸基準の改定)  国仕様書準拠 [H31](諸基準の改定)																																															
3-2-3-14 プレキャストメント主桁組立工 2.ロック組立て施工 (1)プレキャストロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。ポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。  なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)」(土木学会、平成25年11月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3-2-3-14 プレキャストメント主桁組立工 2.ロック組立て施工 (1)プレキャストロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がロック同等以上のものを使用するものとする。ポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 <b>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</b> なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)  国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)  国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)  国仕様書準拠[R6] (発行に伴う修正)  国仕様書準拠 [H31] (表3-2-3削除))																																															
表 3-2-3 ポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質項目</th> <th>単位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">未硬化の接着剤</td> <td>外観</td> <td>-</td> <td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td> <td>春秋用 23±2℃</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>粘度</td> <td>MPa・s</td> <td>1×10<sup>4</sup>~10×10<sup>4</sup></td> <td>夏用 30±2℃</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2以上</td> <td>冬用 10±2℃</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">硬化した接着剤</td> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.1~1.7</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">23±2℃</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">7日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>50.0以上</td> </tr> <tr> <td>引張せん断接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>12.5以上</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>6.0以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						品質項目		単位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化の接着剤	外観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	-	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ~10×10 <sup>4</sup>	夏用 30±2℃	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		硬化した接着剤	密度	g/cm <sup>3</sup>	1.1~1.7	23±2℃	7日間	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上		
品質項目		単位	品質規格	試験温度	養生条件																																												
未硬化の接着剤	外観	-	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃	-																																												
	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ~10×10 <sup>4</sup>	夏用 30±2℃																																													
	可使時間	時間	2以上	冬用 10±2℃																																													
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上																																														
硬化した接着剤	密度	g/cm <sup>3</sup>	1.1~1.7	23±2℃	7日間																																												
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																														
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0以上																																														
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5以上																																														
接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0以上																																															
(表 3-2-3 削除)																																																	

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要								
<p>[注1] 可使時間は練りませからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。</p> <p>[注2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ1mm塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。</p> <p>[注3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。</p> <p>(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレス中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p>	<p>(3) プレキャストブロックの連結にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレス中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p>								
<p>3-2-3-15 PC和-スラブ製作工</p> <p>1.円筒型枠の施工</p> <p>受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p>	<p>3-2-3-15 PC和-スラブ製作工</p> <p>1.円筒型枠の施工</p> <p>受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R4] (施工計画書に記載することを規定)</p>								
<p>3-2-3-23 現場継手工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-4に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。</p> <p>(1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。</p> <p>(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-5に示す条件に基づき、無機シリコンリッチペイントを使用するものとする。</p> <p>表3-2-4 すべり係数 表3-2-5 無機シリコンリッチペイントを塗装する場合の条件</p>	<p>3-2-3-23 現場継手工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-3に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。</p> <p>(1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。</p> <p>(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-4に示す条件に基づき、無機シリコンリッチペイントを使用するものとする。</p> <p>表3-2-3 すべり係数 表3-2-4 無機シリコンリッチペイントを塗装する場合の条件</p>	<p>番号修正</p>								
<p>3.ボルトの締付け</p> <p>(2) ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、</p> <p>②ボルト長が径の5倍を越える場合:</p> <p>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行い~</p> <p>ただし、トルク型高力ボルト</p>	<p>3.ボルトの締付け</p> <p>(2) ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、</p> <p>②ボルト長が径の5倍を超える場合:</p> <p>(6) ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行い~</p> <p>ただし、トルク形高力ボルト</p>	<p>表記修正 誤記修正</p>								
<p>4.締付けボルト軸力</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表3-2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p>表3-2-6 設計ボルト軸力(kN)</p>	<p>4.締付けボルト軸力</p> <p>(2) 摩擦接合ボルトを、表3-2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p>表3-2-5 設計ボルト軸力(kN)</p> <table border="1" data-bbox="1489 1625 2226 1803"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>設計ボルト軸力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力	S14T	M22	299	M24	349	<p>国仕様書準拠[H31] (S14T追加) (諸基準の改定)</p>
セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力								
S14T	M22	299								
	M24	349								
<p>(3) トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p>	<p>(3) トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p>	<p>表記修正</p>								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																
(4)～抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表 3-2-7 及び表 3-2-8 に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	(4)～抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表3-2-6及び表3-2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	番号修正																
<p>表 3-2-7 常温時(10~30℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <p>表 3-2-8 常温時以外(0~10℃、30~60℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <p>(5)耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表 3-2-9 に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。</p> <p>表 3-2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</p>	<p>表 3-2-6 常温時(10~30℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="1332 401 2050 625"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>311~373</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>363~435</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3-2-7 常温時以外(0~10℃、30~60℃)の締付けボルト軸力の平均値</p> <table border="1" data-bbox="1332 716 2050 982"> <thead> <tr> <th>セット</th> <th>ねじの呼び</th> <th>1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S14T</td> <td>M22</td> <td>299~391</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>349~457</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-2-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。</p> <p>表 3-2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</p>	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S14T	M22	311~373	M24	363~435	セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)	S14T	M22	299~391	M24	349~457	<p>国仕様書準拠 [H31] (S14T 追加) (諸基準の改定)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (S14T 追加) (諸基準の改定)</p> <p>番号修正</p>
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																
S14T	M22	311~373																
	M24	363~435																
セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値(kN)																
S14T	M22	299~391																
	M24	349~457																
<p>7.締付け確認</p> <p>締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1)締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>(2)ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、<b>全般</b>についてマキングによる外観確認を行わなければならない。</p>	<p>7.締付け確認</p> <p>締付け<b>確認</b>については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1)締付け<b>確認</b>をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>(2)ボルトの締付け<b>確認</b>については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(3)回転法及び耐力点法による場合は、<b>全数</b>についてマキングによる外観確認を行わなければならない。</p>	<p>表記修正 太字追加</p> <p>誤記修正</p>																
<p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図 3-2-2 によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>1.一般事項</p> <p>受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(JIS H 4000 A 5052 P)を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図3-2-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R7] (実態を踏まえた規定の変更)</p>																

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
 <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者等氏名</p> <p>図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項</p>	 <p>※ 板厚 3mm ※1 管理技術者氏名 ※2 監理技術者等氏名 ※3 合成桁・非合成桁</p> <p>図3-2-2銘板の寸法及び記載事項</p>	<p>国仕様書準拠[R7] (実態を踏まえた規定の変更)</p> <p>「栃木県橋梁設計マニュアル(令和5年一部改定)」との整合(発注者名、合成桁・非合成桁の記載など)</p>
<p>3.橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の<b>製作年月</b>を記入しなければならない。3-2-3-</p>	<p>3.橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の<b>完成年月</b>を記入しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R4] (施工実績を踏まえた変更)</p>
<p>3-2-3-28 プレキャストカルバート工 3.縦締め施工 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針 7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。</p>	<p>3-2-3-28 プレキャストカルバート工 3.縦締め施工 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針7-2(2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>3-2-3-31 現場塗装工 9.塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 3-2-10 に示すとおりである。 表 3-2-10 塗装禁止条件</p>	<p>3-2-3-31 現場塗装工 9.塗装の禁止条件 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表3-2-9に示すとおりである。 表3-2-9 塗装禁止条件</p>	<p>番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																																				
(3)塗料の乾燥前に降雨、降雪、 <b>降霜</b> のおそれがあるとき。 (4)炎天下で鋼材表面の温度が高く塗膜に <b>ア</b> を生ずるおそれのあるとき。	(3)塗料の乾燥前に降雨、雪、 <b>霜</b> のおそれがあるとき。 (4)炎天下で鋼材表面の温度が高く塗膜に <b>ア</b> を生ずるおそれのあるとき。																																																					
13.下塗 (2) 受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗装ごとに <b>定めら</b> た塗装間隔を守って塗装しなければならない。	13.下塗 (2)受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗料ごとに <b>定められた</b> 塗装間隔を守って塗装しなければならない。	表記修正																																																				
16.検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点(1点 <b>当たり</b> 5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 (6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を <b>越えない</b> ものとする。 ④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の <b>塗装</b> を増し塗りして、再検査しなければならない。 (7)~また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、 <b>色採</b> 、数量を明記)を <b>確認</b> 、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	16.検査 (3)受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に25点(1点 <b>あたり</b> 5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を <b>超えない</b> ものとする。 ④平均値、小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、上層の <b>塗料</b> を増し塗りして、再検査しなければならない。 (7)~また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、 <b>色彩</b> 、数量を明記)を <b>確認し</b> 、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表記修正  表記修正  表記修正																																																				
3-2-3-32 かがマット工 1.一般事項 かがマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日 <b>改定</b> )(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、契約図面及び以下による。	3-2-3-32 かがマット工 1.一般事項 かがマットの構造及び要求性能については、「 <b>鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)</b> 」( <b>国土交通省</b> 、平成21年4月)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、契約図面及び以下による。	太字追加 国仕様書準拠[H31](表記統一)																																																				
3.表示標の提出  表 3-2-11 要求性能の確認方法 <table border="1" data-bbox="181 1276 1255 1906"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)</td> <td>塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗(短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩擦試験または線の摩擦試験</td> <td>-</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上	上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上	3.表示標の提出  表 3-2-10 要求性能の確認方法 <table border="1" data-bbox="1317 1276 2392 1906"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JISG 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JISG 0594 に準拠)</td> <td>塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m<sup>2</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗(短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩擦試験または線の摩擦試験</td> <td>-</td> <td>摩擦係数 0.90 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISG 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JISG 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上	上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上	番号修正  国仕様書変更[R5] (表記変更)  誤記修正
項目				要求性能	確認方法																																																	
		試験方法	試験条件		基準値																																																	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																	
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上																																																	
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上																																																	
項目		要求性能	確認方法																																																			
			試験方法	試験条件	基準値																																																	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISG 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																	
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JISG 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上																																																	
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	-	摩擦係数 0.90 以上																																																	

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																						
<p>[注1]表 3-2-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表 3-2-13)を行うものとする。</p>	<p>[注1]表 3-2-10 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表 3-2-12)を行うものとする。</p>	番号修正																																						
<p>6.連結方法 連結の方法はコイル式とし表 3-2-12 のとおりとする。</p> <p>表 3-2-12 連結コイル線 表 3-2-13 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1" data-bbox="225 567 1219 1003"> <thead> <tr> <th>項目 目試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場</td> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公的試験機関</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>200 巻線に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回	公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回	<p>6.連結方法 連結の方法はコイル式とし表3-2-11のとおりとする。</p> <p>表3-2-11 連結コイル線 表3-2-12 線材の品質管理試験の内容</p> <table border="1" data-bbox="1359 567 2353 966"> <thead> <tr> <th>項目 試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場</td> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公的試験機関</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200 巻線に 1 回</td> </tr> </tbody> </table>	項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回	番号修正  JIS改正
項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																				
工場	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回																																				
公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回																																				
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回																																				
項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																				
工場	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																				
公的試験機関	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回																																				
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回																																				
<p>3-2-3-33 袋詰玉石工 2.根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表 3-2-14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。 3.根固め用袋材の要求性能の確認 要求性能の確認は、表 3-2-14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、 表 3-2-14(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法</p> <table border="1" data-bbox="139 1266 1255 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="2">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公的試験機関</td> <td>耐候性</td> <td>紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度</td> <td>耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)</td> <td>(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保すること。</td> <td>材料 20000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)</td> <td>「強度」の基準値を満足すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]※1 表 3-2-14(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。</p> <p>表 3-2-14 (2) 参考資料</p>	場所	項目	要求性能	確認方法		試験方法	基準値	公的試験機関	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること。	材料 20000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。	<p>3-2-3-33 袋詰玉石工 2.根固め用袋材の性能 袋型根固め用袋材は、表3-2-13に示す性能を満足することを確認しなければならない。 3.根固め用袋材の要求性能の確認 要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、 表3-2-13(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法</p> <table border="1" data-bbox="1285 1266 2407 1780"> <thead> <tr> <th rowspan="2">場所</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="2">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公的試験機関</td> <td>耐候性</td> <td>紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度</td> <td>耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)</td> <td>(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上</td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保すること。</td> <td>材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)</td> <td>「強度」の基準値を満足すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]※1 表 3-2-13(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。</p> <p>表 3-2-13(2) 参考資料</p>	場所	項目	要求性能	確認方法		試験方法	基準値	公的試験機関	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。	番号修正  番号修正  番号修正  国仕様書準拠 [H31] (“根固め用”)  誤記修正  番号修正						
場所				項目	要求性能	確認方法																																		
	試験方法	基準値																																						
公的試験機関	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上																																				
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること。	材料 20000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。																																				
場所	項目	要求性能	確認方法																																					
			試験方法	基準値																																				
公的試験機関	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型: 長期性能型:耐用年数 30 年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を 7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2 トン型) (2 重)200N 以上 (1 重)200N 以上  (4 トン型) (2 重)250N 以上 (1 重)250N 以上																																				
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保すること。	材料 20,000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。																																				



栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>し、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う<b>溶接施工管理技術者</b>を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 3-2-15 の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>表 3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</p>	<p>し、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う<b>溶接施工技術者</b>を常駐させるとともに、以下の規定による。</p> <p>(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>表 3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値</p>	<p>表3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値 (JIS A 5525と整合)</p>
<p>(8)受注者は、鋼管杭及び H 鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、<b>グラインダ</b>または<b>ガウジング</b>などで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p>	<p>(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、<b>グラインダ</b>または<b>ガウジング</b>などで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p>	<p>表記修正</p>
<p>(9) 受注者は、斜杭の場合の<b>鋼管杭</b>及び H 鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<b>受ける</b>側から開始しなければならない。</p> <p>(10)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、<b>杭</b>の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>(9)受注者は、斜杭の場合の<b>鋼杭</b>及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを<b>受ける</b>側から開始しなければならない。</p> <p>(10)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、<b>杭</b>の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R5] 誤記修正</p>
<p>3-2-4-5場所打杭工 1.試験杭 受注者は、試験<b>杭</b>の施工に際して、設計図書に従って試験<b>杭</b>を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験<b>杭</b>を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎<b>杭</b>の一部として使用できるように最初の一本を試験<b>杭</b>として施工してもよい。</p> <p>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する<b>杭</b>も試験杭として<b>実地</b>することで不足する情報を補足し、以降の<b>杭</b>施工に反映するものとする。</p>	<p>3-2-4-5場所打杭工 1.試験杭 受注者は、試験<b>杭</b>の施工に際して、設計図書に従って試験<b>杭</b>を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験<b>杭</b>を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎<b>杭</b>の一部として使用できるように最初の一本を試験<b>杭</b>として施工してもよい。</p> <p>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する<b>杭</b>も試験<b>杭</b>として<b>実施</b>することで不足する情報を補足し、以降の<b>杭</b>施工に反映するものとする。</p>	<p>誤記修正</p>
<p>9.鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、<b>スペーサ</b>を同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で<b>取付け</b>なければならない。特に<b>杭</b>頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。</p>	<p>9.鉄筋かごの建込み 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、<b>スペーサ</b>を同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で<b>取り付け</b>なければならない。特に<b>杭</b>頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して500~700mmの間隔で設置するものとする。</p>	<p>表記修正 誤記修正</p>
<p>11.鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。</p>	<p>11.鉄筋かごの組立て 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を<b>構造設計上考慮する鉄筋に対して</b>行ってはならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>
<p>13.杭頭の処理 受注者は、場所打杭工の<b>杭</b>頭処理に際して、<b>杭</b>の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打<b>杭</b>工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オルケシング工法による場所打<b>杭</b>の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p>13.杭頭の処理 受注者は、場所打杭工の<b>杭</b>頭処理に際して、<b>杭</b>の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打<b>杭</b>工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オルケシング工法による場所打<b>杭</b>の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、<b>設計図書</b>に示す高さまで取り壊すものとする。</p>	<p>誤記修正  国仕様書準拠[R5] (誤記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>15.杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議をしなければならない。</p>	<p>15.杭径確認 受注者は、全ての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議をしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [表記統一]</p>
<p>19.泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p>	<p>19.泥水処理 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](修正)</p>
<p>3-2-4-6 深礎工 6.鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</p>	<p>3-2-4-6 深礎工 6.鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>
<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工 7.過堀の禁止</p>	<p>3-2-4-7 オープンケーソン基礎工 7.過掘りの禁止</p>	<p>国仕様書準拠[R5] (表記修正)</p>
<p>3-2-4-8 ニュマチックケーソン基礎工 8.中埋コンクリート施工前の作業 受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニュマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い～</p>	<p>3-2-4-8 ニュマチックケーソン基礎工 8.中埋めコンクリート施工前の作業 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニュマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い～</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>
<p>9.中埋コンクリートの打設 受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワカビリターの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	<p>9.中埋めコンクリートの打設 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワカビリターの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 1.試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工 1.試験杭の施工 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように 初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>誤記修正</p>
<p>11.鋼管矢板の溶接 (1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。 (2) ~その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 3-2-16</p>	<p>11.鋼管矢板の溶接 (1)受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。 (2)~その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15</p>	<p>国仕様書準拠 [R2](誤記修正)  誤記修正  番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>表3-2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <p>(8)~なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所を<b>グライダ</b>または<b>ガヅング</b>などで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。</p> <p>(9)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、<b>抗</b>の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>の許容値を満足するように施工しなければならない。</p> <p>表3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <p>(8)~なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所を<b>グライダ</b>または<b>ガヅング</b>などで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、本項(7)及び(8)のほか、<b>杭</b>の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p> <p>誤記修正</p>
<p>13.建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、<b>トランジット</b>で二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。</p>	<p>13.建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p>
<p>3-2-5-3 コンクリートブ ロック工</p> <p>2.コンクリートブ ロック積</p> <p>4.コンクリートブ ロック工の空張の積上げ</p> <p>受注者は、コンクリートブ ロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び<b>尻がい</b>を用いて固定し、</p>	<p>3-2-5-3 コンクリートブ ロック工</p> <p>2.コンクリートブ ロック積<b>(張)</b></p> <p>4.コンクリートブ ロック工の空張の積上げ</p> <p>受注者は、コンクリートブ ロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び<b>尻かい</b>を用いて固定し、</p>	<p>国仕様書準拠[R5] (脱字)</p>
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-1 一般事項</p> <p>3.上層路盤の築造工法</p> <p>上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、及びセメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-1 一般事項</p> <p>3.上層路盤の築造工法</p> <p>上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。</p>	<p>国仕様書準拠 (表現統一)</p>
<p>3-2-6-2 材料</p> <p>1.適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p>	<p>3-2-6-2 材料</p> <p>1.適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、3-2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠[H31] (不要記載の削除)</p>
<p>4.試験練り</p> <p>受注者は、舗設に<b>先だ</b>って決定した配合の混合物について、</p>	<p>4.試験練り</p> <p>受注者は、舗設に<b>先だ</b>って決定した配合の混合物について、</p>	<p>国仕様書準拠 [R2](軽微な修正)</p>
<p>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>8.下層路盤の材料規格</p> <p>(1)下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-2-17の規格に適合するものとする。</p> <p>表3-2-17 下層路盤の品質規格</p>	<p>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>8.下層路盤の材料規格</p> <p>(1)下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-2-16の規格に適合するものとする。</p> <p>表3-2-16 下層路盤の品質規格</p>	<p>番号修正</p>
<p>9.上層路盤の材料規格</p> <p>~その他を有害量含まず、表3-2-18、表3-2-19、表3-2-20の規格に適合するものとする</p> <p>表3-2-18 上層路盤の品質規格</p> <p>表3-2-19 上層路盤の品質規格</p>	<p>9.上層路盤の材料規格</p> <p>その他を有害量含まず、表3-2-17、表3-2-18、表3-2-19の規格に適合するものとする。</p> <p>表3-2-17 上層路盤の品質規格</p> <p>表3-2-18 上層路盤の品質規格</p>	<p>番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)				改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)				変更概要
種別	試験項目	試験方法	規格値	種別	試験項目	試験方法	規格値	
粒度調整鉄鋼スラグ	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上	粒度調整鉄鋼スラグ	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上	
表 3-2-20 上層路盤の品質規格				表3-2-19 上層路盤の品質規格				
種別	試験項目	試験方法	規格値	種別	試験項目	試験方法	規格値	
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上	
(2)粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 3-2-21 の規格に適合するものとする。 表 3-2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲				(2)粒度調整路盤材の粒度範囲は、表3-2-20の規格に適合するものとする。 表3-2-20 粒度調整路盤材の粒度範囲				項ずれ
11.アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ <sup>*</sup> 及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 3-2-22、表 3-2-23 の規格に適合するものとする。 表 3-2-22 鉄鋼スラグ <sup>*</sup> の品質規格				11.アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ <sup>*</sup> は第2編2-2-3-3 5.鉄構スラグ <sup>*</sup> の規格(路盤材用)の表2-2-10鉄鋼スラグ <sup>*</sup> の規格に適合するものとする。また、アスファルトコンクリート再生骨材は第2編2-2-3-4アスファルト用再生骨材の表2-2-12針入度を適用するアスファルトコンクリートの再生骨材の品質、表22-13圧裂係数を適用するアスファルト用再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。				国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)(条文追加)
材料名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量(%)	水浸膨張比(%)			
クランチャー製鋼スラグ <sup>*</sup>	CSS	-	-	50 以下	2.0 以下			
単粒度製鋼スラグ <sup>*</sup>	SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下			
[注]水浸膨張比の規格は、3 ヶ月以上通常エージング した後の製鋼スラグ <sup>*</sup> に適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014 を参照する。 表 3-2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質								
旧アスファルトの含有量 %				3.8 以上				
旧アスファルトの性状	針入度 l/10mm			20 以上				
	圧裂係数 MPa/mm			1.70 以下				
骨材の微粒分量 %				5 以下				
[注 1]アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。[注 2]アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13mm、13~5mm、5~0mm の3種類の粒度や20~13mm、13~0mm の2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mm の粒度区分のものに適用する。 [注 3]アスファルトコンクリート再生骨材の13mm 以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm 相当分を求めてもよい。また、13~0mm あるいは13~5mm、5~0mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mm をふるい取ってこれを対象に								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>試験を行う。</p> <p>[注4]アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75<math>\mu</math>mを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5]骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。</p> <p>[注6]アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7]旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>		
<p>15.適用規格(再生アスファルト(2))</p> <p>再生アスファルト混合物及び材料の規格は、<a href="#">舗装再生便覧</a>による。</p>	<p>15.適用規格(再生アスファルト(2))</p> <p>再生アスファルト混合物及び材料の規格は、<a href="#">舗装再生便覧</a>(日本道路協会、令和6年3月)による。</p>	<p>太字追加 国仕様書準拠(諸基準類の整合)</p>
<p>20.適用規定(加熱アスファルト)</p> <p>(1)アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-24、3-2-25の規格に適合するものとする。</p>	<p>20.適用規定(加熱アスファルト)</p> <p>(1)アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-2-21、表3-2-22の規格に適合するものとする。</p>	<p>番号修正[R7]</p>
<p>21.マーシャル安定度試験</p> <p>表3-2-24、3-2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p> <p>表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>表3-2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>	<p>21.マーシャル安定度試験</p> <p>表3-2-21、表3-2-22に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p> <p>表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>表3-2-22 アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>	<p>番号修正[R7]</p>
<p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4.橋面防水工の施工</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4.橋面防水工の施工</p> <p>受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。</p> <p>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R4] (施工上の留意点について規定)</p>
<p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3.セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2)受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)</p> <p>(3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-26の規格による。</p> <p>表3-2-26 安定処理路盤の品質規格</p> <p>(4)受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)</p> <p>(15)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚～</p>	<p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3.セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2)受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)</p> <p>(3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-2-23の規格による。</p> <p>表3-2-23 安定処理路盤の品質規格</p> <p>(4)受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)</p> <p>(15)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚～</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>諸基準類との整合、 番号修正[R7] 国仕様書準拠[R3] (表記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>4.加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-27に示すマッシュ安定度試験基準値に適合するものとする。</p> <p>表3-2-27 マッシュ安定度試験基準値</p> <p>(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。</p>	<p>4.加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-24に示すマッシュ安定度試験基準値に適合するものとする。</p> <p>表3-2-24 マッシュ安定度試験基準値</p> <p>(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、<b>一層</b>の仕上がり厚さは10cm以下となければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合<b>や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。</b></p>	<p>番号修正[R7]</p> <p>国仕様書準拠[R5] (文言追加)</p>
<p>5.基層及び表層の規定</p> <p>(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、</p> <p>(12)アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。</p>	<p>5.基層及び表層の規定</p> <p>(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-21に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、</p> <p>(12)アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの<b>100m2あたりの</b>使用量は、<b>以下のとおり</b>によるものとする。</p> <p><b>タックコート 43リットル</b></p> <p><b>プライムコート 126リットル</b></p>	<p>番号修正</p> <p>特記仕様書からの編入</p>
<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4.適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。</p>	<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4.適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。</p>	<p>国基準準拠[R7]</p> <p>諸基準類との整合</p> <p>太字修正</p>
<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2.適用規定(2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」(日本道路協会、平成25年12月)の規定による。</p> <p>3.パインダ(アスファルト)の標準的性状</p> <p>~表3-2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4.タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-29 アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5.ポラスアスファルト混合物の配合</p>	<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2.適用規定(2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-8 施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定による。</p> <p>3.パインダ(アスファルト)の標準的性状</p> <p>~表3-2-25の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-25 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4.タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-26の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-26 アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5.ポラスアスファルト混合物の配合</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>太字修正</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																												
<p>ポ-ラスアスファルト混合物の配合は表 3-2-30 を標準とし、表 3-2-31 に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)及び「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、</p> <p>表 3-2-30 ポ-ラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表 3-2-31 ポ-ラスアスファルト混合物の目標値</p> <p>8.施工工程 受注者は、第1編 1-1-1-4 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、</p>	<p>ポ-ラスアスファルト混合物の配合は表3-2-27を標準とし、表3-2-28に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「<b>舗装設計施工指針</b>」(日本道路協会、平成18年2月)及び「<b>舗装施工便覧</b>」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、</p> <p>表3-2-27 ポ-ラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 表3-2-28 ポ-ラスアスファルト混合物の目標値 <b>動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。</b></p> <p>8.施工工程 受注者は、第1編 1-1-1-6 第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一</p>	<p>太字追加</p> <p>番号修正[R7] 国仕様書準拠 (追記)</p> <p>国仕様書準拠[R7](番号修正)</p>																																												
<p>3-2-6-10 透水性舗装工 1.透水性舗装工の施工 透水性舗装工の施工については、<b>舗装施工便覧第7章ポ-ラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2 透水機能を有する舗装</b>、第3編 3-2-6-7 アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>2.ポ-ラスアスファルト混合物の配合 <b>ポ-ラスアスファルト混合物配合</b>及び、</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「<b>舗装設計施工指針</b>」(日本道路協会、平成18年2月)及び「<b>舗装施工便覧</b>」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、</p>	<p>3-2-6-10 透水性舗装工 1.透水性舗装工の施工 透水性舗装工の施工については、「<b>舗装施工便覧 第7章ポ-ラスアスファルト舗装工、第9章 9-3-2 透水機能を有する舗装</b>」(日本道路協会、平成18年2月)、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>2.ポ-ラスアスファルト混合物の配合 <b>ポ-ラスアスファルト混合物の配合</b>及び、</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「<b>舗装設計施工指針</b>」(日本道路協会、平成18年2月)及び「<b>舗装施工便覧</b>」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>太字修正</p>																																												
<p>3-2-6-11 グ-アスファルト舗装工 5.グ-アスファルト舗装工の施工 受注者は、グ-アスファルト舗装工の施工については、<b>舗装施工便覧第9章 9-4-2 グ-アスファルト舗装</b>の規定による。</p> <p>6.接着剤の塗布 (2)接着剤の規格は表 3-2-32、表 3-2-33 を満足するものでなければならない。 表 3-2-32 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1" data-bbox="329 1276 1092 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴムアスファルト系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5664</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p>表 3-2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表 3-2-33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1" data-bbox="160 1577 946 1824"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">種類</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)分</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JISK6833 -1, 2 *2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K5600-1 *1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注 1]*1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する *2 試験方法は JIS K6833-1,2, JIS K6387-1,2 などを参考に実施する</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系		耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5664	項目	種類			試験方法	溶剤型	水性型	水性型	指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1	不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1	<p>3-2-6-11 グ-アスファルト舗装工 5.グ-アスファルト舗装工の施工 受注者は、グ-アスファルト舗装工の施工については、「<b>舗装施工便覧 第9章 9-4-2 グ-アスファルト舗装</b>」(日本道路協会、平成18年2月)の規定による。</p> <p>6.接着剤の塗布 (2)接着剤の規格は表3-2-29、表3-2-30を満足するものでなければならない。 表3-2-29 接着剤の規格鋼床版用</p> <table border="1" data-bbox="1478 1276 2240 1402"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th>規 格 値</th> <th rowspan="2">試 験 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴムアスファルト系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 基盤目試験の判定点は(一財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p> <p>表3-2-30 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p>(シート防水 削除)</p>	項 目	規 格 値	試 験 法	ゴムアスファルト系		耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5600	<p>諸基準類との整合</p> <p>番号修正[R7] 番号修正[R7]</p> <p>[R6] シート防水削除</p> <p>番号修正[R7] 国仕様書に表現統一</p>
項 目		規 格 値		試 験 法																																										
	ゴムアスファルト系																																													
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5664																																												
項目	種類			試験方法																																										
	溶剤型	水性型	水性型																																											
指触乾燥時間(23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K5600-1 *1																																										
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JISK6833 -1, 2 *2																																										
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K5600-1 *1																																										
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K5600-1 *1																																										
項 目	規 格 値	試 験 法																																												
	ゴムアスファルト系																																													
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K5600																																												

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>[注2]と幕系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</p> <p>(3)~塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の</p> <p>8.グーアスファルトの示方配合</p> <p>(1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-34に適合するものとする。 表3-2-34 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-35に適合するものとする。 表3-2-35 標準アスファルト量</p> <p>9.設計アスファルト量の決定</p> <p>(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグーアスファルト混合物は表3-2-36の基準値を満足するものでなければならない。 表3-2-36 アスファルトプラントにおけるグーアスファルト混合物の基準値</p> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2)グーアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差があるので、</p> <p>11.混合物の製造</p> <p>(1)アスファルトプラントにおけるグーアスファルトの標準加熱温度は表3-2-37を満足するものとする。 表3-2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p> <p>(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。</p> <p>13.目地工の施工</p> <p>(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-38の規格を満足するものでなければならない。 表3-2-38 目地材の規格</p> <p>[注]試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p>	<p>(3)~塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の</p> <p>8.グーアスファルトの示方配合</p> <p>(1) 骨材の標準粒度範囲は表3-2-31に適合するものとする。 表3-2-31 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表3-2-32に適合するものとする。 表3-2-32 標準アスファルト量</p> <p>9.設計アスファルト量の決定</p> <p>(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグーアスファルト混合物は表3-2-33の基準値を満足するものでなければならない。 表3-2-33 アスファルトプラントにおけるグーアスファルト混合物の基準値</p> <p>[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。</p> <p>(2)グーアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、</p> <p>11.混合物の製造</p> <p>(1)アスファルトプラントにおけるグーアスファルトの標準加熱温度は表3-2-34を満足するものとする。 表3-2-34 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p> <p>(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180~220℃とする。</p> <p>13.目地工の施工</p> <p>(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-2-35の規格を満足するものでなければならない。 表3-2-35 目地材の規格</p>	<p>表記修正</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>太字追加</p> <p>国仕様書準拠 [R3](諸基準類の改正)</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>番号修正[R7]</p>
<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3.セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される</p> <p>(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-39、表3-2-40の規格に適合するものとする。 表3-2-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表3-2-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格</p> <p>(4)受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される</p> <p>(15)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>4.加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p>	<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3.セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される</p> <p>(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37の規格に適合するものとする。 表3-2-36 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格 表3-2-37 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される</p> <p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を二層以上に施工する場合の縦継目の位置を一層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p> <p>4.加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-2-38に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする</p>	<p>諸基準類との整合</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>諸基準類との整合</p> <p>表記修正</p> <p>番号修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>表 3-2-41 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>(8)~なお、<del>ミキサ</del>での混合時間は、</p> <p>(15)受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、<del>ブルドーザ</del>、モーターグレーダ等を選定しなければならない。</p> <p>(16)~また、<del>1層</del>の仕上がり厚さは</p> <p>6.コンクリートの配合基準</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 3-2-42 の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-42 コンクリートの配合基準</p> <p>7.材料の質量計量誤差</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は 1 回計量分量に対し、表 3-2-43 の許容誤差の範囲内とする。</p> <p>表 3-2-43 計量誤差の許容値</p> <p>8.コンクリート舗装の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の<del>練りませ</del>、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの<del>練りませ</del>には、強制練り<del>ミキ</del>または可傾式<del>ミキ</del>を使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、<del>練りませ</del>てから舗設開始までの時間は、</p> <p>9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</p> <p>(1)~受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定によるものとし、第1編 1-1-1-4 第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>10.コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>(1) 受注者は、<del>鉄網</del>を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。</p> <p>12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定</p> <p>(3) ~ただし、これらにより難しい場合は、第1編 1-1-1-4 第1項の施工計画書に、</p> <p>13.転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表 3-2-39、表 3-2-40 に適合するものとする。</p> <p>(3)受注者は、「<del>転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件</del>」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、「<del>転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件</del>」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、</p> <p>~示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 3-2-44 によるものとする。</p> <p>表 3-2-44 示方配合表</p>	<p>表3-2-38 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>(8)~なお、<del>ミキサ</del>での混合時間は</p> <p>(15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、<del>ブルドーザ</del>、モーターグレーダ等を選定しなければならない。</p> <p>(16)~また、<del>一層</del>の仕上がり厚さは</p> <p>6.コンクリートの配合基準</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-2-39の規格に適合するものとする。</p> <p>表3-2-39 コンクリートの配合基準</p> <p>7.材料の質量計量誤差</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-2-40許容誤差の範囲内とする。</p> <p>表3-2-40 計量誤差の許容値</p> <p>8.コンクリート舗装の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の<del>練混ぜ</del>、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1)受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの<del>練混ぜ</del>には、強制練り<del>ミキサ</del>または可傾式<del>ミキサ</del>を使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、<del>練り混ぜ</del>てから舗設開始までの時間は、</p> <p>9.コンクリート舗装の敷均し、締固め規定</p> <p>(1)~受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧 第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、令和6年3月)の規定によるものとし、第1編 1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。</p> <p>10.コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>(1) 受注者は、<del>コンクリート</del>を締固めるときに、<del>鉄網</del>をたわませたり移動させたりしてはならない。</p> <p>12.コンクリート舗装のコンクリート養生の規定</p> <p>(3) ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、</p> <p>13.転圧コンクリート舗装の規定</p> <p>(2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-2-36、表3-2-37に適合するものとする。</p> <p>(3)受注者は、「<del>転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件</del>」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(4)受注者は、「<del>転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件</del>」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、</p> <p>~示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-41によるものとする。</p> <p>表3-2-41 示方配合表</p>	<p>表記修正</p> <p>表記修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正[R7]</p> <p>表記修正</p> <p>表記修正[R7]</p> <p>表記修正</p> <p>諸基準類の整合</p> <p>国仕様書準拠 [H31](誤記修正)</p> <p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [R7](番号修正)</p> <p>太字修正</p> <p>太字修正</p> <p>国仕様書準拠 [R3](JIS名称変更)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。</p> <p>(8) 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りませ量は公称能力の2/3程度とするが、</p> <p>(9)~ただし、転圧コンクリートを練りませしてから</p> <p>14.コンクリート舗装目地の規定</p> <p>(9)注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-45を標準とする。 表3-2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質</p>	<p>(7) 受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練混ぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。</p> <p>(8) 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、</p> <p>(9)~ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから</p> <p>14.コンクリート舗装目地の規定</p> <p>(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-42を標準とする。 表3-2-42 注入目地材(加熱施工式)の品質</p>	<p>:ミキサ)</p> <p>表記修正</p> <p>番号修正</p>
<p>3-2-6-12 薄層カー舗装</p> <p>4.使用機械汚れの除去</p> <p>受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。</p>	<p>3-2-6-13 薄層カー舗装工</p> <p>4.使用機械汚れの除去</p> <p>受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。</p>	<p>表記修正</p>
<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>4.ブロック舗装工の規定</p> <p>ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章 9-4-8 インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。</p>	<p>3-2-6-14 ブロック舗装工</p> <p>4.ブロック舗装工の規定</p> <p>ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章 9-4-8 インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の施工の規定、「視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工」(日本道路協会、昭和60年9月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>3-2-6-16 舗装打換え工</p> <p>1.既設舗装の撤去</p> <p>(2) 受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、</p> <p>2.舗設</p> <p>受信者は、</p>	<p>3-2-6-16 舗装打換え工</p> <p>1.既設舗装の撤去</p> <p>(2)受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、</p> <p>2.舗設</p> <p>受注者は、</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](誤記修正)</p> <p>国仕様書修正[R5] (誤記修正)</p>
<p>3-2-6-18 アスファルト舗装補修工</p> <p>9.パッチングの施工の時期、箇所等</p> <p>12.クラック処理の施工</p> <p>受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、</p>	<p>3-2-6-18 アスファルト舗装補修工</p> <p>9.パッチングの施工の時期、箇所等</p> <p>12.クラック処理の施工</p> <p>受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、</p>	<p>表記修正</p>
<p>3-2-7-4 表層安定処理工</p> <p>3.表層安定処理</p> <p>なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、</p> <p>5.サンドマット(海上)</p> <p>受注者は、サンドマット(海上)にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。</p>	<p>3-2-7-4 表層安定処理工</p> <p>3.表層安定処理</p> <p>なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg超える場合は、</p> <p>5.サンドマット(湖沼)</p> <p>受注者は、サンドマット(湖沼)にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。</p>	<p>誤記</p> <p>表記修正(海上→湖沼)</p>
<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4.既製コンクリート杭の規定</p> <p>(8) 杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工</p>	<p>第7節 地盤改良工</p> <p>3-2-7-5 パイルネット工</p> <p>4.既製コンクリート杭の規定</p> <p>(8)杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標</p>	<p>国仕様書準拠[R4] (JIS改正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>標準)の規定による。                  ②受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。                  ③受注者は、杭の継手は JIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の施工標準)の規定による。</p>	<p>準)の規定による。                  ②受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。                  ③受注者は、杭の継手は JIS A 7201(既製コンクリートくい)の施工標準)の規定による。</p>	
<p>3-2-7-6 サンド マット工                  1.一般事項                  受注者は、サンド マットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p>	<p>3-2-7-6 サンド マット工                  1.一般事項                  受注者は、サンド マットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R5]                  (表記修正)</p>
<p>3-2-7-8 締固め改良工                  3.施工位置                  受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。</p>	<p>3-2-7-8 締固め改良工                  3.施工位置                  受注者は、湖沼におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。</p>	<p>海上→湖沼</p>
<p>3-2-7-9 固結工                  1.攪拌                  攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスリ-攪拌を示すものとする。</p> <p>6.薬液注入工法                  7.薬液注入工事前の確認事項                  8.適用規定                  受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。                  9.施工管理等                  受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。</p>	<p>3-2-7-9 固結工                  1.攪拌                  攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スリ-攪拌及び中層混合処理を示すものとする。                  6.中層混合処理                  (1)改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。                  なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。                  (2)施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、ア-ム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。                  (3)受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。                  なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。                  施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>7.薬液注入工法                  8.薬液注入工事前の確認事項                  9.適用規定                  受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。                  10.施工管理等                  受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠                  [H31](新規追加)</p> <p>番号修正</p> <p>太字修正</p> <p>国仕様書準拠                  [H31](誤記修正)                  太字修正</p>
<p>第9節 構造物撤去工                  3-2-9-1 一般事項                  本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>第9節 構造物撤去工                  3-2-9-1 一般事項                  本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>表記修正</p>
<p>3-2-9-3 構造物取壊し工                  6.根固めブロック撤去</p>	<p>3-2-9-3 構造物取壊し工                  6.根固めブロック撤去</p>	

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <b>ゴミ</b> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 <b>ごみ</b> を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	表記修正
3-2-9-9 かご撤去工 1.供用中の施設への影響防止 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <b>ゴミ</b> を現場内において	3-2-9-9 かご撤去工 1.供用中の施設への影響防止 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 <b>ごみ</b> を現場内において	表記修正
3-2-9-13 冬季安全施設撤去工 3.道路交通への <b>支障</b> 防止	3-2-9-13 冬季安全施設撤去工 3.道路交通への <b>支障</b> の防止	表記修正
3-2-9-14 骨材再生工 1.骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編 1-1-1-18 建設副産物の規定による。 2.構造物の <b>破碎 撤去</b> 4.他の部分の損傷防止 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように <b>行なわなければならない</b> 。 6.施工計画書 ~留意して <b>行なわなければならない</b> 。 8.施工ヤードの大きさ等の変更の協議 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <b>設備方法</b> について	3-2-9-14 骨材再生工 1.骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。 2.構造物の <b>破碎、撤去</b> 4.他の部分の損傷防止 受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように <b>行わなければならない</b> 。 6.施工計画書 ~留意して <b>行わなければならない</b> 。 8.施工ヤードの大きさ等の変更の協議 受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の <b>整備方法</b> について変	番号修正          誤記修正          誤記修正
3-2-9-15 運搬処理工 1.工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1-1-1-17 工事現場発生品の規定による。 2.建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1-1-1-18 建設副産物の規定による。	3-2-9-15 運搬処理工 1.工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-19工事現場発生品の規定による。 2.建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-20建設副産物の規定による。	番号修正          番号修正
第10節 仮設工 3-2-10-1 一般事項 1.適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 <b>共同溝仮設備工</b> 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	第10節 仮設工 3-2-10-1 一般事項 1.適用工種 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 <b>足場工</b> 、その他これらに類する工種について定める。	国仕様書準拠[R5] (文言追加、削除)
3-2-10-2 工事用道路工 5.盛土部法面の整形 受注者は、工事用道路の盛土部法面を <b>整形を行う</b> 場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	3-2-10-2 工事用道路工 5.盛土部法面の整形 受注者は、工事用道路の盛土部法面の <b>整形する</b> 場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。	表記修正

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、<a href="#">国土交通省 仮締切堤設置基準(案)</a>の規定による。</p> <p>14.杭・矢板引抜き跡の埋戻し</p> <p>受注者は、仮設 H 鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。</p>	<p>3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、<b>「仮締切堤設置基準(案)」</b>(国土交通省、令和6年3月)の規定による。</p> <p>14.杭・矢板等の<b>引抜き跡</b>の埋戻し</p> <p>受注者は、仮設 H 鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠</p> <p>[R7](諸基準類との整合)</p> <p>太字追加</p> <p>表記修正</p>
<p>3-2-10-6 砂防仮締切工</p> <p>3.土砂締切の規定</p> <p>土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・<a href="#">海岸土工</a>・砂防土工の規定による。</p>	<p>3-2-10-6 砂防仮締切工</p> <p>3.土砂締切の規定</p> <p>土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・<a href="#">砂防土工</a>の規定による。</p>	<p>誤記修正</p>
<p>3-2-10-8 地下水位低下工</p> <p>2.周辺被害の防止</p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に<b>つとめ</b>被害を与えないようにしなければならない。</p>	<p>3-2-10-8 地下水位低下工</p> <p>2.周辺被害の防止</p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に<b>努め</b>被害を与えないようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R5]</p> <p>(表記修正)</p>
<p>3-2-10-10 地中連続壁工(柱列式)</p> <p>5.芯材の挿入</p> <p>受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルメントの<b>攪拌</b>不良等の原因を調査し、</p>	<p>3-2-10-10 地中連続壁工(柱列式)</p> <p>5.芯材の挿入</p> <p>受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルメントの<b>攪拌</b>不良等の原因を調査し、</p>	<p>誤記修正</p>
<p>3-2-10-15 コンクリート製造設備工</p> <p>2.コンクリートの<b>練りませ</b></p> <p>受注者は、コンクリートの<b>練りませ</b>においては<b>パッチミキ</b>を用いなければならない。</p>	<p>3-2-10-15 コンクリート製造設備工</p> <p>2.コンクリートの<b>練混ぜ</b></p> <p>受注者は、コンクリートの<b>練混ぜ</b>においては<b>パッチミキ</b>を用いなければならない。</p>	<p>表記修正</p>
<p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>2.トンネル照明設備の設置</p> <p>受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を<b>行なう</b>場所、</p> <p>9.集じん装置の設置</p> <p>~かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10.換気等の効果確認</p> <p>~この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは 2 mg/m<sup>3</sup> 以下とし、<b>掘削断面積</b>が小さいため、2 mg/m<sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m<sup>3</sup> に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、<b>当刻値</b>を記録しておくこと。</p>	<p>3-2-10-16 トンネル仮設備工</p> <p>2.トンネル照明設備の設置</p> <p>受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を<b>行う</b>場所、</p> <p>9.集じん装置の設置</p> <p>~かつ、<b>レスピラブル(吸入性)</b>粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。</p> <p>10.換気等の効果確認</p> <p>~この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m<sup>3</sup>以下とし、<b>掘削断面積</b>が小さいため、2 mg/m<sup>3</sup> を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、<b>当該値</b>を記録しておくこと。</p>	<p>表記修正</p> <p>国仕様書修正[R4]</p> <p>(諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書修正[R4]</p> <p>(諸基準類の改正)</p>
<p>3-2-10-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、<b>「手すり先行工法等に関するガイドライン</b>(厚生労働省 <b>平成 21 年 4 月</b>)」</p>	<p>3-2-10-23 足場工</p> <p>受注者は、足場工の施工にあたり、<b>「手すり先行工法等に関するガイドライン</b>(厚生労働省、<b>令和5年 12月</b>)」</p>	<p>国仕様書準拠[R7]</p> <p>(諸基準類との整合)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																
<p>第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-2 材料 3.溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-46に従って設定しなければならない。 表3-2-46 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="157 485 902 804"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。 (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合</p> <p>4.被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-47に従って乾燥させなければならない。 表3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <p>5.サブ マージ アーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブ マージ アーク溶接に用いるフラックスを表3-2-48に従って乾燥させなければならない。 表3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <p>6.CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガス CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された3種を使用するものとする。</p> <p>7.工場塗装工の材料 (4)受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-2-49の基準を遵守しなければならない。 表3-2-49 多液形塗料の可使時間 (5) ~確認し、正常の場合使用することができる。</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>第12節 工場製作工(共通) 3-2-12-2 材料 3.溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表3-2-43に従って設定しなければならない。 表3-2-43 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1299 485 2080 804"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570及びSBHS500を溶接する場合</p> <p>4.被覆アーク溶接棒 受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-2-44に従って乾燥させなければならない。 表3-2-44 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <p>5.サブ マージ アーク溶接に用いるフラックス 受注者は、サブ マージ アーク溶接に用いるフラックスを表3-2-45に従って乾燥させなければならない。 表3-2-45 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <p>6.CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガス CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された3種を使用するものとする。</p> <p>7.工場塗装工の材料 (4)受注者は、多液型塗料の可使時間は、表3-2-46の基準を遵守しなければならない。 表3-2-46 多液形塗料の可使時間 (5) ~確認し、正常の場合使用することができる。</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>番号修正[R7] 番号修正[R7] 国仕様書準拠 [H31](諸基準の改定) 国仕様書準拠 [H31](諸基準の改定) 番号修正[R7] 番号修正[R7] 番号修正[R7] 誤記修正 誤記修正 番号修正[R7] 太字追加 表記修正</p>
使用区分	使用する溶接材料																	
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																	
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																	
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																	
使用区分	使用する溶接材料																	
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																	
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質(じん性を除く)を有する溶接材料																	
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																	
<p>3-2-12-3 桁製作工 1.製作加工 (1) 原寸 (2) 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 工作 ① ~また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。</p>	<p>3-2-12-3 桁製作工 1.製作加工 (1) 原寸 (2) 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督職員の承諾を得なければならない。 (2) 工作</p>	<p>国仕様書準拠[R2] (実態に合わせて修正) 国仕様書準拠 [H31]</p>																

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																										
<p>なお、板取りに関する資料を保管し、<b>工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で</b>監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③~また、<b>フィルター・タイプ</b>プレート、形鋼、板厚 10 mm以下の<b>ガセットプレート</b>及び<b>補剛材</b>は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたは<b>グラインダ</b>仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④受注者は、<b>塗装される主要部材において</b>組立てた後に自由縁となる<b>切断面</b>の角は面取りを行うものとし、</p> <p>⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。</p> <p>ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピ-衝撃試験方法)に規定するシャルピ-衝撃試験の結果が表 3-2-50 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。</p> <p>表 3-2-50 シャルピ-吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>(4)溶接施工試験</p> <p>2)SM490、SM490Y において、1パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合。</p> <p>2)溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので<b>行なう</b>ものとする。</p> <p>(5) 組立て</p> <p>~また支材や<strong>ス<strong>ト</strong>ック</strong>等の異材を母材に<b>仮付け</b>することは避けるものとする。</p> <p>(6) 材片の組合わせ精度</p> <p>~<b>下記</b>の値以上とすることができる。</p> <p>板厚方向の<b>材片偏心</b>:<math>t \leq 50</math> 薄い方の板厚の 10%以下</p> <p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm <b>及びアークの前方 100mm</b> 範囲の母材を表 3-2-51 により予熱することを標準とする。なお、鋼材の <math>P_{CM}</math> 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-2-52 とする。</p> <p>表 3-2-51 予熱温度の標準</p>	<p>なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③~また、<b>フィルター・タイプ</b>プレート、形鋼、板厚10mm以下の<b>ガセットプレート</b>及び<b>補剛材等</b>は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたは<b>グラインダ</b>仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④受注者は、<b>塗装等の防錆・防食を行う部材において</b>、組立てた後に自由縁となる<b>部材</b>の角は面取りを行うものとし、</p> <p>⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。</p> <p><b>なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</b></p> <p>ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピ-衝撃試験方法)に規定するシャルピ-衝撃試験の結果が表3-2-47に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。</p> <p>表3-2-47 シャルピ-吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>(4)溶接施工試験</p> <p>2)<b>SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y及びSM490</b>において、1パスの入熱量が 10,000J/mmを超える場合</p> <p>2)溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので<b>行う</b>ものとする。</p> <p>(5) 組立て</p> <p>また支材や<strong>ス<strong>ト</strong>ック</strong>等の異材を母材に<b>溶接</b>することは避けるものとする。</p> <p>(6) 材片の組合わせ精度</p> <p>~<b>以下</b>の値以上とすることができる。</p> <p>板厚方向の<b>材片の偏心</b>:<math>t \leq 50</math>mm薄い方の板厚の10%以下</p> <p>(8) 予熱</p> <p>受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm範囲の母材を<b>表3-2-49の条件を満たす場合に限り</b>、表3-2-48により予熱することを標準とする。なお、鋼材の<math>P_{CM}</math>値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-2-50とする。</p> <p>表3-2-48 予熱温度の標準</p> <table border="1" data-bbox="1397 1535 2318 1860"> <thead> <tr> <th rowspan="3">鋼種</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="4">予熱温度(°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>25以下</th> <th>25を超え 40以下</th> <th>40を超え 50以下</th> <th>50を超え 100以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SBHS400 SBHS400W</td> <td>低酸素系の溶接棒 による被覆アーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>SBHS500 SBHS500W</td> <td>ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> </tbody> </table>	鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)				板厚区分(mm)				25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下	SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒 による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	<p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改定)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠 [R2](追記)</p> <p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改定)</p> <p>誤記修正</p> <p>国仕様書準拠 (表記統一)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改定)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準の改定に伴う修正)</p>
鋼種	溶接方法			予熱温度(°C)																								
				板厚区分(mm)																								
		25以下	25を超え 40以下	40を超え 50以下	50を超え 100以下																							
SBHS400 SBHS400W	低酸素系の溶接棒 による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																							
SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし																							

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																																																																																										
	<p>表3-2-49 予熱温度の標準を適用する場合のPCMの条件</p> <table border="1" data-bbox="1469 346 2255 604"> <thead> <tr> <th rowspan="2">鋼材の 板厚(mm)</th> <th colspan="2">鋼 種</th> </tr> <tr> <th>SMHS400 SBHS400W</th> <th>SMHS500 SBHS500W</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25 を超え 50 以下</td> <td>0.22 以下</td> <td>0.20 以下</td> </tr> <tr> <td>50 を超え 100 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3-2-50 P<sub>CM</sub>値と予熱温度の標準</p> <table border="1" data-bbox="1341 646 2329 1906"> <thead> <tr> <th rowspan="3">P<sub>CM</sub>(%)</th> <th rowspan="3">溶接方法</th> <th colspan="3">予熱温度(°C)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">板厚区分(mm)</th> </tr> <tr> <th>t ≤ 25</th> <th>25 &lt; t ≤ 40</th> <th>40 &lt; t ≤ 100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.21</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.22</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.23</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.24</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.25</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.26</td> <td>SMAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.27</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>予熱なし</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.28</td> <td>SMAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">0.29</td> <td>SMAW</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>GMAW,SAW</td> <td>50</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	鋼材の 板厚(mm)	鋼 種		SMHS400 SBHS400W	SMHS500 SBHS500W	25 以下			25 を超え 50 以下	0.22 以下	0.20 以下	50 を超え 100 以下			P <sub>CM</sub> (%)	溶接方法	予熱温度(°C)			板厚区分(mm)			t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100	0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし	0.25	SMAW	予熱なし	50	50	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.26	SMAW	予熱なし	50	80	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50	0.27	SMAW	50	80	80	GMAW,SAW	予熱なし	50	50	0.28	SMAW	50	80	100	GMAW,SAW	50	50	80	0.29	SMAW	80	100	100	GMAW,SAW	50	80	80	<p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準の改定に伴う修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](表追加)</p>
鋼材の 板厚(mm)	鋼 種																																																																																																											
	SMHS400 SBHS400W	SMHS500 SBHS500W																																																																																																										
25 以下																																																																																																												
25 を超え 50 以下	0.22 以下	0.20 以下																																																																																																										
50 を超え 100 以下																																																																																																												
P <sub>CM</sub> (%)	溶接方法	予熱温度(°C)																																																																																																										
		板厚区分(mm)																																																																																																										
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100																																																																																																								
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし																																																																																																								
0.25	SMAW	予熱なし	50	50																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
0.26	SMAW	予熱なし	50	80																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	予熱なし	50																																																																																																								
0.27	SMAW	50	80	80																																																																																																								
	GMAW,SAW	予熱なし	50	50																																																																																																								
0.28	SMAW	50	80	100																																																																																																								
	GMAW,SAW	50	50	80																																																																																																								
0.29	SMAW	80	100	100																																																																																																								
	GMAW,SAW	50	80	80																																																																																																								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要																																																				
<p>(9)溶接施工上の注意</p> <p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする</p> <p>(11)溶接の検査</p> <p>①受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-53に示す</p> <p>表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚 (端部含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキレートの溶接部については、表3-2-54に示す非破壊試験に従い行わなければならない。</p> <p>表3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p>	部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚 (端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚 (端部を含む)	圧縮フランジ	1枚 (端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚 (端部含む)	鋼床版	1	1枚 (端部を含む)	<p>(9)溶接施工上の注意</p> <p>②受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。</p> <p style="color: red;">エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</p> <p>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。</p> <p>(11)溶接の検査</p> <p>①受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-2-51に示す</p> <p>表3-2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影枚数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張部材</td> <td>1</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧縮部材</td> <td>5</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">曲げ部材</td> <td>引張フランジ</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧縮フランジ</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">腹板</td> <td>応力に直角な方向の継手</td> <td>1枚(引張側)</td> </tr> <tr> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼床版</td> <td>1</td> <td>1枚(始端又は終端部を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキレートの溶接部については、表3-2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。</p> <p>表3-2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</p> <p>④受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤受注者は、断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。</p>	部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影枚数	検査長さ	引張部材	1	1枚(始端又は終端部を含む)	継手全長を原則とする	圧縮部材	5	1枚(始端又は終端部を含む)	曲げ部材	引張フランジ	1枚(始端又は終端部を含む)	圧縮フランジ	1枚(始端又は終端部を含む)	腹板	応力に直角な方向の継手	1枚(引張側)	応力に平行な方向の継手	1枚(始端又は終端部を含む)	鋼床版	1	1枚(始端又は終端部を含む)	<p>国仕様書準拠 [H31](追記)</p> <p>番号修正</p> <p style="color: red;">表記修正</p> <p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p>
部材			1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																	
	撮影枚数	検査長さ																																																				
引張部材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする																																																			
圧縮部材	5	1枚 (端部を含む)																																																				
曲げ部材	引張フランジ	1枚 (端部を含む)																																																				
	圧縮フランジ	1枚 (端部を含む)																																																				
	腹板	応力に直角な方向の継手		1枚(引張側)																																																		
		応力に平行な方向の継手		1枚 (端部含む)																																																		
鋼床版	1	1枚 (端部を含む)																																																				
部材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																			
		撮影枚数	検査長さ																																																			
引張部材	1	1枚(始端又は終端部を含む)	継手全長を原則とする																																																			
圧縮部材	5	1枚(始端又は終端部を含む)																																																				
曲げ部材	引張フランジ	1枚(始端又は終端部を含む)																																																				
	圧縮フランジ	1枚(始端又は終端部を含む)																																																				
	腹板	応力に直角な方向の継手		1枚(引張側)																																																		
		応力に平行な方向の継手		1枚(始端又は終端部を含む)																																																		
鋼床版	1	1枚(始端又は終端部を含む)																																																				

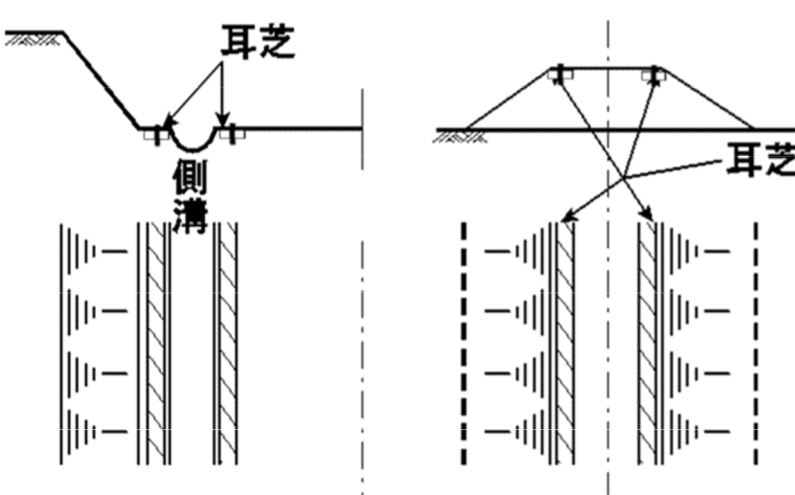
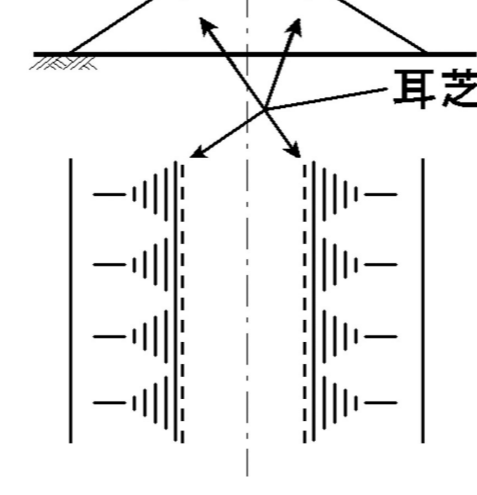
栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要								
<p>2) 受注者は、アンダーカットの深さを 0.5mm 以下とし、</p> <p>⑥外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証)</p> <p>(12) 欠陥部の補修 ~補修方法は、表 3-2-55 に示すとおり行なうものとする。 表 3-2-55 欠陥の補修方法</p> <table border="1" data-bbox="163 527 872 667"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 オーバークラップ</td> <td>グラインダーで削り整形する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13)ひずみとり ~。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3-2-56 によるものとする。 表 3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <p>(14)仮組立て ~。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。</p> <p>2.ボルトナット</p> <p>(1)ボルト孔の径は、表 3-2-57 に示すとおりとする。 表 3-2-57 ボルト孔の径</p> <p>(2)ボルト孔の径の許容差は、表 3-2-58 に示すとおりとする。 表 3-2-58 ボルト孔の径の許容差</p> <p>(3)仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>②受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表 3-2-59 のとおりにしなければならない。 表 3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率</p>	欠陥の種類	補修方法	5 オーバークラップ	グラインダーで削り整形する。	<p>2)受注者は、アンダーカットの深さを設計上許容される値以下とし、</p> <p>⑥外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証)</p> <p>(12)欠陥部の補修 ~補修方法は、表3-2-53に示すとおり行なうものとする。 表3-2-53 欠陥の補修方法</p> <table border="1" data-bbox="1305 527 1970 667"> <thead> <tr> <th>欠陥の種類</th> <th>補修方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 オーバークラップ</td> <td>グラインダーで削りを整形する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(13)ひずみとり ~。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-2-54によるものとする。 表3-2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法</p> <p>(14)仮組立て ~。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得てこれに代えることができる。</p> <p>2.ボルトナット</p> <p>(1)ボルト孔の径は、表3-2-55に示すとおりとする。 表3-2-55 ボルト孔の径</p> <p>(2)ボルト孔の径の許容差は、表3-2-56に示すとおりとする。 表3-2-56 ボルト孔の径の許容差</p> <p>(3)仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>②受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-57のとおりにしなければならない。 表 3-2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率</p>	欠陥の種類	補修方法	5 オーバークラップ	グラインダーで削りを整形する。	<p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p> <p>番号修正</p> <p>番号修正</p> <p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改正)</p> <p>番号修正</p>
欠陥の種類	補修方法									
5 オーバークラップ	グラインダーで削り整形する。									
欠陥の種類	補修方法									
5 オーバークラップ	グラインダーで削りを整形する。									
<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1.製作加工</p> <p>(1)亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>①~。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>②受注者は、亜鉛の付着量を JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27 の 275g/m<sup>2</sup>(両面付着量)以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm 以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2)亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>②受注者は、亜鉛の付着量をビームパイプ、ブacket、パドル、支柱の場合 JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2 種の(HDZ55)の 550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同</p>	<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1.製作加工</p> <p>(1)亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>①~。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。</p> <p>②受注者は、めっき付着量を両面で275g/m<sup>2</sup>以上としなければならない。その場合、受注者は、めっき付着量が前述以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2)亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>②受注者は、めっき付着量をビームパイプ、ブacket、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)(HDZT77)の77μm(膜厚)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく(HDZT49)の</p>	<p>誤記修正</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31] (諸基準類の改正)</p> <p>国仕様書準拠[R4]</p>								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要								
<p>じく 2種(HDZ35)の 350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。</p>	<p>49μm(膜厚)以上としなければならない。</p>	<p>(JIS 改正)</p>								
<p>3-2-12-8 アンカーフレーム製作工 2.アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 3-2-60 によらなければならない。 表 3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1" data-bbox="166 485 872 617"> <tr> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <td>68mm 以下</td> <td>68mm をこえるもの</td> </tr> </table>	ボルトの呼び径		68mm 以下	68mm をこえるもの	<p>3-2-12-8 アンカーフレーム製作工 2.アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度 受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-58によらなければならない。 表3-2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <table border="1" data-bbox="1338 485 2044 617"> <tr> <th colspan="2">ボルトの呼び径</th> </tr> <tr> <td>68 mm以下</td> <td>68 mmを<b>超える</b>もの</td> </tr> </table>	ボルトの呼び径		68 mm以下	68 mmを <b>超える</b> もの	<p>番号修正  国仕様書に表現統一</p>
ボルトの呼び径										
68mm 以下	68mm をこえるもの									
ボルトの呼び径										
68 mm以下	68 mmを <b>超える</b> もの									
<p>3-2-12-9 プレフォーム用桁製作工 1.製作加工 ～仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。</p>	<p>3-2-12-9 プレフォーム用桁製作工 1.製作加工 ～仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>								
<p>3-2-12-11 工場塗装工 3.気温 湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表 3-2-61 の塗装禁止条件を<b>満足しない</b>場合、 表 3-2-61 塗装禁止条件 8.塗料の準備 受注者は、塗料を使用前に<b>攪拌</b>し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。 12.検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m<sup>2</sup> 単位毎 25 点(1点<b>当たり</b> 5 回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 (5) 受注者は、膜厚測定器として<b>電磁微厚計</b>を使用しなければならない。 (6)③塗膜厚測定値(5 回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の 20%を<b>越えて</b>はならない (7)～。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、<b>色採</b>、数量を明記)</p>	<p>3-2-12-11 工場塗装工 3.気温湿度の条件 受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-59の塗装禁止条件に<b>該当する</b>場合、 表3-2-59 塗装禁止条件 8.塗料の準備 受注者は、塗料を使用前に<b>攪拌</b>し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点(1点<b>あたり</b>5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。 (5) 受注者は、膜厚測定器として<b>電磁膜厚計</b>を使用しなければならない。 (6)③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を<b>超えて</b>はならない。 (7)～。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、<b>色彩</b>、数量を明記)を確認し、</p>	<p>番号修正 国仕様書準拠 [H31](表記統一) 番号修正 誤記修正  国仕様書に表現統一 誤記 国仕様書に表現統一 誤記</p>								
<p>第 13 節 橋梁架設工 3-2-13-1 一般事項 本節は、橋梁<b>仮設</b>工として、</p>	<p>第13節 橋梁架設工 3-2-13-1 一般事項 本節は、橋梁<b>架設</b>工として、</p>	<p>誤記</p>								
<p>3-2-13-3 架設工(クレーン架設) 2.桁架設 (1)架設した主桁に、横倒れ防止の処置を<b>行わなければならない</b>。</p>	<p>3-2-13-3 架設工(クレーン架設) 2.桁架設 (1)架設した主桁に、横倒れ防止の処置を<b>行わなければならない</b>。</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>								
<p>第 14 節 法面工(共通) 3-2-14-2 植生工 6.耳芝 耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に<b>巾</b> 10~15cm 程度の芝を立てて入れたものとする。</p>	<p>第14節 法面工(共通) 3-2-14-2 植生工 6.耳芝 耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に<b>幅</b>10~15cm程度の芝を立てて入れたものとする。</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>								

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
 <p>耳芝 側溝 耳芝</p>	 <p>耳芝</p>	<p>国仕様書変更[R6] (現場実装との整合)</p>
<p>3-2-14-3 吹付工 4.補強用金網の設置 ～。また、金網の継手の重ね巾は、10cm 以上重ねなければならない。 9.層間はく離の防止 受注者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、</p>	<p>3-2-14-3 吹付工 4.補強用金網の設置 ～。また、金網の継手の重ね幅は、10cm以上重ねなければならない。 9.層間はく離の防止 受注者は、吹付けを 二層以上に分けて行う場合には、</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>
<p>3-2-14-4 法枠工 2.法枠工の盛土面施工 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、 4.法枠工の基面処理の施工 ～。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、 18.層間はく離の防止 受注者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、</p>	<p>3-2-14-4 法枠工 2.法枠工の盛土面施工 受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、 4.法枠工の基面処理の施工 なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、 18.層間はく離の防止 受注者は、吹付けを 二層以上に分けて行う場合には、</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>
<p>3-2-14-5 法面施肥工 3.支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、</p>	<p>3-2-14-5 法面施肥工 3.支障物の撤去 受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、</p>	<p>国仕様書に表現統一</p>
<p>3-2-14-6 アンカー工 10.孔内グ ラウト 受注者は、孔内グ ラウトに際しては、設計図書に示されたグ ラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水および排気を確実に所定のグ ラウトが孔口から排出されるまで～ 11.アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグ ラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試</p>	<p>3-2-14-6 アンカー工 10.孔内グ ラウト 受注者は、孔内グ ラウトに際しては、設計図書に示されたグ ラウトを 低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実に所定のグ ラウトが孔口から排出されるまで～ 11.アンカーの緊張・定着 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグ ラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試</p>	<p>国仕様書に表現統一  誤記</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP 掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。</p> <p>なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験(地盤工学会、平成24年5月)」による。</p>	<p>験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。</p> <p>なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」(地盤工学会、平成24年5月)による。</p>	
<p>3-2-14-7 かご工</p> <p>2.詰石</p> <p>～.なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。</p>	<p>3-2-14-7 かご工</p> <p>2.詰石</p> <p>～.なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](表記統一)</p>
<p>第15節 擁壁工(共通)</p> <p>3-2-15-3 補強土壁工</p> <p>3. 伐開除根</p> <p>受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、</p> <p>9.盛土材の敷き均し及び締固め</p> <p>～.まき出し及び締固めは、</p>	<p>第15節 擁壁工(共通)</p> <p>3-2-15-3 補強土壁工</p> <p>3.伐開除根</p> <p>受注者は、第一層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、</p> <p>9.盛土材の敷均し及び締固め</p> <p>～.巻出し及び締固めは、</p>	<p>国仕様書に表現統一 国仕様書修正[R5] (表記修正)</p>
<p>3-2-16-3 浚渫船運転工</p> <p>3.計画深度の施工</p> <p>受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>3-2-16-3 浚渫船運転工</p> <p>3.計画深度の施工</p> <p>受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、施工中は絶えず水位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p>	<p>「潮位」削除</p>
<p>第17節 植栽維持工</p> <p>3-2-17-2 材料</p> <p>1.一般事項</p> <p>～.なお、薬剤については農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)に基づくものでなければならない。</p> <p>4.樹木類の受入検査</p> <p>～.また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により</p>	<p>第17節 植栽維持工</p> <p>3-2-17-2 材料</p> <p>1.一般事項</p> <p>なお、薬剤については農薬取締法(令和5年5月改正 法律第36号)に基づくものでなければならない。</p> <p>4.樹木類の受入検査</p> <p>～.また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により</p>	<p>適用基準改訂</p> <p>国仕様書に表現統一</p>
<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>1.樹木・芝生管理工の施工</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし</p> <p>2.剪定の施工</p> <p>受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。</p> <p>4.剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工</p> <p>受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、</p> <p>15.幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げる</p>	<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工</p> <p>1.樹木・芝生管理工の施工</p> <p>受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、</p> <p>2.剪定の施工</p> <p>受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について(厚生労働省 令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行わなければならない。</p> <p>4.剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)等の施工</p> <p>受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)、植付けの施工にあたり、</p> <p>15.幹巻き</p> <p>受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはしゅろ縄で巻き上</p>	<p>国仕様書修正[R5] (表記修正)</p> <p>国仕様書修正[R5]</p> <p>国仕様書準拠[R3] (施工実態を踏まえた規定の追加)</p> <p>国仕様書準拠</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第3編 土木工事共通編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書 (令和4年版 HP掲載)	改訂 土木工事共通仕様書 (令和8年版)	変更概要
<p>ものとし、 16.支柱の設置 ～。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き<del>シヨロ</del>縄を用いて動かぬよう結束しなければならぬ。 19.施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や<del>ゴミ</del>等の除去及び除草を行わなければならない。</p>	<p>げるものとし、 16.支柱の設置 ～。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き<del>しヨロ</del>縄を用いて動かぬよう結束しなければならぬ。 19.施肥の施工前作業 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や<del>ごみ</del>等の除去及び除草を行わなければならない。</p>	<p>[R3](表記統一) 国仕様書準拠 [R3](表記統一) 国仕様書準拠 [R3](表記統一)</p>
<p>第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1.鉄筋コンクリート床版 (4)受注者は、<del>スペーサ</del>については、コンクリート製もしくは<del>ML</del>製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外の<del>スペーサ</del>を使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。<del>スペーサ</del>は、1m<sup>2</sup>あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (11) ～、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編 1-1-1-28 後片付け)を行わなければならない。</p>	<p>第18節 床版工 3-2-18-2 床版工 1.鉄筋コンクリート床版 (4)受注者は、<del>スペーサ</del>については、コンクリート製もしくは<del>ML</del>製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外の<del>スペーサ</del>を使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。<del>スペーサ</del>は、1m<sup>2</sup>あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。 (11) ～、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-31後片付け)を行わなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R3](スペーサ) 国仕様書準拠 [R3](スペーサ) 番号修正[R7] 誤記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第4編 公園編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第4編 公園編</p> <p><u>適用する仕様書については下記による。</u></p> <p>(1) <u>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書</u> <u>(平成30年度版)</u></p> <p>(2) <u>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準</u> <u>(平成30年度版)</u></p> <p><u>なお、記載がない出来型管理基準及び規格値等については、本仕様書によるものとする。</u></p>	<p>第4編 公園編</p> <p><u>適用する仕様書については下記による。</u></p> <p>(1) <u>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書</u> <u>(令和7年5月)</u></p> <p>(2) <u>国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事施工管理基準</u> <u>(令和7年5月)</u></p> <p><u>なお、記載がない出来型管理基準及び規格値等については、本仕様書によるものとする。</u></p>	<p>適用基準改訂</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第5編 下水道編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第5編 下水道編</p> <p><u>適用する仕様書については下記による。</u></p> <p>公益社団法人日本下水道協会 下水道土木工事必携(案) <a href="#">2014年版</a></p> <p><u>なお、記載がない出来型管理基準及び規格値等については、本仕様書によるものとする。</u></p>	<p>第5編 下水道編</p> <p><u>適用する仕様書については下記による。</u></p> <p>公益社団法人日本下水道協会 下水道土木工事必携(案) <a href="#">2021年版</a></p> <p><u>なお、記載がない出来型管理基準及び規格値等については、本仕様書によるものとする。</u></p>	<p>適用基準改訂</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																
第1節 適用 5.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 6.河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、	第1節 適用 5.水位の観測 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 6.河積阻害等の防止 受注者は、河川工事の仮締切、瀬替え等において、	「潮位」削除  国仕様書準拠[R5](誤記)																
第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)	第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)	適用基準改訂																
6-1-7-2 材料 表6-1-1 純ポリ塩化ビニール(厚さ:1mm、色:透明) 表6-1-2 エチレン酢酸ビニール(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格 表6-1-4 止水材の品質規格 <table border="1" data-bbox="154 764 917 942"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	規格値	試験方法	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	6-1-7-2 材料 表6-1-1 純ポリ塩化ビニール(厚さ:1mm、色:透明) 表6-1-2 エチレン酢酸ビニール(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格 表6-1-4 止水材の品質規格 <table border="1" data-bbox="1297 764 2059 942"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm<sup>2</sup> (kgf/m)</td> <td>11.8以上</td> <td>日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	規格値	試験方法	引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。	国仕様書準拠 (表記統一)  JIS名称改訂
試験項目	単位	規格値	試験方法															
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。															
試験項目	単位	規格値	試験方法															
引張強さ	N/mm <sup>2</sup> (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。															
6-1-7-12 覆土工 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6-1-7-12 覆土工 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による。	誤記修正																
第9節 根固め工 6-1-9-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編第3-2-3-17根固めブロック工の規定による。	第9節 根固め工 6-1-9-3 根固めブロック工 根固めブロック工の施工については、第3編第3-2-3-17根固めブロック工の規定による。	誤記修正																
6-1-9-4 間詰工 1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6-1-9-4 間詰工 1.適用規定 間詰コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	誤記修正																
6-1-12-2 境界工 2.掘削困難な場合の処置 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3.設置位置 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、杭頭は原則として地面より20cm露出させ頭部約10cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6-1-12-2 境界工 2.掘削困難な場合の処置 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3.設置位置 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点または矢印先端部を用地境界線と一致させ、杭頭は原則として地面より20cm露出させ頭部約10cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。	国仕様書準拠 (表記統一)																
6-1-13-3 配管工 2.単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	6-1-13-3 配管工 2.単管の配管 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	国仕様書準拠 (表記統一)																

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第2節 適用すべき諸基準 第1節 適用 4.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準によらなければならない。</p>	<p>第2章 浚渫(河川) 第1節 適用 4.水位の観測 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p>	<p>「潮位」削除 国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>6-2-3-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>6-2-3-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>「潮位」削除</p>
<p>6-2-4-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>6-2-4-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>「潮位」削除</p>
<p>6-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-4 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。</p>	<p>6-2-4-3 作業船運転工 受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1-1-1-6 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。</p>	<p>番号修正[R7]</p>
<p>6-2-5-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>6-2-5-1 一般事項 6.水象・気象の調査 受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。</p>	<p>「潮位」削除</p>
<p>第3章 樋門・樋管 第1節 適用 5.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成25年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)</p>	<p>第3章 樋門・樋管 第1節 適用 5.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和7年10月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和7年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月)</p>	<p>「潮位」削除 国仕様書準拠 (表記統一) 適用基準改訂</p>
<p>6-3-5-1 一般事項 1.適用工種 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工(床掘り、埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>6-3-5-1 一般事項 1.適用工種 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>誤記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>6.樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。</p>	<p>6.樋門・樋管の止水板 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>6-3-5-6 函渠工 5.コルゲートパイプの布設 (1)布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし受注者は、</p>	<p>6-3-5-6 函渠工 5.コルゲートパイプの布設 (1)布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>6.コンクリート構造の樋門及び樋管 (7)受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが<b>さけられない</b>場合には～ 7.鋼管の布設 ⑤降雨等で表面が濡れるとき。 8.ダクタイル鋳鉄管の布設 (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確かめた</b>上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p>	<p>6.コンクリート構造の樋門及び樋管 (7)受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが<b>避けられない</b>場合には～ 7.鋼管の布設 ⑤降雨等で表面が濡れているとき。 8.ダクタイル鋳鉄管の布設 (4)受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確認した</b>上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](誤植)  国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>第7節 水路工 6-3-7-1 一般事項 本節は、水路工として作業土工(床掘り、埋戻し)、側溝工、集水榘工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第7節 水路工 6-3-7-1 一般事項 本節は、水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、集水榘工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>6-3-8-4 境界工 3.杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点<b>又は</b>矢印先端部を用地境界線と一致させ、杭頭は原則として地面より 20 cm 露出させ頭部約 10 cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>6-3-8-4 境界工 3.杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点<b>または</b>矢印先端部を用地境界線と一致させ、杭頭は原則として地面より20cm 露出させ頭部約10cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>第2節 適用すべき基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月) 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (平成22年4月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	<p>第2節 適用すべき基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和3年3月) 国土交通省 機械工事塗装要領(案)・同解説 (令和3年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p>	<p>適用基準改訂</p>
<p>6-4-3-6 鋼製排水管製作工 1.製作加工 (1)受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>6-4-3-6 鋼製排水管製作工 鋼製排水管製作工の施工については、第3編3-2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31]</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>(2)受注者は、取付金具と桁本体との取付けピッチは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3)受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。</p> <p>2.適用規定</p> <p>ボルト・ナットの施工については、第3編3-2-12-3 桁製作工の規定による。</p>		(表記統一)
<p>6-4-3-8 鋳造費</p> <p>受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)によらなければならない。</p>	<p>6-4-3-8 鋳造費</p> <p>橋歴板に用いる材質は、第3編3-2-3-25 銘板工の規定による。</p>	国仕様書準拠 [R7](諸基準類との整合)
<p>6-4-5-1 一般事項</p> <p>本節は、軽量盛土工として、輸土工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>6-4-5-1 一般事項</p> <p>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p>	国仕様書準拠[H31] (表記統一)
<p>6-4-9-1 一般事項</p> <p>4.架設用_仮設備及び架設用機材</p>	<p>6-4-9-1 一般事項</p> <p>4.架設用仮設備及び架設用機材</p>	国仕様書準拠 (余白削除)
<p>6-4-6-1 一般事項</p> <p>2.水位 潮位の観測</p> <p>受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p>	<p>6-4-6-1 一般事項</p> <p>2.水位の観測</p> <p>受注者は、水門工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p>	「潮位」削除
<p>6-4-9-2 材料</p> <p>2.仮設構造物の点検</p> <p>受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p>4.試験結果の提出</p> <p>受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督職員に提出～</p>	<p>6-4-9-2 材料</p> <p>2.仮設構造物の点検</p> <p>受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p> <p>4.試験結果の提出</p> <p>受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督職員へ提出～</p>	国仕様書準拠 (表記統一)
<p>6-4-9-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>6-4-9-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。</p>	適用基準改訂
<p>6-4-14-1 一般事項</p> <p>5.PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>6-4-14-1 一般事項</p> <p>5.PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	国仕様書準拠 [H31] (JIS表記修正)
<p>6-4-14-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6-4-14-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	適用基準改訂 太字修正
<p>6-4-14-7 架設工(クレーン架設)</p> <p>架設工(クレーン架設)については、第3編3-2-13-3 架設工(クレーン架設)の規定による。</p>	<p>6-4-14-7 架設工(クレーン架設)</p> <p>架設工(クレーン架設)の施工については、第3編3-2-13-3 架設工(クレーン架設)の規定による。</p>	国仕様書に表現統一
<p>6-4-15-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>6-4-15-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	適用基準改訂 太字修正

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
6-4-18-1 一般事項 2.舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施しなければならない	6-4-18-1 一般事項 2.舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき試験を実施しなければならない。	適用基準改訂 太字修正
6-4-18-10 コンクリート舗装工 2.配合 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。 6.横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は 30m に 1ヶ所程度打込み目地とするものとする。	6-4-18-10 コンクリート舗装工 2.配合 現場練りコンクリートを使用する場合は、配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。 6.横収縮目地及び縦目地 横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は30mに1ヶ所程度の打込み目地とするものとする。	国仕様書準拠 (表記統一)  国仕様書準拠 (表記統一)
第5節 堰 4.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 5.適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)の規定による。	第5節 堰 4.水位の観測 受注者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 5.適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和6年3月)の規定による。	「潮位」削除  国仕様書準拠 (適用基準改訂) 太字追加
第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は原則として最新版を使用する。 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)(平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	県オリジナル削除 適用基準改訂
6-5-6-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)(平成28年10月)及び、国土交通省 ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-6-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」(ダム・堰施設技術協会、平成28年10月)及び、「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 [H31] (表記統一) 太字追加
6-5-6-10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第6編6-4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。	6-5-6-10 門柱工 埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第6編6-4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。	国仕様書準拠 (表記統一)

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
6-5-7-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、 <a href="#">ダム・堰施設技術協会</a> <a href="#">ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)</a> (平成28年10月)及び、 <a href="#">国土交通省</a> <a href="#">ダム・堰施設技術基準(案)</a> (平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-7-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、 <a href="#">「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」</a> ( <a href="#">ダム・堰施設技術協会</a> 、平成28年10月)及び、 <a href="#">「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」</a> ( <a href="#">国土交通省</a> 、平成28年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 [H31] (表記統一) 太字追加
6-5-8-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、 <a href="#">ダム・堰施設技術協会</a> <a href="#">ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)</a> (平成28年10月)及び、 <a href="#">国土交通省</a> <a href="#">ダム・堰施設技術基準(案)</a> (平成28年3月)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-8-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、 <a href="#">「ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)」</a> ( <a href="#">ダム・堰施設技術協会</a> 、平成28年10月)及び、 <a href="#">「ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工」</a> ( <a href="#">国土交通省</a> 、平成28年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 (表記統一) 太字追加
6-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、 <a href="#">道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工</a> による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、 <a href="#">「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」</a> ( <a href="#">日本道路協会</a> 、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 (適用基準改正) (表記統一)太字追加
6-5-15-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合するを使用しなければならない。	6-5-15-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する <b>転造ねじ</b> を使用しなければならない。	国仕様書準拠 [H31] (表記統一)
6-5-15-6 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工</a> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-15-6 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」</a> ( <a href="#">日本道路協会</a> 、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 (適用基準改訂)
6-5-16-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する <b>転造ねじ</b> を使用しなければならない。	6-5-16-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する <b>転造ねじ</b> を使用しなければならない。	国仕様書準拠 [H31] (JIS表記修正)
6-5-16-3 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工</a> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-16-3 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」</a> ( <a href="#">日本道路協会</a> 、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 (適用基準改訂)
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋) 6-5-17-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する <b>転造ねじ</b> を使用しなければならない。	第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋) 6-5-17-1 一般事項 5.PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する <b>転造ねじ</b> を使用しなければならない。	国仕様書準拠 [H31] (JIS表記修正)
6-5-17-3 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工</a> の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6-5-17-3 支承工 支承工の施工については、 <a href="#">「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」</a> ( <a href="#">日本道路協会</a> 、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 (適用基準改訂)

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第6章 排水機場 2.適用規定(1) 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p>	<p>第6章 排水機場 2.適用規定(1) 河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。 4.水位の観測 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p>	<p>「潮位」削除</p>
<p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説(平成27年2月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説(令和2年1月)</p>	<p>適用基準改訂</p>
<p>6-6-4-7 燃料貯油槽工 3.均しコンクリート打設後の注意</p>	<p>6-6-4-7 燃料貯油槽工 3.均しコンクリートの打設後の注意</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p>
<p>6-6-6-1 一般事項 1.適用工種 本節は、吐出水槽工として作業土工(床掘り・埋戻し)、製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>6-6-6-1 一般事項 1.適用工種 本節は、吐出水槽工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。</p>	
<p>第7章 床止め・床固め 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正)</p>	<p>第7章 床止め・床固め 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (令和6年3月一部改正)</p>	<p>適用基準改訂</p>
<p>6-7-4-1 一般事項 第1節 適用 4.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準類 2.一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。</p>	<p>6-7-4-1 一般事項 第1節 適用 4.水位の観測 受注者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準類 2.一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。</p>	<p>「潮位」削除  太字追加</p>
<p>6-7-5-1 一般事項 2.一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。</p>	<p>6-7-5-1 一般事項 2.一般事項 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。</p>	<p>太字追加</p>
<p>6-7-5-4 4.根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるように記号を付さなければならない。</p>	<p>6-7-5-4 4.根固めブロックの施工 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるように記号を付さなければならない。</p>	<p>太字追加</p>
<p>6-7-5-6 側壁工 4.裏込工</p>	<p>6-7-5-6 側壁工 4.裏込工</p>	

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石または、碎石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さにぐり石または、碎石を敷均し、締め固めを行わなければならない。	国仕様書準拠 (表記統一)
6-7-6-3 コンクリート擁壁工 1.一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに碎石、割栗石、または、クワッションを敷設し、締め固めを行わなければならない。	6-7-6-3 コンクリート擁壁工 1.一般事項 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先立って設計図書に示す厚さに碎石、割ぐり石、または、クワッションを敷設し、締め固めを行わなければならない。	国仕様書準拠 (表記統一)
第8章 河川維持 第1節 適用 4.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	第8章 河川維持 第1節 適用 4.水位の観測 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除
6-8-5-2 芝養生工 1.草等の処理 受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。 3.雑草 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6-8-5-2 芝養生工 1.草等の処理 受注者は、抜き取り(抜根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。 3.雑草の抜き取り(抜根) 受注者は、人力により雑草の抜き取り(抜根)を施工しなければならない	国仕様書変更[R3] (施工実態を踏まえた規定の追加)
6-8-6-2 材 料 クラック補修工、ボ-リンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについて	6-8-6-2 材 料 クラック補修工、ボ-リンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については	国仕様書準拠(表記統一)
6-8-6-3 クラック補修工 1.クラック補修の施工 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。	6-8-6-3 クラック補修工 1.クラック補修の施工 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。	誤記修正
6-8-6-4 ボ-リンググラウト工 13.一時中断の処置 受注者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6-8-6-4 ボ-リンググラウト工 13.一時中断の処置 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤記修正
6-8-7-2 材 料 3.クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6-8-7-2 材 料 3.クラック防止シート 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に使用材料に関して監督職員の承諾を得なければならない。	国仕様書準拠 [R4](誤植)
6-8-8-2 付属物復旧工 2.支柱建込	6-8-8-2 付属物復旧工 2.支柱建て込み	国仕様書準拠 (表記統一)
6-8-14-2 運搬処理工 1.一般事項 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置をおこなわなければならない。	6-8-14-2 運搬処理工 1.一般事項 受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	国仕様書準拠 (表記統一)

栃木県土木工事共通仕様書 第6編 河川編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																				
第9章 河川修繕 5.水位、潮位の観測 受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	第9章 河川修繕 5.水位の観測 受注者は、河川工事において、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除																				
第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は原則として最新版を使用する。 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成27年2月)	第2節 適用すべき諸基準 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説 (令和2年1月)	適用基準改訂																				
6-9-7-2 防護柵工 3.堤防定規断面の確保 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。	6-9-7-2 防護柵工 3.堤防定規断面の確保 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。	国仕様書準拠 (表記統一)																				
6-9-8-3 付属物塗装工 表 6-9-1 素地調整程度と作業内容 <table border="1" data-bbox="154 766 1255 1098"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>-</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用、プラスト法</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用、プラスト法	6-9-8-3 付属物塗装工 表 6-9-1 素地調整程度と作業内容 <table border="1" data-bbox="1294 766 2383 1098"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>-</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用	国仕様書準拠 変更[R4] (プラスト法削除) 誤記修正
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																		
2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用、プラスト法																		
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																		
2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積 30%以下で旧塗膜が B、b 塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤブルなどの電動工具と手工具との併用																		

栃木県土木工事共通仕様書 第8編 砂防編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<u>以下基準類</u>による。 <u>また、改正された場合は原則として最新版を使用する。</u></p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(タムコンクリート編) (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(タムコンクリート編) [2023年制定] (2023年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (2023年9月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月)</p>	<p>県オリジナル削除 適用基準改訂</p>
<p>8-1-6-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。</p>	<p>8-1-6-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針 3設計と施工</b>」(日本道路協会、平成21年6月)、「<b>のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工</b>」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</b>」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>第8節 コンクリート堰堤工 8-1-8-1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、<b>コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工</b>、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第8節 コンクリート堰堤工 8-1-8-1 一般事項 1.適用工種 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、<b>コンクリート副堰堤工、コンクリート側壁工</b>、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>国仕様書準拠[R5] (記載順変更)</p>
<p>8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 4.水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レタス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、<b>掃除</b>しなければならない。 7.1層の厚さ 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の<b>1層</b>の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。 9.コンクリートの養生 ～養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、<b>適切</b>湿潤養生期間を定めなければならない。 12.砂防ソイルメント 受注者は、砂防ソイルメントの施工にあたって、設計図書において特に定めのない事項については、「砂防ソイルメント施工便覧」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)現位置攪拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改訂版(先端建設技術センター-ISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工 4.水平打継目の処理 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レタス、雑物を取り除き、コンクリート表面を粗にし、<b>清掃</b>しなければならない。 7.<b>一層</b>の厚さ 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の<b>一層</b>の厚さが、40~50cm以下を標準となるように打込まなければならない。 9.コンクリートの養生 ～養生方法の選定にあたっては、その効果を確認、<b>適切</b>に湿潤養生期間を定めなければならない。 12.砂防ソイルメント 受注者は、砂防ソイルメントの施工にあたって、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、「<b>砂防ソイルメント施工便覧</b>」(砂防・地すべり技術センター、平成28年9月)、「<b>現位置攪拌混合固化工法(ISM工法)設計・施工マニュアル第1回改訂版</b>」(先端建設技術センター-ISM工法研究会、平成19年3月)の規定による。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一) 国仕様書準拠(表記統一) 国仕様書準拠(表記統一) 国仕様書準拠 (表記統一) 太字追加</p>
<p>第11節 砂防<b>えん堤</b>付属物設置工 8-1-11-4 境界工</p>	<p>第11節 砂防<b>堰堤</b>付属物設置工 8-1-11-4 境界工</p>	<p>国仕様書準拠</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第8編 砂防編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>3.杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、<u>杭頭は原則として地面より 20 cm 露出させ頭部約 10 cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。</u></p>	<p>3.杭(鉋)の設置 受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、<u>設計図書</u>に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点<u>または</u>矢印先端部を用地境界線と一致させ、<u>杭頭は原則として地面より20cm 露出させ頭部約10cmを赤で着色し、「栃木県」の文字が内側(官地側)になるようにしなければならない。</u></p>	(表記統一)
<p>第13節 付帯道路施設工 6-1-13-1 一般事項 6-1-13-2 境界工 6-1-13-3 道路附属物工 6-1-13-4 小型標識工</p>	<p>第13節 付帯道路施設工 8-1-13-1 一般事項 8-1-13-2 境界工 8-1-13-3 道路附属物工 8-1-13-4 小型標識工</p>	誤記修正
<p>第2章 流路 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は原則として最新版を使用する。</p>	<p>第2章 流路 第2節 適用すべき諸基準</p>	県オリジナル削除
<p>第3章 斜面对策 第1節 適用 2.適用規定(1) 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による。</p>	<p>第3章 斜面对策 第1節 適用 2.適用規定(1) 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は原則として最新版を使用する。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成26年8月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月) 斜面防災対策技術協会 <b>新版</b> 地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月)</p>	<p>県オリジナル削除 国仕様書準拠 (適用基準改訂)</p>
<p>8-3-4-6 アンカー工 1.PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-4 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。</p>	<p>8-3-4-6 アンカー工 1.PC法枠工の施工 受注者は、PC法枠工の施工については第1編1-1-1-6 施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。</p>	番号修正
<p>8-3-4-7 抑止アンカー工 5.アンカー定着部の確認 受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>8-3-4-7 抑止アンカー工 5.アンカー定着部の確認 受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により<b>確認</b>するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。</p>	太字追加
<p>8-3-5-8 落石防護工 2.ケーブル金網式の設置 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p>8-3-5-8 落石防護工 2.ワイヤロープ及び金網の設置 受注者は、ワイヤロープ及び金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)</p>
<p>8-3-6-1 一般事項 本節は、山腹水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水榭工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>8-3-6-1 一般事項 本節は、山腹水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、<b>現場打水路工</b>、<b>集水榭工</b>その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>国仕様書準拠 (記載順変更)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第8編 砂防編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>8-3-7-1 一般事項 4.検尺 受注者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引抜を行い、</p>	<p>8-3-7-1 一般事項 4.検尺 受注者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引抜を行い、</p>	<p>太字追加</p>
<p>8-3-7-3 井戸中詰工 井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p>	<p>8-3-7-3 井戸中詰工 井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・砂防土工の規定による。</p>	<p>誤記修正</p>
<p>8-3-7-4 集排水ポリング工 2.保孔管 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。 4.せん孔完了後の標識板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。</p>	<p>8-3-7-4 集排水ポリング工 2.保孔管 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。 4.せん孔完了後の標示板 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)  国仕様書準拠 [H31] (用語修正)</p>
<p>8-3-9-1 一般事項 1.適用工種 本節は、抑止杭工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。 3.杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p>	<p>8-3-9-1 一般事項 1.適用工種 本節は、抑止杭工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。 2.施工計画書 受注者は、杭の施工については第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。 3.杭建て込みのための削孔 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。</p>	<p>表記統一  番号修正[R7]  国仕様書準拠 [R5](誤植)</p>
<p>8-3-9-3 既製杭工 3.人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。</p>	<p>8-3-9-3 既製杭工 3.人工泥水 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](誤植)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第1節 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<b>なお</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <u>また、改正された場合は原則として最新版を使用する。</u> 国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月) 全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月) 日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p>	<p>第1節 道路改良 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。<b>また</b>、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。  日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (令和7年6月) 全国特定法面保護協会のり枠の設計・施工指針 日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月) <b>日本建設機械施工協会</b> 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p>	<p>国仕様書準拠[R5](表記統一)  県オリジナル削除 国仕様書準拠 [R7](基準削除)「全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻(平成12年9月)」</p>
<p>10-1-5-1 一般事項 2.適用規定 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>10-1-5-1 一般事項 2.適用規定 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>太字修正</p>
<p>第7節 擁壁工 10-1-7-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成11年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 擁壁工 10-1-7-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>太字修正 国仕様書準拠 [R7](基準削除) 「土木構造物標準設計」(全日本建設技術協会、平成12年9月)</p>
<p>第9節 カバート工 10-1-9-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、カバートの施工にあたっては、「道路土工-カバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成24年3月)に従い行わなければならない。 (3)本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>第9節 カバート工 10-1-9-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、カバートの施工にあたっては、「道路土工-カバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 (3)本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>太字修正  太字追加 国仕様書準拠(表記統一)  誤記修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
10-1-9-2 材料 受注者は、プレキャストカーボートの施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工-カーボート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。	10-1-9-2 材料 受注者は、プレキャストカーボートの施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「 <b>道路土工-カーボート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b> 」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。	太字修正
10-1-9-6 場所打函渠工 3.適用規定 受注者は、外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所の塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。	10-1-9-6 場所打函渠工 3.適用規定 受注者は、外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所の <b>施工にあたって</b> 、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。	国仕様書準拠 (表記修正)
<b>第10節 排水構造物工(小型水路工)</b> 10-1-10-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>第10節 排水構造物工(小型水路工)</b> 10-1-10-1 一般事項 2.適用規定 受注者は、排水構造物工(小型水路工)の施工にあたっては、「 <b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b> 」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	太字修正
10-1-10-5 集水枡・マンホール工 4.蓋の設置 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう <b>平坦</b> に施工しなければならない。	10-1-10-5 集水枡・マンホール工 4.蓋の設置 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう <b>平坦</b> に施工しなければならない。	誤記修正
10-1-10-6 地下排水工 2.埋戻し時の注意 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の <b>穴</b> が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	10-1-10-6 地下排水工 2.埋戻し時の注意 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の <b>孔</b> が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	表記修正
<b>第11節 落石雪害防止工</b> 10-1-11-1 一般事項 3.新たな落石箇所 <b>発見</b> の処置	<b>第11節 落石雪害防</b> 10-1-11-1 一般事項 3.新たな落石箇所 <b>発見時</b> の処置	誤記修正
10-1-11-5 落石防護柵工 2. <b>ケーブル金網式</b> の設置 受注者は、 <b>ケーブル金網式</b> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	10-1-11-5 落石防護柵工 2. <b>ワイヤロープ及び金網</b> の設置 受注者は、 <b>ワイヤロープ及び金網</b> の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	国仕様書準拠[H31](表記統一)
<b>第2章 舗装</b> 第2節 適用すべき諸基準 <u>また、改正された場合は原則として最新版を使用する。</u> 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版) (平成8年10月)	<b>第2章 舗装</b> 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ <b>ポラード</b> の設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年10月) 日本道路協会 <b>舗装の長期保証制度に関するガイドブック</b> (令和3年3月) 日本道路協会 <b>舗装種別選定の手引き</b> (令和3年12月)	県オリジナル削除  適用基準改訂  適用基準追加 [R4]

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
土木学会 舗装標準示方書(平成27年10月)	土木学会 舗装標準示方書[2023年制定] (令和5年10月)	
<p><b>第4節 舗装工</b></p> <p>10-2-4-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき</p>	<p><b>第4節 舗装工</b></p> <p>10-2-4-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)の規定に基づき</p>	適用基準改訂
<p>10-2-4-10 コンクリート舗装工</p> <p>3.粗面仕上げ</p> <p>粗面仕上げは、フオート及びウ、ほうき等で行うものとする。</p> <p>4.初期養生</p> <p>初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p>	<p>10-2-4-10 コンクリート舗装工</p> <p>3.粗面仕上げ</p> <p>粗面仕上げは、フオート及びウ、ホキ等で行うものとする。</p> <p>4.初期養生</p> <p>初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一)</p> <p>国仕様書変更 [H31][R6](表現修正)</p>
<p><b>第5節 排水構造物工(路面排水工)</b></p> <p>10-2-5-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編10-2-5-3 側溝工、10-2-5-5 集水柵(街渠柵)・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>第5節 排水構造物工(路面排水工)</b></p> <p>10-2-5-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>排水構造物工(路面排水工)の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編10編10-2-5-3 側溝工、10編10-2-5-5 集水柵(街渠柵)・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>誤記</p> <p>国仕様書修正[R5](表記統一)</p>
<p>10-2-6-1 一般事項</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工-盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の施工の規定による。</p>	<p>10-2-6-1 一般事項</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工-盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の施工の規定による。</p>	太字追加
<p><b>第7節 踏掛版工</b></p> <p>10-2-7-1 一般事項</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工-盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の踏掛版及び施工の規定、第10編10-2-7-4 踏掛版工の規定による。</p>	<p><b>第7節 踏掛版工</b></p> <p>10-2-7-1 一般事項</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工-盛土工指針」(日本道路協会、平成22年4月)の踏掛版及び施工の規定、第10編2-7-4 踏掛版工の規定による。</p>	太字追加
<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p>10-2-8-1 一般事項</p> <p>2.障害物がある場合処置</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成28年12月改訂)、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。</p>	<p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p>10-2-8-1 一般事項</p> <p>2.障害物がある場合の処置</p> <p>3.適用規定</p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧4-1.施工」(日本道路協会、令和3年3月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8 路側防護柵工、第3編3-2-3-7 防止柵工の規定による</p>	<p>誤記</p> <p>適用基準改訂</p> <p>国仕様書準拠[H31][R5](表記統一)</p>
<p>10-2-8-3 路側防護柵工</p> <p>2.適用規定(2)</p> <p>受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。</p>	<p>10-2-8-3 路側防護柵工</p> <p>2.適用規定(2)</p> <p>受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。</p>	太字追加

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>第9節 標識工 10-2-9-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章<b>基礎及び施工</b>」(日本道路協会、<b>昭和62年1月</b>)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6 小型標識工、3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、<b>平成25年2月</b>)による。</p>	<p>第9節 標識工 10-2-9-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 <b>道路標識の設計、施工</b>」(日本道路協会、<b>令和2年6月</b>)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6 小型標識工、<b>第3編</b>3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、<b>第3編</b>3-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「<b>道路標識ハンドブック</b>」(全国道路標識・標示業協会、<b>令和4年1月</b>)による。</p>	<p>適用基準改訂 国仕様書準拠[R5](表記統一) 太字修正</p>
<p>10-2-9-2 材料 2.錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)から JIS K 5674(鉛・クロム7I-さび止めペイント)に適合するものを用いる。 4.補強材の取付 受注者は、<b>標識板</b>には設計図書に示す位置に補強材を<b>標識板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。 5.下地処理 受注者は、<b>標識板</b>の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、 6.文字・記号等 受注者は、<b>標識板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び<b>道路標識設置基準・同解説</b>による色彩と寸法で、標示する。</p>	<p>10-2-9-2 材料 2.錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)から JIS K 5674(鉛・クロム7I-さび止めペイント)に適合するものとする。 4.補強材の取付 受注者は、<b>標示板</b>には設計図書に示す位置に補強材を<b>標示板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。 5.下地処理 受注者は、<b>標示板</b>の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、 6.文字・記号等 受注者は、<b>標示板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」(日本道路協会 <b>令和2年6月</b>)による色彩と寸法で、標示する。</p>	<p>国仕様書準拠 (表記統一) 国仕様書準拠 [H31](用語修正) (標識板→標示板) 誤記修正 国仕様書準拠 [R3](諸基準類の改正)太字修正</p>
<p>第10節 区画線工 10-2-10-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」(日本道路協会、<b>平成21年6月</b>)の規定、及び第3編3-2-3-9 区画線工の規定による。～</p>	<p>第10節 区画線工 10-2-10-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9 区画線工の規定による。～</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](修正)</p>
<p>10-2-10-2 区画線工 2.区画線の指示方法 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。</p>	<p>10-2-10-2 区画線工 2.区画線の指示方法 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。</p>	<p>国仕様書準拠 [R5](修正)</p>
<p>第11節 道路植栽工 10-2-11-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、道路植栽工の施工については、「<b>道路緑化技術基準・同解説2-3施工</b>」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「<b>道路土工要綱</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3 道路植栽工の規定による。</p>	<p>第11節 道路植栽工 10-2-11-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、道路植栽工の施工については、「<b>道路緑化技術基準・同解説2-3施工</b>」(日本道路協会、平成28年3月)の規定、「<b>道路土工要綱</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編10-2-11-3 道路植栽工の規定による。</p>	<p>太字追加</p>
<p>第11節 道路植栽工 10-2-11-3 道路植栽工</p>	<p>第11節 道路植栽工 10-2-11-3 道路植栽工</p>	

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>10.添木の設置 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻き<b>シロ</b>縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>13.幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、<b>シロ</b>縄で巻き上げるものとし、</p> <p>14.支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻き<b>シロ</b>縄を用いて動かぬよう結束する。</p> <p>16.除草 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や<b>ゴミ</b>等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>18.植栽<b>植樹</b>の植替え (3) 枯死または、形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議<b>するものとする。</b></p>	<p>10.添木の設置 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻き<b>しゅろ</b>縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>13.幹巻き 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、<b>しゅろ</b>縄で巻き上げるものとし、</p> <p>14.支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻き<b>しゅろ</b>縄を用いて動かぬよう結束する。</p> <p>16.除草 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂や<b>ごみ</b>等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>18.植栽<b>植木</b>の植替え (3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議<b>しなければならない。</b></p>	<p>国仕様書準拠[R3](表記統一)</p> <p>国仕様書準拠[R3](表記統一)</p> <p>国仕様書準拠[R3](表記統一)</p> <p>国仕様書準拠[R3](表記統一)</p> <p>国仕様書準拠[R3](表記統一)</p>
<p>第12節 道路付属施設工 10-2-12-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工</b>」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工</b>」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「<b>道路土工要綱</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「<b>道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工</b>」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水柵(街渠柵)・マンホール工、10-2-12-3境界工及び10-2-12-6照明工の規定による。</p>	<p>第12節 道路付属施設工 10-2-12-1 一般事項 3.適用規定 受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第5章 施工</b>」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第7章 設計及び施工</b>」(日本道路協会、平成19年10月)の規定、「<b>道路土工要綱</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「<b>道路反射鏡設置指針第2章 設置方法の規定及び第5章 施工</b>」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編3-2-3-10道路付属物工の規定、本編10-2-5-3側溝工、10-2-5-5集水柵(街渠柵)・マンホール工、10-2-12-3境界工及び10-2-12-6照明工の規定による。</p>	<p>太字追加</p>
<p>第3章 橋梁下部 第1節 適用 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「<b>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領</b>(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 (2)微破壊・非破壊試験は「<b>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領</b>(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (4)要領により難しい場合は、監督職員と<b>協議するものとする</b></p> <p>第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)</p>	<p>第3章 橋梁下部 第1節 適用 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「<b>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領</b>(以下、「要領」という。)(<b>国土交通省、平成30年10月</b>)に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 (2)微破壊・非破壊試験は「<b>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領</b>(以下、「要領」という。)(<b>国土交通省、平成30年10月</b>)に従い行わなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督職員と<b>協議しなければならない。</b></p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (令和7年10月)</p>	<p>太字追加 国仕様書準拠[H31] (表記統一)</p> <p>国仕様書修正[R5](修正) 国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>県オリジナル削除</p> <p>適用基準改訂</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V耐震設計編) (令和7年10月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版] (令和5年2月)</p>	
<p>10-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4.適用規定 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5.塩害対策 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p>6.モルタル仕上げ 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。</p> <p>9.吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。</p>	<p>10-3-6-8 橋台躯体工</p> <p>3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4.適用規定 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5.塩害対策 受注者は、外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p>6.モルタル仕上げ 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。</p> <p>9.吸出し防止材の施工 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[H31](施工実態に基づき改正)</p> <p>適用基準改訂</p> <p>「海岸部」修正</p> <p>国仕様書準拠[H31](施工実態に基づき改定)</p> <p>誤記</p>
<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>10-3-8-9 橋脚フーチング工</p> <p>2.陸上での鋼製橋脚工 本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、設計図書の規定による。</p> <p>4.適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。</p> <p>6.フーチングの箱抜き施工 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。</p> <p>7.塩害対策 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>第8節 鋼製橋脚工</p> <p>10-3-8-1 一般事項</p> <p>2.陸上での鋼製橋脚工 本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、湖沼での施工については、設計図書の規定による。</p> <p>4.適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。</p> <p>6.フーチングの箱抜き施工 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。</p> <p>7.塩害対策 受注者は、外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>海上→湖沼</p> <p>適用基準改訂 太字追加</p> <p>「海岸部」修正</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
10-3-8-11 現場継手工 適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。	10-3-8-11 現場継手工 2.適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。	適用基準改訂 太字追加
10-3-9-1 一般事項 2.水位、潮位の観測 受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	10-3-9-1 一般事項 2.水位の観測 受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除
10-3-10-1 一般事項 2.水位、潮位の観測 受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	10-3-10-1 一般事項 2.水位の観測 受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除
10-3-11-1 一般事項 2.水位、潮位の観測 受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	10-3-11-1 一般事項 2.水位の観測 受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除
10-3-12-1 一般事項 2.水位、潮位の観測 受注者は、擁壁護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	10-3-12-1 一般事項 2.水位の観測 受注者は、擁壁護岸工の施工においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	「潮位」削除
10-3-12-4 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工の施工による。	10-3-12-4 プレキャスト擁壁工 プレキャスト擁壁工の施工については、第3編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工の規定による。	国仕様書準拠(表記統一)
第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	第4章 鋼橋上部 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (令和7年10月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月) 日本道路協会 鋼道路橋疲労設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月) 日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月) 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)	適用基準改訂 基準削除[R4] 「鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)」 基準追加[R4]

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
第3節 工場製作工 10-4-3-1 一般事項 2.施工計画書 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	第3節 工場製作工 10-4-3-1 一般事項 2.施工計画書 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	国仕様書準拠化[R3] (解釈の追記)
10-4-3-11 鋳造費 橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。	10-4-3-11 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。	国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)
10-4-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。	10-4-5-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。	適用基準改訂
10-4-8-6 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	10-4-8-6 橋梁用防護柵工 (1)受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。 (2)鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ①雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ②路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	国仕様書準拠 [H31](諸基準類の改定)
10-4-8-9 銘板工 銘板工の施工は、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。	10-4-8-9 銘板工 銘板工の施工については、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。	国仕様書準拠(表記統一)
第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 5.強度測定 (2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4.コンクリート構造物非破壊試験 (2)非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 5.強度測定 (2)微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	太字追加 国仕様書準拠[H31](表記統一) 太字追加 国仕様書準拠[H31](表記統一) 県オリジナル削除 基準追加[R4]

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>国土開発技術研究センター プレキャスト橋設計施工指針 (平成9年7月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)                      日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)                      日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)                      国土技術研究センター プレキャスト橋設計施工指針 (平成30年8月)</p>	
<p>10-5-3-7 鋳造費 橋歴板は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)、JIS H 5120(銅及び銅合金鋳物)の規定による。</p>	<p>10-5-3-7 鋳造費 橋歴板に用いる材質は、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)</p>
<p>10-5-5-1 一般事項 5.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-5-1 一般事項 5.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-5-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>10-5-5-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。</p>	<p>太字追加 適用基準改訂</p>
<p>10-5-6-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-6-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-6-2 プレキャスト主桁製作工(現場) 1.プレフレクション(応力導入)の施工 プレフレクション(応力導入)の施工については、下記の規定による。 2.リリース(応力解放)の施工 リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。 (1)リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、 6.主桁製作設備の施工 受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。</p>	<p>10-5-6-2 プレキャスト主桁製作工(現場) 1.プレフレクション(応力導入)の施工 プレフレクション(応力導入)の施工については、以下の規定による。 2.リリース(応力解放)の施工 リリース(応力解放)の施工については、以下の規定による。 (1)リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、 6.主桁製作設備の施工 受注者は、主桁製作設備の施工については、以下の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)  国仕様書準拠 [R2](諸基準類の改正)</p>
<p>10-5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>10-5-6-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。</p>	<p>適用基準改訂 太字追加</p>
<p>10-5-6-7 局部(部分)プレストレスト工 部分プレストレストの施工については、下記の規定によるものとする。</p>	<p>10-5-6-7 局部(部分)プレストレスト工 部分プレストレストの施工については、以下の規定によるものとする。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-5-6-9 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編 3-2-12-6 落橋防止装置工の規定による。</p>	<p>10-5-6-9 落橋防止装置工 落橋防止装置工の施工については、第3編 3-2-12-6 落橋防止装置製作工の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-5-7-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-7-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>10-5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>10-5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。</p>	<p>適用基準改訂 太字追加</p>
<p>10-5-8-1 一般事項 6.定着具及び接続具伸使用 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-8-1 一般事項 6.定着具及び接続具の使用 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>誤記 国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>10-5-8-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>適用基準改訂 太字追加</p>
<p>10-5-9-1 一般事項 5.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-9-1 一般事項 5.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-10-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-10-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>10-5-10-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による</p>	<p>適用基準改訂 太字追加</p>
<p>10-5-11-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-11-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>
<p>10-5-11-2 PC 片持箱桁製作工 3.適用規定(3) 受注者は、PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手(普通継手・緊張端継手)がある場合は「プレレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。</p>	<p>10-5-11-2 PC 片持箱桁製作工 3.適用規定(3) 受注者は、PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手(普通継手・緊張端継手)がある場合は「プレレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。</p>	<p>太字修正</p>
<p>10-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。</p>	<p>10-5-11-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。</p>	<p>適用基準改訂 太字追加</p>
<p>10-5-12-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>10-5-12-1 一般事項 7.PC 鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](JIS の表記修正)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
10-5-12-2 PC 押出し箱桁製作工 4.適用規定(4) 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第3編 3-2-3-13 ポステンション桁製作工の規定による。 5.主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、 <u>下記</u> の規定による。	10-5-12-2 PC 押出し箱桁製作工 4.適用規定(4) 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編 3-2-3-13 ポステンション桁製作工の規定による。 5.主桁製作設備の施工 主桁製作設備の施工については、 <u>以下</u> の規定による。	国仕様書準拠(表記統一)  国仕様書準拠(表記統一)
第6章 トンネル(NATM) 9.坑内観察調査 ～。なお、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	第6章 トンネル(NATM) 9.坑内観察調査 ～。受注者は、計測記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	国仕様書準拠[H31] (重複表記を修正)
第2節 適用すべき諸基準 <u>また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</u> 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)	第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (令和元年9月) 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (平成31年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年4月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月) 厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン (令和6年3月)	県オリジナル削除  適用基準改訂  基準追加[H31]
10-6-3-2 掘削工 1.一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、	10-6-3-2 掘削工 1.一般事項 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、 8.切羽監視責任者の配置 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議し配置不要とすることができる。	国仕様書修正[R5](誤植) 国仕様書準拠 [H31](歩掛改定に伴い切羽監視責任者を配置することになったため責任者の配置を明示)
10-6-4-2 材料 4.金網工に使用する材料 金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網)で 150mm×150mm×径 5mm の規格による。	10-6-4-2 材料 4.金網工に使用する材料 金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子)で 150 mm×150 mm×径 5 mmの規格による。	JIS 改正
10-6-4-6 金網工 受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、	10-6-4-6 金網工 受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第一層の施工後に、	国仕様書準拠(表記統一)
10-6-5-3 覆工コンクリート工 3.コンクリートの締固め ～。なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。	10-6-5-3 覆工コンクリート工 3.コンクリートの締固め なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレーターを使用するものとする。 11.横断目地	国仕様書準拠(表記統一)  国仕様書追加[R5](新規追加)

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
11.打設時期	トシ補工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。 12.打設時期	番号修正
10-6-6-4 インバート本体工 5.適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-23 施工管理第8項の規定による。	10-6-6-4 インバート本体工 5.適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-26 施工管理第8項の規定による。	番号修正
10-6-8-2 坑口付工 受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編 1-1-1-3 設計図書 <del>の</del> 照査等に関する処置を行わなければならない。	10-6-8-2 坑口付工 受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編 1-1-1-3 <b>設計図書</b> の照査等に関する処置を行わなければならない。	太字追加
10-6-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編 3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による <b>ものとする</b> 。	10-6-8-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第3編 3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	国仕様書準拠(表記統一)
10-6-8-6 銘板工 2.標示板の材質 受注者は、 <b>標示板の材質は JIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、</b> 両坑口に図 10-6-2 を標準として取付けしなければならない。 図 10-6-2 標示板の <b>刻示標準</b> 図	10-6-8-6 銘板工 2.標示板の材質 <b>標示板に用いる材質は、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。</b> なお、両坑口に図 10-6-2 を標準として取付けなければならない。 図 10-6-2 標示板の <b>設置イメージ</b> 図	国仕様書変更[R7] (諸基準類との整合) 国仕様書準拠[H31] (イメージ図であることを明記)
10-6-9-4 掘削補助工 B また、その範囲により周辺環境に影響を与える <b>恐れ</b> があるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。	10-6-9-4 掘削補助工 B また、その範囲により周辺環境に影響を与える <b>おそれ</b> があるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。	国仕様書準拠(表記統一)
第7章 コンクリートシット 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	第7章 コンクリートシット 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (令和7年10月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) <b>[2022年制定]</b> (2023年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) <b>[2023年制定]</b> (2023年9月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月)	県オリジナル削除 適用基準改訂
10-7-3-6 受台工 2.均 <b>コンクリート</b> の施工 受注者は、 <b>均コンクリート</b> の施工については、 3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、 <b>防錆のため鉄筋にエポキシ樹脂を塗布し</b>	10-7-3-6 受台工 2.均 <b>しコンクリート</b> の施工 受注者は、 <b>均しコンクリート</b> の施工については、 3.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、 <b>防錆、防食、損傷等を受けないように</b>	誤記 国仕様書準拠

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
なければならぬ。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならぬ。	これらを保護しなければならぬ。 なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならぬ。	[R4](工種間の整合)
10-7-4-1 一般事項 本節は、プレキャストシェット上部工としてシェット購入工、架設工、土砂囲工、柱脚コンクリート工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定める。	10-7-4-1 一般事項 本節は、プレキャストシェット上部工としてシェット購入工、架設工、土砂囲工、柱脚コンクリート工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定める。	アンダーライン追加
10-7-4-3 架設工 2.適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会平成16年4月)の規定による。	10-7-4-3 架設工 2.適用規定(2) 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。	適用基準改訂 太字修正
10-7-4-6 横締め工 4.許容値 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	10-7-4-6 横締め工 4.許容値 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	誤記
10-7-4-7 防水工 2.防水工の接合部や隅角部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、	10-7-4-7 防水工 2.防水工の接合部や隅角部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張部等において、	国仕様書準拠(表記統一)
10-7-6-5 銘板工 2.銘板の材質 銘板の材質は JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。	10-7-6-5 銘板工 2.銘板の材質 銘板に用いる材質は、第3編 3-2-3-25 銘板工の規定による。	国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)
第8章 鋼製シェット 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覧 (平成24年4月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)	第8章 鋼製シェット 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (令和7年10月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成30年12月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月) 日本道路協会 斜面上の深基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	県オリジナル削除 適用基準改訂 基準削除[R4]「日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集(平成3年7月)」 誤記修正
10-8-5-6 受台工 4.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にエポキシ樹脂を塗布しなければならぬ。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得な	10-8-5-6 受台工 4.防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならぬ。なお、施工方法に関しては監督職員の承諾を得なければならぬ。	国仕様書準拠[R4](工種間の整合)

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>なければならない。</p> <p>5.支承部の箱抜き施工 受注者は、支承部の箱抜き施工については、<a href="#">道路橋支承便覧第5章</a> 支承部の施工の規定による。</p> <p>～</p> <p>7.塩害処置 受注者は、<a href="#">海岸部</a>での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>ない。</p> <p>5.支承部の箱抜き施工 受注者は、支承部の箱抜き施工については、<a href="#">「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)</a>の規定による。～</p> <p>7.塩害処置 受注者は、<a href="#">外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所</a>での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p>	<p>太字修正 適用基準改訂</p> <p>「海岸部」修正</p>
<p>10-8-6-4 現場継手工 <a href="#">現場継手</a>の施工については、第3編 3-2-3-23 現場継手工の規定による。</p>	<p>10-8-6-4 現場継手工 <a href="#">現場継手工</a>の施工については、第3編 3-2-3-23 現場継手工の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-8-7-5 銘板工 <a href="#">2.銘板の材質</a> 銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。</p> <p>受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <p>受注者は、銘板に記載する年月は鋼製<b>シット</b>の製作年月を記入しなければならない。</p>	<p>10-8-7-5 銘板工 <a href="#">2.銘板の材質</a> 銘板に用いる材質は、<a href="#">第3編 3-2-3-25 銘板工</a>の規定による。</p> <p><a href="#">3.銘板</a> 受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <p><a href="#">4.銘板に記載する年月</a> 受注者は、銘板に記載する年月は鋼製<b>シット</b>の製作年月を記入しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R7] (諸基準類との整合)</p>
<p>第9章 地下横断歩道 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<a href="#">下記の</a>基準類による。 <u>また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</u> 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)</p>	<p>第9章 地下横断歩道 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<a href="#">以下の</a>基準類による。 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-9-3-1 一般事項 <a href="#">2.埋設管の位置確認</a> 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><a href="#">4.占用物件等による協議</a> 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>10-9-3-1 一般事項 <a href="#">2.埋設管の位置確認</a> 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><a href="#">4.占用物件等による協議</a> 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-9-3-2 掘削工 <a href="#">2.地盤改良等</a> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>10-9-3-2 掘削工 <a href="#">2.地盤改良等</a> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>第10章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<a href="#">下記の</a>基準類による。 <u>また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</u> 日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)</p>	<p>第10章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<a href="#">以下の</a>基準類による。 日本道路協会 駐車場設計・施工指針 <a href="#">同解説</a> (平成4年11月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>県オリジナル削除 適用基準改訂</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
10-10-6-3 防水工 1.防水工の接合部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	10-10-6-3 防水工 1.防水工の接合部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	国仕様書準拠(表記統一)
第11章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トシ標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	第11章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 土木学会 トシ標準示方書 シールド工法編・同解説[2016年制定] (平成28年8月)	国仕様書準拠(表記統一) 県オリジナル削除 基準削除[R3] (発行元が存在しないため) 適用基準改訂
10-11-6-5 防水工 2.防水層の破損防止 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	10-11-6-5 防水工 2.防水層の破損防止 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水層が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	誤記修正
10-11-7-2 プレキャスト躯体工 プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。	10-11-7-2 プレキャスト躯体工 プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)」によるものとする。	表記修正
第12章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	第12章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。	国仕様書準拠(表記統一) 適用基準改訂 県オリジナル削除 基準削除[R3] (発行元が存在しないため削除)
10-12-5-2 管路工(管路部) 2.単管を用いる場合の施工 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	10-12-5-2 管路工(管路部) 2.単管を用いる場合の施工 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	国仕様書準拠[R3](表記統一)
10-12-5-4 現場打ボックス工(特殊部) 現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第10編 10-11-6-2 現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	10-12-5-4 現場打ボックス工(特殊部) 現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第10編 10-11-6-2 現場打躯体工の規定による。	国仕様書準拠(表記統一)
第13章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	第13章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。	国仕様書準拠(表記統一) 県オリジナル削除 基準削除[R3] (発行元が存在しないため削除)
10-13-3-1 一般事項 本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り・埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。	10-13-3-1 一般事項 本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り・埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。	表記統一
第14章 道路維持 第1節 適用	第14章 道路維持 第1節 適用	

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を<b>行なう</b>必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 <u>また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</u></p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成27年6月)  日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和28年3月)</p>	<p>5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を<b>行う</b>必要がある場合は、第1編総則1-1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和2年8月) <b>日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (平成28年11月)</b> 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (平成28年3月)</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一) 番号修正</p> <p>県オリジナル削除</p> <p>基準追加[H31]</p>
<p>10-14-3-2 道路巡回工 3.交通異常の場合の処置 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる<b>恐れ</b>がある場合は、</p>	<p>10-14-3-2 道路巡回工 3.交通異常の場合の処置 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる<b>おそれ</b>がある場合は、</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-14-4-5 切削オーバーレイ工 3.舗設 受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を<b>行なわなければならない</b>。</p>	<p>10-14-4-5 切削オーバーレイ工 3.舗設 受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を<b>行わなければならない</b>。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-14-4-7 路上再生工 1.路上路盤再生工 (2) 添加材料の使用量 ②受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の「5-3 再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、 (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により (4) 気象条件 気象条件は、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工による。 (6) 整形及び締固め ②受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを<b>越える</b>場合の締固めは、 (7) 養生 養生については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工により<b>施工する</b>。 2.路上表層再生工 (2)室内配合 ①受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、 (3) 現場配合</p>	<p>10-14-4-7 路上再生工 1.路上路盤再生工 (2) 添加材料の使用量 ②受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 5-3 再生路盤材料に関する試験」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成31年3月)に示される「F007 突固め試験方法」により (4) 気象条件 気象条件は、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の<b>規定</b>による。 (6)整形及び締固め ②受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを<b>越える</b>場合の締固めは、 (7)養生 養生については、第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の<b>規定</b>による。 2.路上表層再生工 (2)室内配合 ①受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し (3) 現場配合</p>	<p>適用基準改訂 太字修正 国仕様書変更[R7](誤記修正) 国仕様書準拠[R7](誤記修正)</p> <p>国仕様書準拠(表記統一) 誤記修正</p> <p>国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>番号修正[R7]</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>受注者は、レベージ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマッシュ安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-24マッシュ安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。</p> <p>(4) 基準密度</p> <p>受注者は、「路上表層再生工法技術指針(案)の7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い、</p>	<p>受注者は、レベージ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマッシュ安定度試験を行い、第3編3-2-6-3アスファルト舗装の材料、表3-2-21マッシュ安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。</p> <p>(4) 基準密度</p> <p>受注者は、「路上表層再生工法技術指針(案)7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い</p>	<p>番号修正[R7]</p> <p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-14-5-1 一般事項</p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>10-14-5-1 一般事項</p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>表記統一</p>
<p>10-14-6-1 一般事項</p> <p>本節は、防護柵工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>10-14-6-1 一般事項</p> <p>本節は、防護柵工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>表記統一</p>
<p>10-14-7-2 材料</p> <p>4.標識板</p> <p>受注者は、<b>標識板</b>には設計図書に示す位置に補強材を<b>標識板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5.標識板の下地処理</p> <p>受注者は、<b>標識板</b>の下地処理に<b>あ</b>ったては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6.標識板の文字・記号等</p> <p>受注者は、<b>標識板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び<b>道路標識設置基準・同解説</b>による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>10-14-7-2 材料</p> <p>4.標示板</p> <p>受注者は、<b>標示板</b>には設計図書に示す位置に補強材を<b>標示板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5.標示板の下地処理</p> <p>受注者は、<b>標示板</b>の下地処理に<b>あ</b>たっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6.標示板の文字・記号等</p> <p>受注者は、<b>標示板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び<b>道路標識設置基準・同解説</b>(日本道路協会 令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>誤記修正</p> <p>国仕様書準拠 [R3](諸基準類の改正)</p> <p>太字修正</p>
<p>10-14-12-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>カルバートの施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱2-6構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>10-14-12-1 一般事項</p> <p>2.適用規定</p> <p>カルバートの施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱2-6構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>太字修正</p>
<p>10-14-12-2 材料</p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが、記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。</p>	<p>10-14-12-2 材料</p> <p>プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが、記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>10-14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法)</p> <p>5.油脂等の除去</p> <p>受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及び<b>ゴミ</b>をアセトン等により除去しなければならない。</p>	<p>10-14-14-3 床版補強工(鋼板接着工法)</p> <p>5.油脂等の除去</p> <p>受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及び<b>ごみ</b>をアセトン等により除去しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠時[R3](表記統一)</p>
<p>10-14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)</p> <p>3.素地調整</p> <p>既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。</p> <p>6.スベ-サの打込み</p> <p>受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスベ-サを50cm程度の間隔で千鳥に打込</p>	<p>10-14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)</p> <p>3.素地調整</p> <p>既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。</p> <p>6.スベ-サの打込み</p> <p>受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスベ-サを50cm程度の間隔で千鳥に打込</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>国仕様書準拠</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																				
<p>まなければならない。</p> <p>8.注入パイプの撤去 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去し<del>ガイド</del>等で表面仕上げをしなければならない。</p> <p>11.クラック注入延長及び注入量の変更 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>まなければならない。</p> <p>8.注入パイプの撤去 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去し<del>ガイド</del>等で表面仕上げをしなければならない。</p> <p>11.クラック注入延長及び注入量の変更 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議<del>しなければならない</del>。</p>	<p>[R3](表記統一)</p> <p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																				
<p>10-14-14-6 床版取替工</p> <p>4.プレキャスト床版の設置 受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持<del>桁</del>フランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p>	<p>10-14-14-6 床版取替工</p> <p>4.プレキャスト床版の設置 受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持<del>けた</del>フランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																				
<p>10-14-14-7 旧橋撤去工</p> <p>5.落下物防止対策 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に<del>つとめなければ</del>ならない。</p>	<p>10-14-14-7 旧橋撤去工</p> <p>5.落下物防止対策 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に<del>努めなければ</del>ならない。</p>	<p>国仕様書準拠[R5](誤植)</p>																				
<p>第15節 橋梁付属物工</p> <p>10-14-15-2 伸縮継手工</p> <p>3.交通<del>解放</del>の時期 受注者は、交通<del>解放</del>の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第15節 橋梁付属物工</p> <p>10-14-15-2 伸縮継手工</p> <p>3.交通<del>開放</del>の時期 受注者は、交通<del>開放</del>の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>誤記修正</p>																				
<p>10-14-17-3 橋梁塗装工</p> <p>表 10-14-2 素地調整程度と作業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>-</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用、<del>ブラスト法</del></td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用、 <del>ブラスト法</del>	<p>10-14-17-3 橋梁塗装工</p> <p>表 10-14-2 素地調整程度と作業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>素地調整程度</th> <th>さび面積</th> <th>塗膜異常面積</th> <th>作業内容</th> <th>作業方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2種</td> <td>30%以上</td> <td>-</td> <td>旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。</td> <td>ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用</td> </tr> </tbody> </table>	素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法	2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用	<p>国仕様書準拠 [R4] (ブラスト法削除)</p>
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																		
2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用、 <del>ブラスト法</del>																		
素地調整程度	さび面積	塗膜異常面積	作業内容	作業方法																		
2種	30%以上	-	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はゾングライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー、ワイヤホイルなどの電動工具と手工具との併用																		
<p>10-14-18-3 裏込注入工</p> <p>1.裏込注入 ～なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を<del>得ものとする</del>。</p> <p>3.注入孔の<del>充填</del> 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。</p>	<p>10-14-18-3 裏込注入工</p> <p>1.裏込注入 ～なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を<del>得なければならない</del>。</p> <p>3.注入孔の<del>充てん</del> 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																				
<p>10-14-18-4 漏水対策工</p> <p>2.線導水の施工 受注者は、線導水の施工については、<del>ハツリ</del>後、</p>	<p>10-14-18-4 漏水対策工</p> <p>2.線導水の施工 受注者は、線導水の施工については、<del>はつり</del>後、</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																				

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
10-14-19-3 付属物復旧工 5.標識板復旧の施工 受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	10-14-19-3 付属物復旧工 5.標示板復旧の施工 受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	国仕様書準拠[H31](用語修正)
第20節 道路清掃工 10-14-20-3 路面清掃工 2.支障物の撤去及び散水 受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を <b>行なわなければならない</b> 。	第20節 道路清掃工 10-14-20-3 路面清掃工 2.支障物の撤去及び散水 受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を <b>行わなければならない</b> 。	国仕様書準拠(表記統一)
10-14-20-4 路肩整正工 受注者は、路肩 <b>正整</b> の施工については、	10-14-20-4 路肩整正工 受注者は、路肩 <b>整正</b> の施工については、	国仕様書修正[R5](誤記)
10-14-20-8 構造物清掃工 2.破損防止 受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように <b>行なわなければならない</b> 。	10-14-20-8 構造物清掃工 2.破損防止 受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように <b>行わなければならない</b> 。	国仕様書準拠(表記統一)
第15章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。 日本建設 <b>機械化協会</b> 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月) 第3節 除雪工 10-15-3-1 一般事項 2.施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-1-4 施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。 7.報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に <b>連絡するものとし、翌日までに</b> 設計図書に示す様式により～ 9.作業上支障となる箇所 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <b>つとめなければならない</b> 。	第15章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準 日本建設 <b>機械施工協会</b> 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月) 第3節 除雪工 10-15-3-1 一般事項 2.施工計画書 除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-1-6 施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする 7.報告書 受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に <b>連絡するとともに、</b> 設計図書に示す様式により～ 9.作業上支障となる箇所 受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に <b>努めなければならない</b> 。	県オリジナル削除 適用基準改訂 項ずれ 国仕様書準拠[R6](表現修正) “翌日までに”削除 国仕様書修正 [R5](誤植)
10-15-3-3 一般除雪工 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示 <b>によるものとする</b> 。	10-15-3-3 一般除雪工 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法 <b>について、</b> 監督職員の指示を <b>受けなければならない</b> 。	国仕様書準拠 (表記統一)
10-15-3-5 凍結防止工 4.凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編) 8.5.8 貯蔵及び積み込み」(日本建設 <b>機械化協会</b> 、平成16年12月)の規定による。	10-15-3-5 凍結防止工 4.凍結防止剤の保管等 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8 貯蔵及び積み込み」(日本建設 <b>機械施工協会</b> 、平成16年12月)の規定による	適用基準改訂 太字修正
10-15-3-6 歩道除雪工	10-15-3-6 歩道除雪工	

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要																						
<p>1.一般事項 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>2.適用規定 受注者は、クレーハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。</p>	<p>1.一般事項 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p>2.適用規定 受注者は、クレーハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」(建設省、昭和63年10月)を参考とする。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																						
<p>10-15-3-7 安全処理工</p> <p>2.適用規定 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5 雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。</p>	<p>10-15-3-7 安全処理工</p> <p>2.適用規定 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5 雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>																						
<p>10-15-3-8 雪道巡回工</p> <p>3.異常時の処置 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、</p>	<p>10-15-3-8 雪道巡回工</p> <p>3.異常時の処置 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、</p>	<p>国仕様書準拠[H31](表記統一)</p>																						
<p>10-15-3-9 待機補償費</p> <p>1.一般事項 待機費とは、設計図書または監督職員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、</p>	<p>10-15-3-9 待機補償費</p> <p>1.一般事項 待機費とは、設計図書または監督職員の指示により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、</p>	<p>太字追加</p>																						
<p>第16章 道路修繕</p> <p>5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-1-41 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p>	<p>第16章 道路修繕</p> <p>5.臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (令和6年3月)</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一) 番号修正[R7] 県オリジナル削除 適用基準改訂</p>																						
<p>10-16-3-1 一般事項</p> <p>3.鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、</p>	<p>10-16-3-1 一般事項</p> <p>3.鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、</p>	<p>誤記修正</p>																						
<p>10-16-3-6 RC 橋脚巻立て鋼板製作工</p> <p>3.型鋼製作</p>	<p>10-16-3-6 RC 橋脚巻立て鋼板製作工</p> <p>3.形鋼製作</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>																						
<p>10-16-5-2 材料</p> <p>表 10-16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" data-bbox="184 1690 845 1923"> <tr> <td colspan="2">種類及び記号</td> <td>ノオン乳剤・MN-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度(25°C)</td> <td>60を越え300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分%</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯留安定度(24時間)%</td> <td>1以下</td> </tr> </table>	種類及び記号		ノオン乳剤・MN-1	蒸発残留物	針入度(25°C)	60を越え300以下	トルエン可溶分%	97以上	貯留安定度(24時間)%		1以下	<p>10-16-5-2 材料</p> <p>表 10-16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" data-bbox="1329 1690 1991 1923"> <tr> <td colspan="2">種類及び記号</td> <td>ノオン乳剤・MN-1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度(25°C)</td> <td>60を超え300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分%</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貯蔵安定度(24時間)%</td> <td>1以下</td> </tr> </table>	種類及び記号		ノオン乳剤・MN-1	蒸発残留物	針入度(25°C)	60を超え300以下	トルエン可溶分%	97以上	貯蔵安定度(24時間)%		1以下	<p>誤記 国仕様書準拠(表記統一)</p>
種類及び記号		ノオン乳剤・MN-1																						
蒸発残留物	針入度(25°C)	60を越え300以下																						
	トルエン可溶分%	97以上																						
貯留安定度(24時間)%		1以下																						
種類及び記号		ノオン乳剤・MN-1																						
蒸発残留物	針入度(25°C)	60を超え300以下																						
	トルエン可溶分%	97以上																						
貯蔵安定度(24時間)%		1以下																						

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>10-16-9-2 材料</p> <p>2.標識工錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)から JIS K 5674(鉛・クロムワリ-さび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。</p> <p>4.リブの取付 受注者は、<b>標識板</b>には設計図書に示す位置にリブを<b>標識板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5.脱脂処理 受注者は、<b>標識板</b>の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6.<b>標識板</b>の文字・記号等 受注者は、<b>標識板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」(日本道路協会、<b>昭和62年1月</b>)による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	<p>10-16-9-2 材料</p> <p>2.標識工錆止めペイント 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)から JIS K 5674(鉛・クロムワリ-さび止めペイント)に適合するものとする。</p> <p>4.リブの取付 受注者は、<b>標示板</b>には設計図書に示す位置にリブを<b>標示板</b>の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5.脱脂処理 受注者は、<b>標示板</b>の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6.<b>標示板</b>の文字・記号等 受注者は、<b>標示板</b>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」(日本道路協会 <b>令和2年6月</b>)による色彩と寸法で、標示しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>誤記</p> <p>国仕様書準拠 [H31](用語修正)</p> <p>太字追記 適用基準改訂</p>
<p>10-16-16-1 一般事項</p> <p>2.適用規定 受注者は、<b>加</b>の施工にあつては、「<b>道路土工-加</b>」<b>工指針 7-1 基本方針</b>」(<b>日本道路協会、平成22年3月</b>)及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」(<b>日本道路協会、平成21年6月</b>)の規定による。</p>	<p>10-16-16-1 一般事項</p> <p>2.適用規定 受注者は、<b>加</b>の施工にあつては、「<b>道路土工-加</b>」<b>工指針 7-1 基本方針</b>」(<b>日本道路協会、平成22年3月</b>)及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」(<b>日本道路協会、平成21年6月</b>)の規定による。</p>	<p>表記統一 太字修正</p>
<p>10-16-16-2 材料</p> <p>受注者は、<b>プレキャスト加</b>の施工に使用する材料は設計図書によるものとするが、記載なき場合、「<b>道路土工-加</b>」<b>工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」(<b>日本道路協会、平成22年3月</b>)の規定による。</p>	<p>10-16-16-2 材料</p> <p>受注者は、<b>プレキャスト加</b>の施工に使用する材料は設計図書によるものとするが、記載なき場合、「<b>道路土工-加</b>」<b>工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」(<b>日本道路協会、平成22年3月</b>)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>第17節 法面工</p> <p>2.適用規定 法面の施工にあつて、「<b>道路土工-切土工・斜面安定工指針</b>」の<b>り面工編、斜面安定工編</b>」(<b>日本道路協会、平成21年6月</b>)、「<b>道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」(日本道路協会、平成22年4月)、「<b>のり砕工の設計・施工指針第8</b>吹付砕工、第9章<b>プレキャスト砕工</b>、第10章<b>現場打ちコンクリート砕工</b>、第11章<b>中詰工</b>」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「<b>グラウンドアンカ</b>-設計・施工基準、同解説第7章<b>施工</b>」(地盤工学会、平成12年5月)の規定による。</p>	<p>第17節 法面工</p> <p>2.適用規定 法面の施工にあつて、「<b>道路土工-切土工・斜面安定工指針</b>」の<b>り面工編、斜面安定工編</b>」(<b>日本道路協会、平成21年6月</b>)、「<b>道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」(日本道路協会、平成22年4月)、「<b>のり砕工の設計・施工指針第8</b>章吹付砕工、第9章<b>プレキャスト砕工</b>、第10章<b>現場打ちコンクリート砕工</b>、第11章<b>中詰工</b>」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「<b>グラウンドアンカ</b>-設計・施工基準、同解説第7章<b>施工</b>」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。</p>	<p>太字修正</p>
<p>第18節 落石雪害<b>防止工</b></p> <p>10-16-18-1 一般事項</p> <p>1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p> <p>2.落石雪害防止工の施工 ～ただし、緊急を要する場合、</p>	<p>第18節 落石雪害<b>防護工</b></p> <p>10-16-18-1 一般事項</p> <p>1.適用工種 本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p> <p>2.落石雪害防止工の施工 ～ただし、緊急を要する<b>場合には</b></p>	<p>表記統一</p> <p>国仕様書準拠[H31](表記統一)</p>
<p>第19節 橋梁床版工</p>	<p>第19節 橋梁床版工</p>	

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>10-16-19-1 一般事項 1.適用工種 本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)・(増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>10-16-19-1 一般事項 1.適用工種 本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接着工法)、床版補強工(増桁架設工法)、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>第21節 橋梁支承工 10-16-21-1 一般事項 本節は、橋梁支承工として鋼橋支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第21節 橋梁支承工 10-16-21-1 一般事項 本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-16-21-4 PC橋支承工 1.既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。 3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。</p>	<p>10-16-21-4 PC橋支承工 1.既設支承の撤去作業 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 3.ジャッキアップ工法採用時の注意 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>第22節 橋梁付属物工 10-16-22-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>第22節 橋梁付属物工 10-16-22-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-16-22-4 落橋防止装置工 1.配筋状況の確認 ～配筋状況の確認を実施しなければならない。 2.アンカーの削孔時の注意 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。 3.異常時の処置 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。</p>	<p>10-16-22-4 落橋防止装置工 1.配筋状況の確認 ～配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。 2.アンカーの削孔時の注意 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。 3.異常時の処置 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>国仕様書準拠 [H31] (提出の明確化)  国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>第23節 横断歩道橋工 10-16-23-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。</p>	<p>第23節 横断歩道橋工 10-16-23-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>
<p>10-16-24-1 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り・埋戻し)、</p>	<p>10-16-24-1 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り、埋戻し)、</p>	
<p>第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 1.一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、 7.工場加工と現場加工 受注者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、</p>	<p>第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 1.一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、 7.工場加工と現場加工 受注者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>

栃木県土木工事共通仕様書 第10編 道路編 新旧対照表

現行 土木工事共通仕様書(令和4年度)	改定 土木工事共通仕様書(令和8年度)	変更概要
<p>18.練り混ぜ 無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p>19.練り上がり温度 モルタルの練り上がり温度は、10~30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p>24.コンクリート面用プライマーの塗布 根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、</p> <p>25.鋼板両面用のプライマーの塗布 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。</p> <p>27.騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-1-30 環境対策の規定によらなければならない。</p> <p>29.超音波探傷試験の検査技術者 超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>	<p>18.練混ぜ 無収縮モルタルの練混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p>19.練り上がり温度 モルタルの練り上がり温度は、10~30℃を標準とするが、この範囲外での練混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p>24.コンクリート面用プライマーの塗布 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、</p> <p>25.鋼板両面用のプライマーの塗布 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。</p> <p>27.騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-1-33 環境対策の規定によらなければならない。</p> <p>29.超音波探傷試験の検査技術者 超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に基づく2種以上の有資格者とする。</p>	<p>番号修正[R7]</p> <p>国仕様書準拠[R5] (修正)</p>
<p>10-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6.騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-1-30 環境対策の規定による</p>	<p>10-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</p> <p>6.騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編 1-1-1-33 環境対策の規定による。</p>	<p>番号修正[R7]</p>
<p>10-16-26-2 材料 内装板に使用する材料は、設計図書によるものとし、その他の材料については、第2編材料編の規定によるものとする。</p>	<p>10-16-26-2 材料 内装板に使用する材料は、設計図書によるものと、その他の材料については、第2編材料編の規定による。</p>	<p>国仕様書準拠(表記統一)</p>